

平成21年6月16日

1. 出席議員

議長	杉原豊喜	副議長	牟田勝浩
1番	上田雄一	2番	浦泰孝
3番	山口裕子	4番	松尾陽輔
5番	大河内智	6番	宮本栄八
7番	古川盛義	8番	上野淑子
9番	山口良広	10番	吉川里已
11番	山崎鉄好	12番	末藤正幸
13番	前田法弘	14番	小柳義和
15番	石橋敏伸	16番	樋渡博徳
17番	小池一哉	18番	大渡幸雄
19番	山口昌宏	20番	松尾初秋
21番	吉原武藤	22番	平野邦夫
23番	江原一雄	26番	川原千秋
27番	高木佐一郎	28番	富永起雄
29番	黒岩幸生	30番	谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	末次隆裕
次長	筒井孝一
議事係長	川久保和幸
議事係員	森正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市				長	樋	渡	啓	祐
副		市		長	古	賀		滋
教		育		長	浦	郷		究
政	策		部	長	大	庭	健	三
政	策	部	理	事	角			眞
営	業	部		長	前	田	敏	美
営	業	部	理	事	伊	藤	元	康
く	ら	し	部	長	國	井	雅	裕
こ	ど	も	部	長	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	く	り	松	尾		定
山	内	支	所	長	牟	田	泰	範
北	方	支	所	長	岩	永		浄
会	計	管	理	者	馬	渡	公	子
教	育	部		長	浦	郷	政	紹
水	道	部		長	宮	下	正	博
市	民	病	院	事	古	賀	雅	章
総	務	課		長	山	田	義	利
財	政	課		長	中	野	博	之
企	画	課		長	橋	口	正	紀

議 事 日 程

第 3 号

6月16日(火)10時開議

日程第1 市政事務に対する一般質問

平成21年6月武雄市議会定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
6	22 平 野 邦 夫	1. 武雄市民病院の民間移譲で市民が求める地域医療に責任が果たせるのか 1) 移譲に関する協定書、売却予定額について 2) 契約相手の変更に関することについて 3) 移譲相手の医療方針について 2. 就学前児童の医療費無料化について 1) 窓口での無料化を 3. 福祉行政について 1) 就労支援と雇用の現状について
7	23 江 原 一 雄	1. 市長公用車の交通事故について 2. 人事について 3. 市民病院問題について 4. 国民健康保険会計について
8	25 牟 田 勝 浩	1. 市民病院について 2. ユニバーサルデザインについて 3. 道路・河川行政について 4. 地域行政について
9	6 宮 本 栄 八	1. 市民病院について 2. 下水道の整備について 3. 教育行政について 4. 区画整理と観光について 5. 道路整備及び新幹線 6. 企業誘致の進め方について

開 議 10時

議長（杉原豊喜君）

おはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

市政事務に対する一般質問を続けます。

日程から見まして、本日は6番宮本議員の質問まで終わりたいと思います。

それでは、通告の順序に従いまして、22番平野議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。日本共産党の平野邦夫でございます。議長より発言の許可を得ましたので、一般質問に入りますけれども、その前に、議長に議員の質問権並びに議事運営に関して要請したいということがあります。

6月10日付で議長名・議運長連名で、議員各位あてに一般質問についてという文書がファクスで送付されてきたと思います。私だけじゃないと思いますけれども、その文書を読みますと、「武雄市議会では議案審議における質疑を保障し、委員会での審査を重んじての議会運営がなされてきております。このようなことで、慣例により事前審査にあたるような質問は極力行わないようにされてきており、通告者におかれましても、この趣旨を十分にご理解いただき、ご配慮願いたいと思います」という内容であります。

議員の一般質問というのは、自治体行政の広範な分野にわたって質問することができますし、したがって、市民の皆さん方の多面的な要求を縦横に取り上げることができる、そういう、いわば議員にとっては命とも言える内容であります。議員の政治的識見が問われる重要な機会になるものであります。執行部が提案した議案に対する質疑とでは、おのずとこれは違ってきます。このことを、それぞれ十分御配慮いただいて、議事運営に当たっていただくことを要請しておきたいと思っております。

さて、質問の中身に入っていきたいと思っておりますけれども、通告していただいておりますのは武雄市民病院の民間移譲で、市民が求める地域医療に責任が持てるのかという内容であります。

具体的な質問に入ります前に、昨日、何番ですか、山口良広議員の質問の中で、リコールの要求は理不尽だと、市長はそう答弁されました。昨年11月19日に記者会見された内容では、22日から市長の解職を求めるリコールを始めますと、市民病院の民間移譲は納得できない、議会では多数の支持があつて通りましたが、納得できない市民の側が市民病院を残してほしいという願いを通すには、市長のリコールしかない、最後の選択にかけたわけであり、これを市長が理不尽だと批判するのはどうなのかと、市長の考えを最初に聞いておきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、手続上のお話からいたしますね。まず、リコールというのは言うまでもなく、首長と議会に対する解職請求があります。その上で、前の市民病院の民間移譲に当たっては、これは議決マターなんです。議決をしていますので、むしろ解職請求のあて先人とするならば、これは議会であるというふうに思わざるを得ないんです。首長は提案権しかございません。それを、提案権を是とするもの、是か否かするのは議会しかないわけです。その議会で決まったことに対して、これはおかしいではないかといったときの、繰り返し申し上げますけれども、あて先は議会以外にしか私はないというふうに、今でも思っております。これが、まず手続上の問題であります。

それともう1つが、リコールといった場合に、これが本当になじむのかと。普通、私が法的に理解をする場合に、リコールというのは私に不正があった、あるいは不正によって市に重大な損害を至らしめたという、明白な根拠があったときに私はリコールというのはあると思います。しかし、議会で議決をして、そして、まだ何も始まっていないわけですよ。ですので、そういったことでリコールを私が受けざるを得なかったということに関して言うと、やっぱり一重にも二重にも理不尽だったと、私は思っております。リコール、そして、しかもそこに議会の議員が何人かいらしたということにすると、それは議会の否定ではないかということまで言わざるを得ません。

まだ幾つか理由はありますけれども、大きな理由としては、まず、この3点を上げたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

市民病院の民間移譲というのは、議員提案じゃないですね。市長が提案したんですね。それは間違えないよう理解をしたい。理不尽というのは、もちろん釈迦に説法ですから、改めて説明するまでもないと思いますけれども、しかし、言葉というのは大事ですから調べてみました。そこに書いてあるのは、道理を尽くさないこと、道理に合わないこと。これは市民病院を引き受けた平成12年前、これは古賀副市長が詳しいでしょう。何年かこれ、国立病院を武雄市民病院に引き受けるかどうかという市民的な論争がありましたですね。市民の世論としては、やはり武雄市としてはなくすわけにはいかないと、総合病院が欲しいという論議を重ねながら、議会でも随分論議を重ねながら引き受けたと。そういう歴史があるんですよ。それを市長が民間移譲という提案をした、それは議会としては大いに論議する材料ですよ、材料というのはおかしいですけども、市民の命と健康をどう守っていくかと、中核的な医療施設として役割を果たしてきたと。これを民間に売り渡す、これは市民の中でも賛

否が大いに沸き起こりますよね。ですから、これは市長、あれですよ。提案する側だって、リコールするなら議員だと、議会だと。これは本末転倒ですよ。総務省出身をいつも言われますからね、地方自治法に住民の権利というのはどう位置づけられているのかと。これは何回も言いますが、あえてもう一回言いますと、選挙権、被選挙権、直接請求権、この直接請求権がリコールの中身ですよ。請願権、陳情、あるいは議会傍聴、住民投票、住民監査請求、あるいは住民訴訟もあります。行政不服申立もあります。情報公開を求める権利、行政への住民の参加、公的サービスを平等に受ける権利。それは、総務省出身の市長だったら、そんなこと今さら言わんでもわかりますよという内容でしょう。しかし、これを選択するしかないということで、昨年そういうことになったわけですよ。これを理不尽だと。

それは市長の側から見ると、理不尽でしょうね。理不尽というのは、私は階級性があると思うんですよ。市長から見ると、それは理不尽だと、ちゃんとした手続をとっている、議会も多数で決めた。しかし、議会の決定だけじゃなくて、住民の側から見ても、これは武雄市民病院の歴史から見ても、それは理不尽だと、民間への移譲は、いわば構造改革路線の具体的なあらわれがそうでしょう。市民病院として残してくれという基本的な要求と、今では、じゃあどういう医療を求めていくのかと、そういう不安、要求に変わってきていますよね。そこは、市長、リコールするなら議会だというのは、それはとんでもない、本末転倒ですよ。

私はそういった意味では、市長がきのう答弁の中で、例えば在宅介護の問題で答弁されていました。この中で、療養病床32万床を22万床に削減すると、向こう5年の間に18万床に減らすんだと、こういうのが今の政治の中で発表されましたね。これは毎年2,200億円の社会保障費を削減する、その具体的なあらわれですね。

この中で、市長はどう答弁されたか。これを撤回せよと、毎年2,200億円の社会保障費を削減するという計画は撤回せよと。これは市長が国の今の自公政治の社会保障削減というのは理不尽だと、そう思うから、福祉の現場を知らない、道理に合わない、だから撤回を迫っていくと、これはまさに正論なんですよ。

だから、そういった意味では、今の2,200億円の社会保障費の削減というのは、まさに理不尽なんですよ。その中に公的病院の補助金の削減もありますよね。現場を預かっている市長からしますと、国に対してはそういう立場に立つ。しかし、一方で、だからこれを民間移譲するんだと。ここはいわば分岐点ですよ。その整合性というのはどうなるんですか。国の2,200億円の削減というのは、これはもう許せないと、撤回させるということと、その具体的なあらわれとして、公立病院の補助金が削減される、将来赤字になる。これを強く要求していく立場じゃなくて、これを、じゃあ民間移譲する。この理不尽という言葉をめぐる、市長の整合性といいますか、これをもう一回ちょっと聞いておきましょうかね。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

やはりあなたが言っていることに関して、私はやっぱり理不尽だというふうに意を強くしています。私は大きく社会保障費の削減で療養型ベッドが減っていくことと、今回の市民病院の民間移譲というのは全く違うものだと思うんですね。

〔22番「一緒、一緒、社会保障の面では」〕

どういうことかという、先輩の政治家に申し上げるのは甚だ恐縮だし、それはわかり切っているとおっしゃるかもしれませんが、政治というのは、やはり結果が非常に問われる職業だと思います。結果です。どういう結果が招来しているかという、療養型ベッドの病床の削減で、きのう國井部長からも答弁をいたしましたけれども、100人を超す介護を受けた方々が、もう介護難民にもなりかけているということと、今はどうでしょうか、市民の皆さん、市民病院の民間移譲が決まった後に、きのうも答弁をいたしましたけれども、現に助からなかった命が助かっている、そして、5月はもう単月の黒字が出ている、そういった意味からすると、もともとの 私は原因も違うと思いますけれども、今起こり得ることも全然違うんじゃないでしょうか。ですので、そういった意味から、私はあの時点でリコール リコールそのものは、私は正当な権利として、それはあると思います。しかし、ある一つの政策マターに対して、やはりそれをリコールという最終的な手段に訴える、それは私はやはり理不尽だというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

住民の権利を理不尽という言葉で一蹴しちゃだめですよ。

そこで、市長、2,200億円の社会保障費の削減については、自民党、公明党の今の政権与党の中でも、これはもう限界だということで見直さざるを得ないというふうに変ってきていますよね。選挙が近いからかもわかりませんよ。実際にはその影響がどうあらわれてきているのかと。療養病床に出てくる、あるいは市民病院を維持しようとしている、その補助金カットに出てくる。昨年12月26日に鳩山総務相 やめましたけれども、新たに700億円の地方の公的病院への補助金を出しました、追加補助をすとなりましたよね。これは市長が努力したというふうに一部言われている面があるけれども、地方の公立病院を抱えている全国議長会なんかのある分科会ですね。どこでも悲鳴を上げていますよ。だから、医師不足の問題や財政的な赤字を抱えているところに、全国的に700億円の補助を追加すると。武雄市民病院に換算すると、約5,000万円でしょう。そういうことを考えてみますと、やはり2,200億円の補助金のカットというのが、どういう形で地方政治にあらわれてきているのかと。これを見ていくなれば、市長がきのう答弁された、国のやり方は理不尽だと、そういう点で私

は納得するんですよ。国の2,200億円の削減は撤回させるという立場はね。それは大いに応援しますよ。そこを明確にしておきたいと思います。

さて、昨年7月に議会に提案された、武雄市立武雄市民病院の移譲に関する協定書について、質問を移していきたいと思います。

この協定書は7月28日に交わされておりますけれども、それによりますと、武雄市及び医療法人財団池友会は、武雄市民病院移譲先公募要領に基づく移譲の条件等を遵守し、移譲を円滑に行うために基本的事項について次のとおり協定すると。これは協定書の前書きに書いてありますね。

甲は武雄市、乙は医療法人財団池友会。武雄市長と、そして、乙は池友会の鶴崎理事長、今は巨樹の会の理事長ですよ。池友会の理事長をかわっています。池友会の理事長は4月1日付で伊藤氏にかわったと、これは申し入れ書の中にありますね。そこで、協定書を結んだ池友会の理事長がかわったわけですから、この協定書そのものが白紙に戻ったと考えられますけれども、市長の見解はいかがですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

これは一般法の原則で、個人が、トップの座がかわっても、あくまでもそれは理事長として継承しているものであって、それをもって白紙になるということは、一般法上、私は考えにくいというふうに思っております。これは地方自治法上においても、仮に当該市長が選挙の結果、あるいはさまざまな理由でかわったとしても、それはあくまでも武雄市長として契約を結んでおるものであって、私は民法上で言うところの契約の継続性が担保される観点から、白紙に戻ることはないというふうに理解をしております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今回提案されております市民病院の移譲についての議決の一部変更について、この提案理由を見ますと、武雄市立武雄市民病院の移譲の相手方を変更したいので、議会の議決を求めると。契約の相手方がかわったわけでしょう。それは理事長がかわったというだけでなく、契約の相手方がかわったので、議決を求める、これは提案理由ですよ。移譲の相手方が変わることになるわけですから、これまでは医療法人財団池友会、これを医療法人財団池友会理事長が伊藤氏にかわって、社団法人巨樹の会。ですから、こういう契約ってあるんですか。例えば、議案書に提案されていますけれども、医療法人財団池友会及び社団法人巨樹の会、この及びというのは、どういうことなんですか。それをまず答弁していただきましょうか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

ちょっと工夫してみました。（パネルを示す）今回の武雄市民病院の移譲先の変更なんです、現行は議員おっしゃるとおり、この池友会になっています。今度変更後は、池友会に巨樹の会が加わることによって、これは民法上と言うところの重なる疊的、重疊的債務の引き受けと言います。したがって、あり得ない話ですけれども、何らかの形で巨樹の会が資金ショートを起こした場合等々については、それは池友会が共同的に債務を引き受けるということであります。この重疊的債務の引き受けについては民法に規定をされておりますので、そういった意味からの及びというのは、私どもといたしましては、これはかたい言葉で恐縮ですけれども、重疊的債務の引き受けの及びだというふうに認識をしております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

なかなか難しいですね。疊を重ねると書いて、重疊的債務の引き受けと。これは何で連帯保証にならないんですか。重疊的債務の引き受けだと。どういうことかと思っている人々に聞きましたけれども、それは連帯保証という意味でしょう。しかし、それは申し入れ書の中に書いてありますか。そうしますと、主たる契約相手というのはどこですか。これが1つ。

あるいは武雄市民病院を移譲して、登記上どうなるんですか。例えばトレードで、平野、おまえ要らんから、どこかトレードすると。AかBかにトレードすると。契約にはA及びBになっている、行き先はどうなるのかと。そうしますと、重疊的債務の引き受けということで、何かあった場合には、連帯保証的な債務、責任をとりますよと。連帯という言葉はどこにも書いていませんよね。申し入れ書にも書いていません。そうすると、移譲した病院というのは、所属はどこに行くんですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

整理して申し上げますと、今般、なぜこういう契約の変更を生じせしめるかということ、あくまでも池友会が、これは山口良広議員に答弁いたしましたけれども、池友会がそのまま引き受けるといふことになると、我々側にとっては税金が入らなくなってしまうわけですね。これは試算によりますけれども、全体で8,000万円になる……

〔22番「きのうは9,000万円と言うたよ」〕

9,000万円は住民税も入れて。8,000万円になると言ったこと、きのうちょっと私が低目に

5,000万円と言いましたけれども、いずれにしても5,000万円から8,000万円程度の税金が毎年入らなくなってしまうということ、これは我々にとってみれば、非常に大きなダメージがあります。そういったことを回避するために、税金を払っていただくところ、これは社団法人巨樹の会であります。巨樹の会について、主たる契約等々については巨樹の会が行うことになります。

しかし、私は民法上で、複数の弁護士の先生から話があったのは、この形態というのは重畳的債務の引き受けだと、連帯債務だと一般的に言っていると思いますが、そういった意味からして、先ほど申し上げましたとおり、現状からして池友会は池友会本部というところがさまざまな人事であるとか、予算であるとかというのをコントロールされています。その中にグループの団体として池友会、巨樹の会、そして福岡のリハビリテーション学院があるというふうに認識をしております。そういった意味で、甲乙の契約は、巨樹の会が甲になるかと思えます。その一方で、基本的な支援のあり方については、これは池友会本部一体となってやっておりますので、そういった意味からすると、私どもとしては、むしろ税金が入ってこないのを回避した、いいことをしているんだというふうに思っております。

しかも、契約の内容、今まで例えば公開プレゼンテーションをしたり、その内容については一切変わりはありませんので、そういった意味からして、私どもといたしましては議会にその議論をゆだねたいというふうに思った次第であります。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

昨年の6月25日に行ったプレゼンテーションは、参加したのは池友会であり、敬愛会ですよ。敬愛会がいわば応募要領に基づいて提案してきましたよね、敬愛会も池友会も。これがプレゼンテーションで説明されました。巨樹の会というのは、我々には何のペーパーもないじゃないですか。インターネットで探すぐらいのものでね。巨樹の会というのは常勤医師が4名、そして、理学療法士が46名、作業療法士40名、言語聴覚士が10名、医療ソーシャルワーカー4名、いわば巨樹の会のグループの中に下関リハビリテーション病院、そして、香椎リハビリテーション病院、八千代リハビリテーション病院、これは千葉でしょう、そして新行橋病院、そして、4つのリハビリテーションの専門学校を持っている、これぐらいしかわかりませんよ。武雄市と交わしている、巨樹の会と今度契約を交わす、主たる契約は巨樹の会だと、武雄市民病院はそこに所属する。和臼のグループ　きのうは企業と言っていましたけど、グループで責任を持つんだと。しかし、社団法人巨樹の会、学校法人とありますよね。そして、正式には何と言うんですか、社団法人巨樹の会、理事長は鶴崎直邦氏、学校法人福岡保健学院、これ理事長は蒲池真澄氏、医療法人財団池友会、理事長は伊藤翼氏、これは全体の和臼グループの中の人事かもわかりませんよ。武雄市民病院がこれから民間に

移譲しようとする市長にとっては、この組織再編というのは、将来の市民病院を継続していく、市民的病院を継続していく。じゃ医療方針は何なのかと。巨樹の会が市民に何か示しましたか。こういう医療活動をやっていきたい、あるいは武雄市民病院の135床を中核として、こういう医療活動をやっていきたいと。建物の外郭は新聞でも報道されましたけれども、中身については巨樹の会からの説明はあっていませんね。そこはどうなんですか。

もう1つは、この申し入れ書の最後には、福岡保健学院理事長蒲池真澄氏と池友会理事長伊藤翼氏は、移譲後の新病院 武雄市民病院のことですね、新病院を運営する巨樹の会理事長鶴崎直邦氏に全面的に協力いたしますと、こういう内容でしょう、申し入れ書の最後の結びというのは。そこには市長が言う重畳的な債務引き受けだとか、あるいは連帯保証だとか、そういった言葉は一切出てこないじゃないですか。

そうすると、この基本協定のほか、私はさっき白紙に戻せと言いましたけれども、池友会と結んだ基本協定のほか、市長が考えておる巨樹の会との間での契約というのはどういうことを想定されているんですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

悪くともうと思えば、悪くとられるんだなと思いますよね。

5月26日付で、これもいろんなところで報道もされましたし、皆様方の明るい会の、池田さんが代表の明るい会のところにも、わざわざ書いてもらいましたけれども、この3者から私にあてたお手紙なんですね。この中に最初のところに重畳的債務の引き受けを行いたいと思いますので、御理解、御承認をよろしくお願いいたしますと書いてあるんですよ。その上で、また、新たに社会的、経済的にも補完し合う立場にありと、池友会も巨樹の会も福岡保健学院もお互いに社会的、経済的に補完し合う立場にあり、信用の面でも同一グループであると認識をしておるといふふうに書いてあるわけですね。その上で、さらに実際の協力に当たっては、鶴崎理事長の社団法人巨樹の会に対しまして、福岡保健学院理事長の蒲池真澄と池友会理事長伊藤翼氏は、移譲後の新病院を運営することに当たって全面的に協力をしますといふふうに、きちんとここで説明がしてあるんですね。

説明がないというふうにおっしゃいますけれども、これは繰り返し申し上げますと、基本的には医療の内容というのは変わらないわけですね。契約の中身、そしてプレゼンテーションをしたときから一切変わりはありません。ただ、私は繰り返し記者会見でも申し上げましたし、議会でもきのうたしか申し上げたと思いますけれども、私の認識としては、名義変更であるという認識なんですね。しかも、その上で医療の一体性、安定性がある中で、もう1つは税金が入らないということ、これはもう一つ別の要請です。これを回避するために、今回彼らもそれは認識しているわけですよ。それを受けて市民の皆さんたちに、やはり我々と

してもいろんな医療、安心のサービスのほか、子育てであるとか福祉であるとか、財源がこれだけ足りなくなっている中で、いろんなサービスをしたいわけです。その財源にこれを充てるために、こういったことをしようということに対して、私はいささかの、私自身が提案していることについて疑念も持っておりませんし、それは議会の多くの皆さんたちは賛同していただけるというふうに思っております。

したがって、繰り返し申し上げますけれども、中身の説明については、一切今まで説明をしていた医療サービスに変わるものはありません。それはあくまでも池友会の本部が一体となってやっていることであって、法律的にどういうふうに契約の変更をしたときに我々が不利益を生じないかというのは、重畳的債務の引き受けということでもありますので、それは一切私は心配要らないというふうに認識をしております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

それをどう担保していくのかと。そこはどういう新たな契約を結ぶのか、ここを今質問したんですよ。だから、あの一片の申し入れ文書の中に、重畳的債務の引き受けだと、わずかこの言葉だけで、はいどうぞお願いということになるんですか。

選考委員会はどう言っていますか。選考委員会は、そっこのほうに話を移していきますけれども、信友委員長の問題点の指摘の中に、これは昨年6月17日、第1回の選考委員会が開かれておりまして、その議事録を企画のほうからもらいました。議事録を見ておきますと、信友委員長の問題点の指摘の中に、事業の継続性、これが一番危惧される場所だという、担保をどう明確にするのかと。2つの医療法人、この段階での2つの医療法人というのは池友会であり、敬愛会でしょう。選考対象になっていた池友会と佐賀市の敬愛会ですよ。この2つの医療法人が、これは信友委員長の発言ですから 医療法人が借入金と利率をどのくらい抱えているのか、返せる額なのか、これを使ってというのは、武雄市民病院を引き受けという意味でしょうね、引き受けて、借金を返そうというずるいことを考えていないかどうか、いろいろ考えなければいけないと。率直な意見かもしれませんよ。そうしますと、選考委員会に出された財務諸表だとか、市長、グループ全体で重畳的債務を引き受けるから安心だと言いますが、しかし、選考委員会に出されたのは池友会、和白病院でしょう、応募要領に基づいて出されていますよね。そこでどう評価するかが決められていくわけですから。ところが、巨樹の会については何の資料も出されていないでしょう。インターネットに掲載されているぐらいのもんでしょう。ですから、これが一つ指摘をされております。

また、引き続き移譲後の病院に勤務する職員を全員採用することだから、現在の給与と移譲先の給与との差額も永遠に市が補助するんですかという指摘に対して、当時の事務局長は、新しい医療法人の給与体系に今のところ従っていただくと、雇用条件もと、こう選考委員会

で発言していますね。そうしますと、先ほど市長の答弁では、こういう労働条件だとか、給与も含めまして、あるいは市民病院的な公的医療を継続していくという内容にしても、市が市長が交渉する相手でしょうけれども、来年1月31日までは市民病院ですから、そうすると、そこで働いている人たちの身分、あるいは給与、これは新しい医療法人の給与体系に移すんだと。これは前にここでも論議して、武雄市の給与体系に近づけていくという答弁もあってはいますけども。そういうことで、市長と池友会じゃなくて、池友会が交渉相手じゃないですね、巨樹の会との交渉相手になるんですね、そこをちょっと確認しておきますよ。

もう一つは、グループで責任とるんだからいいんだと言っていますけども、社会的な信用の問題とか言っていますけども、抽象的です。問題は、社団法人巨樹の会、医療法人財団池友会、これはそれぞれ独立した法人格を持っていますよね。私詳しくありませんから、社団法人とはどういう社会的役割、責任があるのか。医療法人とはどういう社会的責任と役割があるのか、これも含めて答弁いただけますか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、重畳的債務の引き受けというのは、要するに今までAがいろんな債務を保証しようとしたときに、今度Bというのが加わるといったときに、そのBが何らかの形で資金ショートをするとか、あるいはお金がどうしても欲しいといったときに、これは根っこが池友会にありますので、そこからファイナンスをすると、財政的な支援をすると、あるいは人的な支援をするということが重畳的債務の引き受けなんですね。

ですので、我々からすると、もう少し平たく言えば、今回そういった意味での実態上のあり方というのが追加になったというふうに理解しております。すなわち、AプラスBというのは、私が言い方が悪うございました。AプラスA'なんですね。Bと言うと、また全然違うことになりかねませんので、AプラスA'になったと。Aグループの中のAプラスA'になったということですので、これは私は記者会見で述べましたけれども、より支援体制が強固になったというふうに理解しております。

そして、實際上、池友会本部が、これは蒲池さんが創設者であります。そして、鶴崎さんがその次を継ぐ人だというふうに私は理解しております。そのグループの運営というのは、基本的にこの2人が相相談しながらやっていっているというふうに私は認識しておりますので、そういった意味では議員と認識は一緒だというふうに、うれしく思っております。

その中で、社団法人と医療法人の違いでありますけれども、社団法人というのは、もともと旧民法の公益法人の一つの部類であります。財団法人が基本財産を持っている、社団法人は各構成員から形、お金を出資して、公益のためにする法人というのが公益法人で、その社

会的信用性を与えるトップランクに位置するのは、財団法人と社団法人であります。

ただ、今、民法が大改正によって、これは私もかかわっておりましたけれども、公益法人改革で、今もう公益的社団法人とか、一般的社団法人とかというふうに、制度が移行しつつありますので、固まった形というのはまた違う名称になるのかなというふうに思っております。恐らく、そういう意味で言うと、巨樹の会は公益的社団法人に移行をしていくというふうに思っております。

医療法人というのは、広い意味での公益法人の一つであります。特定の用に供する、特別法のために設置をされる法人、社団法人と財団法人は民法に規定を置きます。旧民法に置きます、今までは。この医療法人というのは、医療法に根拠を持つ法人でありますので、特別法に基づいて設置をされる医療法人で、広い意味での公益法人というふうに認識をしております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

なかなかわかるようでわかりませんね。ただ、医療法人というのは、医療法、医師法、一般的な社団法人とは違って、特別な責任がありますよと。でしょう。社団法人巨樹の会、これはもちろん常駐者は4名おるわけですから、医療法だとか医師法だとか、そういう特別な責務は出てきますよね。しかし、これはそれぞれが独立した人格でしょう、法人格としては。そういう論争を市長とやろうとは思っていませんけれども、ただ、そういう、相手が変わる、そして、市長がさっき言いましたように、交渉相手は巨樹の会の鶴崎氏だということだけははっきりしましたね。

私は、市長が任命した選考委員会が、優先交渉権を池友会に決めたわけですね。移譲に関する基本協定書は市長と池友会の鶴崎氏と交わされていますよ。これが相手が変わるわけですよ、今度。ですから、選考委員会の移譲先選考結果について、昨年7月7日ですか、発表されました。それによりますと、遵守すべき実効性の担保についてと、武雄市民病院のれんを引き継ぎ、さらに市民のための医療がなされることを新たな病院に引き続き求めていること、これを前提に、そのために武雄市民病院のイメージ維持を掲げること、医師会との意思疎通に努めること、市民、医師会、市による評価委員会を設置し、10年以上継続すること、年に2回市民を交えたタウンミーティングを開いてくれと、こういったことを実効性のある担保を求めていますね。しかし、市長と池友会との間に交わされた基本協定の中には、例えば、10年間医療を継続してほしいと。医療の継続性というのが問題になったわけですからね。これは入っていない。だから、先ほどから言いますけれども、そういった市長が言う公的病院を担保して、そして、従来の市民病院、総合病院としての市民の期待にこたえてい

く、そういった内容というのは、どこでどう契約を結ばれるんですかと。基本協定の名義変更だけで済みますですか。さらに、選考委員会が優先交渉権を池友会に与えた、その基本協定を結んだ、基本協定を結んだ相手が変わったと、巨樹の会に変わる。内容はどのようなかということですよ。市長がいろいろ説明されますけどね、選考委員会が何回も会議を重ねて、10年間は医療を継続してほしいと。あるいは転売なんていうのはとんでもないことですよね。しかし、それをさせない保証と申しますか、こういったことも契約の中にはきちんと示さないかんじゃないですか。ですから、どういう形で契約を結んでいくんですかという質問に対しては、まだ契約を結ぶとも何とも市長は言っていませんね。そこはどうなんですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

契約というときに、ちょっと難しくなりますけれども、民法上の契約であるとか、いろんな契約が世の中にあるわけですね。今、実は私、これは初めて言う話かもしれませんが、実は去年の10月ぐらいに包括的な契約を結ぼうかなと思っていたんですね。いろんな、信友委員長であるとか、さまざまな方々の、医師会からもいろんな御指摘がございました。くみするところはくみしようということで、それを踏まえた上での包括的にこういうふうに新武雄病院、仮称でありますけれども、していこうということを去年の秋ごろに結ぼうかなと思っていたら、リコールという思いもしなかったことが起きたんで、それで、また、これがいいかどうかということを私はリコールを受けるのではなくて、広く民意に問うた次第なんですね。まさか私が市民病院をそういうふうにしようとしていたときとか、あるいは選挙を戦っていたときに、社会医療法人ということについては、それは念頭になかったです。

これはブログにも書きましたけれども、社会医療法人という制度そのものは知っておりました。しかし、これは議員が詳しいかもしれませんが、税制上の優遇が後で追加になっているんですね。たしか固定資産税の100%減免はことしの2月だというふうに聞いておりますので、そういった意味からすると、これはきのう答弁をいたしましたけれども、我々としては予期せぬ事態が招来したと。そのために市民益を第一に考えた場合には、やはり今回は巨樹の会と池友会の重畳的債務にするのがベストだということで、今議会にお諮りをしている次第であります。

したがって、私がなぜ議会にゆだねたかということ、こういった議論をぜひしてほしいからなんですね。是でも非でもしてほしいということなんです。万機公論に決すべしの場合は議会の場だというふうに思っておりますので、こういう議会での御議論を踏まえた上で、私といたしましては、ことしの秋ごろに社団法人巨樹の会と包括的な今後の医療の方針について、これはちょっと契約を内包するかどうか、すみません、まだ今ここで定かには言えませんが、市民の皆さんたちに安心をしていただくために、のれんを引き継ぐということ

の、のれんの意味を含めて包括的な取り交わしを交わそうというふうに思っております。したがって、今回の件も踏まえてさまざまな意見を私自身も聞いていきたいと思っておりますので、ぜひ議員におかれても、大所高所からアドバイスを賜ればありがたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

包括的なものを取り交わしたいと。何度も言いますが、巨樹の会と武雄市長との間の契約書ですか。それは契約書と言わないでしょう。答弁しましたか、契約書というきちんとしたものは、そこは基本協定では済まされない内容ですよ。

そこで、これは去年の論議の中で、市民病院のイメージを維持する、あるいは市民病院ののれんを引き継いでもらう、そして、池友会もプレゼンテーションでは1次医療、2次医療、あるいは終末期医療、これはほかの病院を紹介すると、後で変わりましたよね。蒲池統括監が去年言いましたのは、1次も2次も3次もやりますよと。しかし、そういった内容というのは、何ら文書に残っていないでしょう、武雄市と契約を取り交わすという。市長が言う包括的な文書の中でというのは載ってくるかもしれませんが、武雄市のいわば疾病構造と申しますか、それは武雄市民病院をこれまで利用している方というのは、65才以上が約68%の人たちでしょう。今は変わっているかも知れませんよ。その68%の人たちが65才以上の高齢者だと。その中でも75才以上の人たちがさらに比重を占めている。そういう人たちというのは、いろんな病気を抱えて、慢性疾患が多いですよ。開業医の先生のところに行って、急性的な病状が出れば、従来は市民病院を紹介して、そして、通院は開業医のところだと、紹介、逆紹介がありましたよね。あるいは終末期医療も、みとり看護も、公的な部分としてお願いすると、そういう関係がシステムとしてでき上がってきた。すると、市長が言う包括的な医療体制の中に、そういったことをきちんと、市民的病院ののれんを引き継ぐというのであれば、明確に契約の中に示すべきじゃないですか。信友委員長が言っているように、10年間は医療を継続すべきだと、市民の医療要求に基づいて、そこをはっきりさせていただきたい。移譲後の病院がどういう、市民の命と健康を守る拠点、中核的な医療施設になっていくのかどうか。

心配なのは、これは13日付の新聞、一斉に報道されましたね、いわゆる新武雄病院用地仮契約と。報道によりますと、これは池友会と仮契約を結んでいますね。その中で、私が注目したのは、来年2月に移譲される武雄市民病院は135床だが、新武雄病院は将来的に300床までの拡大が可能な、これまでは8階建てと言っていましたけれども、9階建て、延べ約1万8,500平方メートル、屋上にはドクターヘリ用のヘリポートも設置される。鶴崎理事長は、地方都市でこれだけの規模の病院運営ができるかどうかの問題もあるが、レベルの高い医療

を確保して、広い範囲から患者を集める、そういう中核医療を目指したいと。

ですから、今までの池友会であれ、蒲池統括監であれ、あるいは鶴崎理事長であれ、高度医療、脳外科、整形外科、急性期リハ、あるいは回復期リハビリテーションですか、だんだんそっちのほうにシフトを強められてきていますけどね。そういうことで述べてきましたけれども、地域の疾病構造に応じた、そこにしっかりと軸足を置いて、地域医師会と協力しながら、市民病院を中核的な施設にしていく。こういう内容を、市長は先ほど包括的な文書で交わりたいと。これは契約の中にそれを求めていくという立場はないんですか。再度聞きますけどね、契約に関してはどうなんですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

これは法律上の用語なんで、正確に申し上げますね。契約というのは、あくまでも権利義務関係が発生する1対1の場合が契約というふうに、民法上私は理解をしております。したがって、土地の売買については、これは契約です、契約。相手先はまだ議会で御議決をいただいておりますので、この重畳的債務が引き受けられた場合には、巨樹の会が甲として、土地の売者に対して乙となって契約を結ぶということになります。

今、議員が非常にいいことをおっしゃっておられます。これについて我々はどう担保するかというと、ちょっとこれは検討させていただきたいんですが、巨樹の会と私どもで、そういう医療のあり方について協定書を交わす、あるいは覚書を交わすか、あるいはこれは重畳的債務でありますので、三者、池友会、巨樹の会、そして私どもを含めて三者の協定書を結ぶのかということで、これはちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。あるべき医療の姿について、我々としてはきちんとそれを明文化するということ、それを議会並びに市民の皆様方にきちんと御説明をするということについては、議員と全く認識が一緒だと思っておりますので、ぜひそういった意味での御理解を賜ればありがたいというふうに思っております。

そして、さっきの　今はごめんなさい、新聞を今は持っていないので恐縮ですが、ベッド数の話については、今、これは杵藤広域圏以外でもさまざまにベッドを引き受けてほしいという話が市民同士であるようです。そういった意味で、私たちといたしましては、それはもう市民病院のベッドというのは、あくまでも135床でありますので、そのプラスアルファの部分というのは、それは医療法人同士のことなのかなというふうに思っております。武雄市長、あるいは杵藤広域圏の管理者といたしましては、地域の医療の維持向上を図るために、私としてはベッドをそういった意味でうまく活用してほしいと、眠っているベッドじゃなくて活用するベッドに転化してほしいと、これは知事とも認識は同じであるというふうに認識をしておりますので、そういうことからして、今、そういう思いを語られたのではないのか

なというふうに私は思っております。

その上で、私はこれをいいことだと思うんですね。ベッドが200床、300床になるかというのは、ちょっと置いといても、先ほどおっしゃったように、私は今の市民病院で、プライバシーにかかわるので、踏み込んで言いませんけど、終末の医療を受けられている方を何人も知っております。職員のお母さんであったり、あるいはいろんな地域で本当に陰ひなたなく頑張っておられた方が終末医療を受けられたというのもありますので、それはあくまでも、これは蒲池さんとも話していますが、地域の疾病構造に根差す医療をしない限り、それは黒字は出ませんと。要するに、地域のニーズに応じた医療をしないと、それは我々としては運営はできませんと。それはあくまでも運営上の問題と、あと口コミ等の問題もあります。あそこは急性期ばかりで何もしてくんざれんやっただとといったことになると、それはもう医療法人として成り立たないということになりますので、それはニーズに応じた、きちんと医療サービス、医療をするというのが私は池友会の方針だと思っております。

そういった意味で、私が見る限り、少なくとも池友会にはいろんな病院があります。和白病院だったり、新行橋病院であったり、あと門司の新小文字病院であったり、さまざまな病院がありますけれども、それはいろんなドクターと話をする、やっぱり疾病構造が違うらしいですね。これは議員おっしゃるとおりです。それに合わせた医療をしているということですので、そういった意味で、今度は大きい医療法人になりますので、その十分きめ細かな対応はできると。少なくとも議員にはぜひ御認識をいただきたいのは、じゃあ今の現行の市民病院をそのままじり貧のままやっていって、医療サービスにこたえることができるかどうかということもあわせて、比較考慮の上で、ぜひ御議論を賜ればありがたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今、武雄市民病院はじり貧ですか。きのうはスタッフの皆さん方の努力で、入院の数だとか外来だとか、救急だとか、300万円の黒字が出たと、喜ばしいことですよ、経営という側面から見ますとね。市長の認識はじり貧ですか。ちょっと初めてこれ聞きました。それでも市長は、契約という問題を言葉にしませんね。

例えば、質問は次に移りますけど、武雄市民病院の売却、これは3月議会で市民病院の企業会計の中で3億9,325万円と、これが出ましたよね。3億9,325万円ですか。ちょっと市長聞いてみませんか。あなた、先月ですか、朝日の老人会に行って、「共産党の議員がバナナのたたき売りじゃあるまいしと言った」と。3億9,325万円もするバナナがあるですかと。私そのとき言いましたか。バナナのたたき売りじゃあるまいしということを書いたか、書いていませんよ、そんなことは。議事録も見ていますけどね。

それはいいとして、問題は市長、あなた自身が言った、ベッドを引き受けてほしいという、広域圏で見ますと、そういうところがある。しかし、不動産鑑定協会の対象不動産鑑定評価額、これを読んでみますと、確かにベッドをふやしたいとか、典型的な需要者として病院が欲しいという医療法人、投資家、または介護事業者が典型的な需要者として上げられる。医療法人については病床数の拡大を旨としている法人や、診療所から病院への転換を図る法人が需要者として考えられる。投資家については、病院再生ファンドやヘルスケアファンドなど、コスト削減による収益改善や、医療業界の既成業種であることによる安定的なキャッシュフロー等に注目して、投資する主体が考えられる。

先ほど新聞の報道を上げましたけど、地方都市でこれだけの規模の病院運営ができるかどうかの問題もあると言われてはいますが、しかし、実際には300床という目標を持っているわけでしょう。300床までの拡大が可能な建物をつくるんだと、箱を。そして、市長は先ほど言いましたように、ベッドを引き受けてほしいというところもあると。しかし、そう見ますと、この不動産鑑定表、これは日本不動産鑑定協会ですか、ここに70万円近い金を出して鑑定を頼んでいるわけですけども、こういう需要が一方であるのに、南部医療圏の範囲内、やっぱり武雄、鹿島を含めた南部医療圏の同一受給権における病院、診療所等に係る最近の取引事例は収集できなかったと。競争はあるんだけど、そして、中・長期的に見れば黒字になる、そういう内容があるんだと。最近の取引事例がないからということを書いていますよ、不動産協会の鑑定書はね。

そうしますと、不動産鑑定協会の評価というのは、土地については2億2,000万円、こう査定しております。土地の評価というのは毎年出ますから、いわば路線価格で出せるでしょう。建物については7億1,100万円として、これを合わせますと9億3,100万円、これが鑑定評価でしょう。しかし、そういう取引事例がなかったとか、一方で競争があるんだけど、取引事例がなかったということで、病院という建物から、いわゆる一体の市場性原価 難しいですけどね。本来ならば付加価値が出て当然なのに、むしろ建物については病院ということから50%差し引きますよと。だから、市長は売る側でしょう、病院会計では3億9,320万円出ているわけですからね。これは売買契約を結ばなきゃならない。いつになるかわかりませんが、そして、一方では、鶴崎氏は300床まで拡大していきたいんだと、そのために9階建てを50億円かけてつくるんだと。一定の根拠がないと、そういうことは出しませんよね。背景資本がどこかわかりませんが、銀行だって、そんなたやすく50億円の金を出しませんよ、一定の計算が成り立ちませんとね。そうすると、売る側の付加価値、いわばいろんな店を売却するとき、顧客も財産ですよ。佐賀の診療所の先生の話も聞きましたけども、いわばそういった付加価値、営業権、経営権、ましてや武雄の場合は南部医療圏で2,070のベッド数の上限が決められていますよね。19床以下の診療所は建てられても、20床以上の病院は建てられないという、こういう県の制約があるでしょう。だけど、県西部

方面に出向いて50億円の投資をして病院を建てようとする。それは武雄市長が民間移譲と言えば、飛びつきますよ。そして、そういうときに売る側が営業権という付加価値をつけずに、むしろ50%さっ引いて、9億3,100万円という評価をしているのに、解体費用8,000万円まで引いて3億9,325万円ですか、これが企業会計で出されてくる、こういう考えはどうですか、市長もベッドを引き受けてほしいというところがある、プラスアルファを考えなきゃいかん、眠っているベッドを活用せにゃいかん、そういうときに、いわば営業権だとか経営権だとか、売る側が強いでしょう、南部医療圏の範囲内で見れば。そこは、市長どうなんですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

武雄は恵まれていると、あちこちで言われるんですよ。例えば、これは松尾初秋議員から教えてもらいましたけれども、千葉の浦安市川の市立総合病院は買い手がなくて、97億円を上限に来ておくんさいということで、私は全国40か50ぐらい来っとかなと思ったです。市川は物すごく、ディズニーランドも近くにあって、いいところかなと思っていたら、あに図らんや、来たのはたったの2件、そして、1件断りました。97億円を出してまで、でも、たったの1件。うちはどうでしょうか。3億9,000万円。売れるだけでも、私は市長として幸せなことだというふうに思っております。しかも、これは中立公正な鑑定価格であります。それで、一般的に民法並びに商法上の規定で言うと、他の用に供する場合は解体費用を引くというのは、これは原理原則であるというふうに私は認識しておりますので、そういう意味で言うと、武雄が羨望的になっているというのは、私は市長として本当にうれしく思っております。

そして、さっきおっしゃいましたけど、営業権であるとか、それは池友会のブランドに引かれてだと思えるんですね。あくまでも今の旧来の市民病院、公立100%の市民病院で、そういう話が来るとは思えません。しかも、私は蒲池さんと話をするとき、50億円のファイナンスをどうするんですかと聞いた場合は、それはもう自分のところでやると、キャッシュで払うということも言っているわけです。ですので、そういう意味で池友会の本部については、そういった内部留保もありますので、そこからきちんと工面をするということが方針のようですので、そういった意味では私は、ファイナンスの意味から、財政の意味からでも安心しております。

したがいまして、私は地域の中核医療病院として、私は135床というのはちょっと個人的には足りないなというふうに思っております。あらゆるニーズが今ふえていますので、そういった意味で地域の中核病院のベッドがふえること自体は、私はそれは挙げて喜ぶべき話だと思います。ただ、気をつけなきゃいけないのは、医師会、開業医の皆様方の協力あってこそありますので、そういった意味での連携はぜひ必要だというふうに認識しております。

今我々のやりとりを、市民、きょう多くの方々が見られていると思いますけど、非常に安心をされているというふうに思っておりますので、そういった意味で私は武雄が、あるいは西部広域圏として、そういう本当に困った患者さんであるとかいうことをきちんとケアする体制が徐々に整いつつあると。これが、ちょっと私が言葉足らずで恐縮だったんですが、今の市民病院のことを言っているわけじゃありません。直営の、私が病院開設者である病院だったときには、こうはっていなかっただろうということは、これは多くの市民の皆さんたちも御理解いただけると思いますので、そういった意味で、ちょっと私が言葉足らずだったのかなと、これは反省をしております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

市長、佐賀県の医療福祉計画、これは御存じでしょう。2,070床、南部医療圏は過剰地区だと。確かに救急で6ベッド欲しいとか、小児科をするから5ベッド欲しいとか、特殊要因でふやすことは、県の地域医療審議会も認める場合がありますよね。そういうことを知った上で、南部医療圏に病院を建てられないという状況の中で、そうすると135床の価値というのは、和臼グループからしますと、のどから手が出るほど欲しいですよ。それで、広域圏でヘリポートをつくって患者を集めてこようと言うんでしょう。そしたら高度医療でしょう。嬉野医療センター、あるいは県立好生館、佐賀大学病院、3次医療を担うところが、武雄市の、救急車で言えば20分、30分圏内にありますよね。だから、鶴崎氏は正直に言っているじゃないですか。患者を広範囲に集めるんだと。武雄市民の医療はどうなるのかということなんですよ。135床というのは、そういった市民の財産なんですよね。あるいは地域医師会との病診連携というのも、この10年間培ってきた財産なんですよ。そこを壊されてはたまらんということから、いろんな運動が起こっているわけでしょう。そこは認めなきゃいかんじゃないですか。

次に、今は市民病院なんですけれども、7月1日付の市報を見ますと、武雄市民病院の役員の紹介ですか、鶴崎直邦氏が最高顧問と、その下に日高院長ですか、ずらっと副院長まで出ていますよね。あら、蒲池統括監は消えたのかなと思ったんですけどね。それでちょっと聞きますけれども、最高顧問って何ですか。それから医療統括監、それで市長は開設者でしょう。最高顧問がおって、市長は私の言うことも聞きますよという医療統括監がおって、院長がおって、そして、全体の責任は市長が負う。ここら辺、ちょっとパネルをつくってあるですか。パネルで説明してもらったほうがわかりやすいですけど。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

また、悪く言えば、どこまでも悪く言えるもんだなと思っておりますね。

〔22番「疑問に思うから指摘しているわけでね」〕

まず、ちょっと私から答弁をさせていただきます。ちょっと補足があれば、事務方に答弁をお願いしたいんですが、武雄市病院事業の設置等に関する条例施行規則というのがあります。その中の第4条に、「市民病院に病院長を置き、必要により医療統括監、最高顧問及び副院長を置くことができる。」という、できる規定があります。職務については、第5条で、「医療統括監は、市長の命を受け、必要に応じ病院長を指揮監督する。」と。医療統括監が常々おっしゃっているのは、医療のことはおれに任せろということをおっしゃっている、医療の内容を。だから、それはすごい責任感のあらわれだなというふうに思っておりますので、私は何ら問題はないというふうに思っております。これを受けて、最高顧問は市長または医療統括監の命を受け、必要に応じ病院を、統括責任者である病院長を指揮監督するということになっておりますので、非常にわかりやすい規定になっているなというふうに思っております。実際には統括監と最高顧問におかれましては、相協力しながら病院経営に指導、助言をお願いしていただいて、その結果が5月の単月分の黒字に出たものだというふうに認識をしております。

その上で、私は非常に、せっかく大部分のところ議員と認識が同じになってうれしいなと思ったんですが、宮城県みたいに、きのう山口良広議員の質問でありましたように、宮城県のようにベッドがどんどん減らされていくといったことに関して、共産党の皆様方を含めて、皆様方から御批判を受けるのはよくわかります。しかし、135床はそのままキープをして、さらに医療内容を上げるということになっている中で、さらにベッドがふえるということになった場合には、これは市民益が格段に上がるものだというふうに認識をしておりますので、私としては議員さんから、ここの部分というのはいろいろ問題瑕疵はあろうかと思えますけれども、ぜひそれは御支援、御理解をいただけるものだというふうに認識をしております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

市長は、都合が悪くなると、悪くとれば何でも悪く言うというのは、それは偏見ですよ。私は具体的に事実に基づいて言っているわけですからね。そうすると、先ほど市長が言った、決裁区分、条例にありましたよね。条例でどういうことが決められているかというのを、例えば報酬、給与じゃなくて報酬を決めるときには、議員以外の非常勤職員に対する報酬は、その勤務日数に応じて支給される、これが条例に決められていますよね。すると、勤務日数と、最高顧問、医療統括監、これは報酬は幾らですか。できれば時給に直して答弁していただきたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

医療統括監の給料につきましての御質問です。

医療統括監につきましては、嘱託職員という位置づけをいたしております。それから、最高顧問につきましてはあわせて報告しますが、同様に嘱託職員という位置づけをいたしております。

給料の額ですけれども、これにつきましては月額、医療統括監で100万円、それから最高顧問が70万円と、合わせまして170万円というふうに規定いたしております。

時給については計算をいたしておりませんので、必要であれば後ほど答弁いたします。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

ですから、勤務日数に応じて嘱託職員の場合も支給される。最高顧問の蒲池氏は4月1日に辞令があり70万円、勤務日数を見ますと、火曜日と金曜日、8時から5時までと。火曜日と金曜日、2日間ですよ、そして70万円。すごいですよ、これ。勤務日数に応じて、もちろん、市長笑っていますけど、それは日数に加えて私的な責任が伴うと言いたいんでしょう。もう1つは統括監、ことしの4月からは火曜日、木曜日、金曜日、この3日間、8時から5時まで、そして100万円と。医療統括監が月に170万円というのは、ここで随分論議がありましてね、えっという感じだったでしょう。しかし、院長と同額ぐらいに出さないと、金額というのは責任が伴いますからねという話やったでしょう。そうすると170万円を、今度、最高顧問に就任された鶴崎氏、70万円。おれは100万円がいいと。

私言ったのはね、時給で計算してみましたよ。後ほどじゃなくて、計算すればわかるじゃないですか、週2回、医療統括監は週に3日、8時から5時まで。そうすると、年間、鶴崎氏は大体月4週としまして、これでいきますと1週間16時間ですから。4週で64時間、ずっと見ていきますと、時給1万円ぐらいになるんじゃないですか。時給ですよ。間違っていたら言ってくださいよ。議員は時給1万円あると。（発言する者あり）そこは責任と勤務日数、そしてもう1つは、バランスの問題で言いますと、資料をお願いしていましたので、十分認識されていると思いますけれども、いわば池友会から派遣されている事務方、あるいは看護師、医療技術、医師、総勢何名になるんですか。今度議案に143名の病院職員の廃止条例が出ておるでしょう。そのとき、いわば池友会から武雄市民病院に派遣されている職員、それが何名になりますか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、前段の給料が高いか安いということなんですけど、私は率直に言って、これは安いというふうに思っております。これは平たく言うと、例えば開業医の皆様方の給料を比較した場合に、巷間これは医師会もおっしゃっていますけれども、勤務医は開業医の大体2分の1程度であろうと。これは日本経済新聞等にも載っておりますので、議員も御案内だと思えますけれども、その中で一般のお医者さんと比較をした場合に、私はそれは高くないというふうに認識をしております。

その上で、私としてはあくまでも報酬というのは2つの意味があると思うんですね。1つは、議員がおっしゃったように、責任に対する報酬であります。あくまでもドクターは命を預かっておられますので、そういった意味での責任感の大きさというのは最高位にあるということ、それともう1点が、やっぱり実績だと思うんですね。今まで単月で一回も黒字になっていないのを、黒字まで立て直したということについて言うと、それは実績があって、実績をきちんと評価するというのは、それは当然のことだというふうに思っております。そういった意味で、私としては給与の認識でありますけれども、支給権者としては何ら高くないと、よくやっただいていてというふうに認識をしております。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

池友会から応援をいただいている職員の方は合計で27名であります。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

その責任と比較すると決して高いとは言えない、むしろ安いぐらいだと。ですから、私はあえて、例えば最高顧問の人は火曜日、金曜日の2日間、そして、統括監は火曜日、木曜日、金曜日の3日間。だから、総体で見ますと、高いか安い、開業医の先生と比べてどうかという場合に、開業医の先生は朝8時半から夕方もずっとやっていますよ。ですから、条例に書いているように、いわば勤務日数に応じて決めるわけでしょう。だから、時給に直すとどうなのかと。市長が言う、決して高いわけじゃない、むしろ安いぐらいだと。

時給出ましたか。まだ計算していないの。そこは答弁してください。市長が安いと言うがね、決して高くない、開業医に比べたら、決して高くないと。時給で比べたら一番わかりやすいですよ。それも答弁をお願いしたいと思います。

そうすると、池友会から派遣されている27名というのは、3月の議会で、いわば回復期リハビリ、そして急性期のリハビリを含めて33名というふうに、リハビリの職員がね、これが減ったという理由は何ですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、時給の考え方なんですけれども、実際これぐらいの人たちになると、もうあれなんです、昼も朝も夜ももう関係なく仕事をしていますよ。私も24時間365日と言っていますけれども、本当に緊急な用事があるときは、朝3時にたたき起こされます。それも何度もあります。そういった意味で、蒲池統括監、鶴崎さんとは夜中に、例えば電話協議をしたりとか、私が公務があいているときに福岡に出向いたりというのはしょっちゅうであります。それは、この時間帯とは別の時間帯を彼らは充てているわけですね。ですので、一般的にルーチンをされる例えば技師の皆さんであるとか、そういった方々というのは、私は時給という考え方、それはなじむと思うんですよね。しかし、これだけの権限と、もう1つは責任感を有する者というのは、これは私も含めて問われるかもしれませんが、これは時給という考えには到底なじまない、これは私は身をもってわかります。そういった意味で、全体的な報酬としてこれは考えるべきであって、そういった意味で私は時給の多寡ではなくて、その責任と給料のことに応じて言えば、決して高くないし、私はこれだけの頑張りをしている、これだけの立て直しをしていただいているという意味からすると、私はその給料というのは、適切かつ妥当の範囲内だというふうに認識をしております。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

給料につきましては、決め方はいろいろあると思いますけれども、年額で決める場合、あるいは月額で決める場合、それから時間で決める場合、いろいろあると思いますが、御指摘の場合は月額で決めているということで、時給という考え方はとっておりません。

それから、回復期病棟の人数が減ったということでおっしゃいましたけれども、回復期病棟で理学療法士等の応援をいただいている人数は12名であります。あとにつきましては、新たに学校を卒業された方々を採用という形になっております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そしたら、あと10分程度しかありませんので、次の質問もあわせてしておきたいと思います。

しかし、報酬の決め方というのは条例に書いてありますから、今、古賀事務長が言いましたけれども、非常勤職員に対する報酬は、その勤務日数に応じて支給されるでしょう。ここ

は厳格に守っているわけでしょう。月給じゃないですからね。月額幾らと決めておるんですか。そしたら、私が求めた資料というのは、何も勤務時間8時から17時までと決めておるわけでしょう。そりゃ市長はこのほかに交際とか、いろんなことがかかわるから、必ずしも8時から17時までじゃないんだと弁護されていますけどね。しかし、この給与を決める際に、報酬にしても勤務日数に応じて決めるんだという条例があるわけですから。だから、それに基づいて計算の根拠ってあるわけでしょう。そこを月額で、ぶっ込みで決めておるといふことじゃないでしょう。そこを指摘しておきたいというふうに思います。

次に、いわゆる就学前児童の医療費無料化について質問を移していきたいと思います。

これは、ことしの4月1日から武雄市もやっとの思いといいますか、やっとなんかという感じですね。周辺市町村と比べますと、やっとなんか武雄市も就学前の子どもの医療費が無料になったと、これは喜ばしいことですよ。子育て中の人たちから随分聞きました。この質問を準備する中で、1人は子育て中の働いているお母さんですけども、窓口での無料化ができないか、3歳未満の子どもの医療費というのは、窓口での無料化、現物支給ですよ、これができるものかどうかという相談でした。

もう1つは、歯科の医療関係者からは、せっかく就学前の歯科医療というのは、早くから武雄市も無料だったんだけれども、働いているお母さんたちからしますと、窓口負担が少なければ、もう請求しないと、こういう方が結構おられました。ですから、3歳未満と同じように、窓口の無料ができませんかと、こういう歯科医療の関係の方からの相談でもありました。

時間がありませんから、恐らく返ってくる答弁はこういうもんだらうなということで想定して、保険者がそれぞれ違つと、社会保険であつてみたり、国民健康保険であつてみたり、共済保険であつてみたり。県内すべての就学前児童の医療費が無料化になっていれば、制度的にやれないことはないだらうと。こういう答弁が2つ目にあるんじゃないかと。

県が3歳未満児の対象を就学前までに広げて、無料化してくれれば、窓口の無料化はできると。予測される答弁というのは、大体この3つぐらいじゃないですか。

そうしますと、もう時間がありませんので、こういうことだったら、武雄市独自にやれる、こういうものはありませんか。県が就学前児童をすべて無料にすれば、全県どこでも窓口で無料にできる。保険者が違つからと言ふ必要はないですね。そこはどうなんですか。せめて、きのう市長いいことを言わんやっただですか。市長がいいことを言っていたというのは、やれない理由を考えるんじゃないかと、やれる理由を一緒に考えていこうというふうに、市長、きのう答弁しましたよね。やれる理由を、市長でもいいし、担当部長でもいいですから、答弁いただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

藤崎こども部長

藤崎こども部長〔登壇〕

お答えします。

通告にあっております手続を簡素化できないかということ、あるいは先ほど質問が出ております、医療費の窓口での支払いが安いと、なかなか申請をしない傾向にあるというふうなことで通告がっておりますので、私のほうからはそれをお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど、武雄市におきましても3歳未満児の医療費につきましては、現物給付、窓口300円払いで県内統一されているところでございます。この方式でできれば、手続等は簡単になるわけですが、3歳、就学前の県内の各市町の現状では、個人負担の額が違うとか、所得に応じてとか、報酬明細書ごと、レセプトごとに違いがありますので、無理だと思えます。ただ、今後は他の方法で申請ができ、簡素化ができないか、関係機関と検討してまいりたいと思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

やれる理由にならんですね。こうすれば幾らか簡素化できるんじゃないかというものは、担当から聞いたんですよ。なるほどこういう方法があるのかと。そういう、こうすればいいんじゃないか、例えば申請にしても、申請書を持って市役所に来んでも、振り込んでもらう口座番号を示せば、そうすれば、領収証添付で郵便で申請書を市役所に送付する。そうすると、これは振り込んでもらえば、一々来んでいいわけでしょう。そういう答弁が返ってくるのかなと思ったけど、やれる、今後他の方法がないものかどうかという、これ市長はどうですか。そういう、担当の方から、ああなるほど、こういう方法もあるのかと思って、そういう答弁を期待しておったんですが、出てきませんので、市長の答弁を聞いておきたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私といたしましては、議員の声、議会の声、そして、実際に使われている皆さんの声に耳を澄ませながら、多聞第一として、まず耳を澄ませて、どういったところに問題点があるかということアプリオリに私が言うのではなくて、決めつけで言うのではなくて、広くやっぱり聞きたいなというふうに認識をしております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

多聞第一という市長の言葉というのは、3月議会では何回連発されましたかね。ずっと数えよったんですけどね、途中あきらめて、もう数えませんでした。多聞第一は大事なことですよ。我々としては、やっぱり住民の声をしっかり聞いていく、話をしっかり聞くということが、まず出発点ですね。国民の、あるいは市民の関心と要求から出発をして、それで、しっかりその人の話を聞いていく。8割ぐらいはそれに費やしていいんじゃないかと言う先輩もおりました。なるほどなと思いました。それと、市長の言う多聞第一。中身はよくわかりませんが、多聞というのは恐らく多くを聞くということでしょう。だれの話も、いわば信頼をして、市民の声をしっかり聞いていくということを第一にしたいということなんだろうから、そういうふうに。しかし、簡素化できることからやっていくんだということとは、例えば、郵便で申請書を市役所に送る。そして、それを銀行に振り込む、随分助かりますよ、それだけでもね。銀行は8時から5時までじゃないですから。そこを大いに市長も検討すると言っていますので、簡素化に向かってやっていただきたい。

最後に、生活保護行政についてですけれども、時間がありませんので、ことしの4月1日から母子加算が廃止になりましたね。従来、武雄市の場合、3級地の2ですから、ですから、3年間かけて、ことし4月から廃止と。もうこれは本当に厳しいですよ、実際に子育てしている人たち、病気がちの人たちからしますとね。これは新聞で報道されていたんですけども、母子加算廃止で窮する母子、病気で働けぬ生活保護家庭、その子どもたちが、お母さん、私、高校に行けないんですよと、子どもにそういうことを言わせるという内容が新聞で報道されていました。

そういうことを見ますと、今度4月1日から廃止になって、月に3万円以上収入を上げれば、1万5,000円ですか、1万円ですか、支給しましょうと。そして、3万円未満の収入しかなければ、5,000円しか支給しませんよと。あるいは支援プログラムに登録をして、職業訓練的なことをすれば、5,000円やりますよと。これはどういうことですか。もう時間がありませんので、従来どれぐらい加算していたのか、そして、加算廃止になったことによって、武雄市の影響額、プラスになるわけでしょう。そこら辺を答弁いただきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

まず、簡単に申し上げますけど、母子加算の廃止というのは、一般的な家庭と母子の働いている家庭とを比べまして、保護のほう若干上回るというようなことで、母子加算をしております。

それから、母子は18歳未満までの子どもを見るわけですけども、今、議員がおっしゃいましたように、3級地の2ということで、15歳未満から身体障害者の方が20歳未満の方を養

育していると、18年度は児童1人当たり20,020円、19年度は30%カットの13,350円、20年度はその半額という形になっていきます。また、15歳以上18歳までの方を養育している母子家庭については、18年度が6,670円で、19年度、20年度は廃止になっております。

影響額としましては、19年度ですけれども、これは母子世帯の推移によったり月数によったり、変わってくるものがありますけれども、13世帯、121月で249万2,150円、19年度は10世帯で90月、131万260円、20年度が9世帯で83月で54万5,610円ということで、18年度から20年度を比べますと、マイナス194万6,540円が減額になっております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

医療統括監といい、最高顧問といい、母子家庭のことを考えますと、本当にわずかな金であったとしても、それは厳しいですよ、比重からしますとね。そういう点でも、ぜひ単独でも可能性はありますので、検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（杉原豊喜君）

以上で22番平野議員の質問を終了させていただきます。

次に、23番江原議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

皆さんこんにちは。傍聴人もたくさんお見えいただき、ありがとうございます。

今議会6月定例会に、私は4点質問をさせていただいております。

第1問は、先月の5月12日、市長公用車による市長の交通事故1件が起きました。このテレビ放映を見た人から電話をいただきました。そういう意味では、市長のコメント、非常に市民にとってはびっくりたまげ、驚きのコメントでありました。この件について、事実を確認しながら質問したいと思います。

第2点目には、人事についてであります。私は、この人事の問題につきましても、市長就任以来、平成18年、19年、20年度、一般職に加えまして、U・Iターンの枠による採用試験を取り組んでこられました。この3年の間に、8名のIターン者が採用されております。この件につきましても、今回、私は5月の武雄市報を見ました。この武雄市報には、新規採用職員の紹介が載っております。市民の皆さんは見られたでしょうか。私はこの写真を見まして、お一人、どこかで見たような顔の方だなと認識をした一人であります。この方は、昨年2月に近隣の首長選挙で立候補されておる方ではありますが、この方が同じ同一人物なのか、市長に確認を申し入れたいと思います。

3点目には、市民病院問題についてであります。

今、同僚会派の平野議員からも、移譲先変更についての質問がありましたが、あわせて私

も、この間の市民病院問題の移譲にかかわる問題について、原点に立ち戻って質問をしてみたいと思います。

第4点目には、国民健康保険会計について質問を申し上げます。

平成18年の12月議会で、私はこの国民健康保険会計制度について市長に質問いたしました。今、市民の皆さん、被保険者の皆さん方の御家庭に税務課から、今年度、平成21年度の課税の納付書が届いているのではないのでしょうか。私も自分の納付書をここに持ってまいりました。私は、この納付書を見ましてびっくりしたのは、国民健康保険税はまさに政治の課題だということで、さきの平成18年12月議会でも、市長の認識も非常に大変だと、払いたくても払えない、そういう被保険者の皆さんたちの悲鳴の声であります。調べてみますと、国民健康保険の現年度課税の中で、前年度20年度、調定額12億円に対しまして収入額11億円、収入未済1億1,205万9,939円、収納率91.23%、滞納世帯1,106世帯、率にしまして15.09%であります。紛れもなく、今、国民健康保険税の問題につきましては、まさに国民皆保険制度が昭和36年から日本に制度が適用されて、営々とやってきている今日、まさに皆保険制度が崩れようとしております。すべての被保険者に保険証を渡すことは、市の第一の仕事であります。未交付がないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

以上、第1問に戻りまして答弁を求めたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、市長公用車の交通事故について、私から答弁を申し上げたいと思います。

まず、5月12日の交通事故につきましては、けがに遭われた市民の方に対して改めて深くおわびを申し上げるとともに、心配をおかけいたしました市民の皆様方におわびを申し上げたいと思います。申しわけございませんでした。

私のコメントの質問がありましたけれども、実は、私が交通事故に遭ったときのことを思い出すと、その前後30秒から40秒間は完全に記憶が飛んでいます。車が左のほうから来たなということは何となく認識をしておりますけれども、その前に自分が後部座席で何をしてたのか、あるいは当たった直後に自分がどういう行動をしたのかというのは、本当に正直言って、私もちょっと鈍いほうではありますけれども、それだけやっぱり衝撃が精神的にもありました。その後でございますけれども、私はやっぱりけがに遭われただろうというお人のところに駆け寄って、大丈夫ですかという声をかけたぐらいから記憶は戻っておりますけれども、私が見た限り、大丈夫のようございました。目立つ外傷もなくて、でも、病院にぜひ行きましょうということをお声かけいたしまして、その方は後でわかりましたということをおっしゃっていただきました。

そのときに、いろんな方々が集まって、上にはヘリコプターも来ましたが、いろん

な方々が集まったときに、市長さん、あなたも病院に行かんばいということで、はっと気づきまして、まず市長室に、副市長が危機管理監でありますので、事実関係を副市長に伝達をし、副市長も病院に行ったほうがいいよということをお願いして、その後、スーツでありましたので、一たん家に帰りました。家に帰って、診療を受ける格好にして、職員の方に連れていってもらいました。そこに、私もそうですけれども、被害に遭われた方も市民病院におられて、ちょうどNHKのニュースの話が出ましたけれども、一たん事故が起きた直後に私のところに各社から 私の電話番号というのは各社に登録をされております。各社から電話がありました。しかし、それはとれなかったわけですね。ちょうど私がどのタイミングかはもう覚えておりませんけれども、自分がそういうふうに病院に行く前の状態であったので、電話がどこにあるかすら、よくわからない状況になっておりました。

NHKのことを申し上げますと、何回かNHKさんから電話があったようでございましたので、NHKの記者さんに電話をしたときに、市長、今回の事故 そのとき、たしか私は病院のベッドで寝ているときだったと思いますけれども、ちょっと心配かけているのも申しわけないなと思い、電話をして、そのときに取材をさせてくださいということをおっしゃいました。それはちょっと、取材はちょっと勘弁してほしいと。なぜならば、私も当たった直後であって、事故の全体的な事件性であるとか全体性が全然わからぬままにコメントするのはかえって不適切だということ、そして、これは公の事件ではなくて、あくまでも、私も車に乗っている一人でありますし、事故を受けた当事者からすると、これは私は市民同士の事故ではないでしょうかということをお願いして、その上で公式なコメントは政策部長が出すということになるかと思っておりますので、秘書広報課のほうにお急ぎであれば御連絡をしていただけないでしょうかということをお願いしたことは記憶しております。

それが、私はちょっとすみません、まだ療養中でありましたので、夕方のNHKのニュースは拝見しておりませんけれども、私のそういったコメントが流されたということで、私も幾つか電話が、NHKの中からも電話がありました。これは市長のコメントかということで、いや、僕はそういうつもりではなかったんだけど、そういうふうに受け取られたようだよということでありましたので、私としては、直ちにNHKの担当の方に、市役所としての公式のコメントは政策部であると、私もある意味、市民を代表する者でありますので、私のコメントはこうですよということをお願いして、そのコメントが9時以降のニュース、あるいは佐賀新聞、西日本新聞、さまざまところに私のコメントとして載っているというふうに記憶しております。これが、私の夕方のニュースのコメントに対する前後関係及び報告でございます。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

23番 江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

5月12日、夜6時10分からのテレビによる報道に、市長が電話取材に対してということで報道をされております。内容は、「いわば民間同士の事故であり、私は車に乗っていただけで、詳しくは市役所に聞いてほしい。コメントはしない」、この文言だけです。この文言を聞いて、やはり市の公用車として、そこに乗っている市長のコメントとして、市民の皆さん、聞いた方はびっくりしたんだということを申し上げているんです。

先ほど最初の市長の答弁では、相手に対して、軽傷を負われた相手の車の所有者に対しておわびをコメントされました。本当に大きなといいましょうか、軽傷ということで報道もされておりますが、本当に不幸中の幸いだったかなと。ただ、そういう意味で、市長として、その重責を担っておられるわけですから、市長のコメントとして、取材された側がそのコメントに対して報道しているわけですから、市長も相当動揺されたのかなと。もしかしたら、やっぱり動転されたのかなと、私は率直な思いをしたわけであります。

そこで、実はたまたま私、その5月12日は市長のスケジュールは人吉に行っておられて、人吉で事故に遭われたのかなと実は心配しました。ところが、テレビ映像を見ますと、あの堂島交差点からタクシー会社を通過して、いわゆる自動車で乗り入れるパンのお店の、あの交差点で、ヘリコプターが取材をして、やっぱり市長公用車の交通事故、まして運転手にとっては本当に残念なんですけれども、赤信号で交差点に入ってしまったという報道もされておりました。

私は、ここで問題にしているのは、やはりそういう大変な状況の中でも、市長のコメントが非常に穏やかでないコメントを認識されているときに、やはり最初のコメントでよかったのではないかと思うのに、本当に市長としてちょっと違う認識をコメントされている、このことについていかがでしょうか。いわば民間同士の事故であり、私は車に乗っていただけと、こういう表現は、市民の皆さんにとってやっぱり市長公用車というのは、以前この市長公用車をどうするかということで、ここで議論しましたけれども、見ただけでも非常に速く走るような車のように見受けます。あそこの交差点は速度制限がついております。速度制限、政策部長、御存じですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

私は基本的に人のせいにするとか何とかというのはないと思うんですけれども、ちょっと私の反省点といたしまして、この案件について、僕は電話取材とは思っていなかったんですね。これははっきりNHKさんにも抗議をいたしました。電話取材ではなくて、私もお人よしかもしれませんけれども、私のことを心配していただいているということで、ある議員

からも、私が事故に遭った後、二、三分後にもう議会事務局にも電話があったぐらいの事故でございましたので、非常にそういった意味で、ああ、心配をしていただいてありがとうございますというふうに思っているんですね。

その中で、これは認識の違いと言われればそれまでなんですけれども、取材ということは、私も確かに正直申し上げまして動転をしておりました。やはり自分が大昔ですけれども、同じ事故に遭ったことがあって、事故に遭った後に脳が膨張しているなというのもわかったんですね。だから、なるべく安静にしておこうということを思っていたときに電話がありましたので、そのところだけぶつ切りにして流されるということについては、私は電話取材ということは思っていなかったということと、だからこそ改めて後できちんと言いますということは申し上げました。

それともう1つが、あのとき、たしか4分から5分ぐらい話していると思うんですが、その中のコメントの一つだけだったんですね。ですので、そういった意味からすると、やはりテレビであった場合は、私がきちんと出て、私の言葉で話すほうがよかったかなど。ただ、ニュースの場合は速報性とか、ドキュメント性というの、それも理解できます。そういったことで、後でNHKさんが私たちの抗議を受け入れて、きちんとしたコメントを後はずっと流していただいているということについては、NHKの皆さんたちには本当に感謝を、さすがNHKだということで感謝をしておる次第であります。

そういった意味で、私のあくまでも公式なコメントは、NHKのその後のニュース、そして他紙、あるいは他テレビ局のコメント、そして、これはホームページ、ブログ等にも載せましたけれども、それが私の正式なコメントであり、けがに遭われた市民の方に深くおわび申し上げますとともに、これは職員が起こした事故でありますので、交通規範の徹底、再発防止に努めていくということ、そして、これは私が責任者であり当事者でありますので、私を含めた全職員が事故の重大さを認識し、再発防止に努めていくというコメントの趣旨を各方面に発出させていただいたところであります。

議長（杉原豊喜君）

大庭政策部長

大庭政策部長〔登壇〕

多分50キ口だというふうに認識しております。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

すみません、答弁を失念しておりました。申しわけございません。私、熊本県の人吉市で九州市長会が予定をされておりましたけれども、3日ぐらい前からちょっと体調がよくなって、どうしたものかなど。人吉、聞いてみたら非常に遠いということでもありましたので、

少なくとも理事会は欠席をしようと。そして、自分の当日の体調を見て、12日の次の13日は九州市長会の本会であります。総会でありますので、そこは出席しようというふうに、事故の前のときにはそういうふうに判断をして、もし事故に遭っていなかったならば、その日夕方、九州市長会の理事会には残念ながら間に合いませんけれども、1泊をした上で、翌日の市長会には出席をしようと思っておりました。

それで、私はおかげさまで、そんな外傷もなく、行くのには大丈夫だろうというふうに思って、阿部副院長に、たまたま私の担当をしていただきましたので、どうでしょうかと言ったら、いや、これかなり衝撃が肉体的にも精神的にもあると思いますので、3日、4日は安静にしてくださいということをおっしゃられました。その前、12日の前、記憶をひもとくと、東川登町 西川登でしたか、東川登町で開かれた市民ゴルフの練習教室にぜひ来てほしいと文化学習課からありましたので、それは体調の許す範囲で、それをクリアしてから九州市長会には行こうというふうに思っていた次第であります。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

そういう意味では、これは非常に答弁で、やはり3時30分の交通事故は非常に運転手にとってはやはり大変だったのではないかなと察します。当日、九州市長会理事会にはキャンセルしている。しかし、1泊して13日の九州市長会に出席する予定だったというふうに答弁されました。紛れもなく、あそこは時速50キロの制限速度の区域であります。私、何回も通りました。50キロで通れば事故は起きません。皆さん行って見て、実験してみてください。堂島の信号が赤とか青とか、あるいはモスバーガーの前の信号が2つありますが、50キロ以内で行けば、十分すべての対応ができる走行距離ではないでしょうか。そういう意味では、市長、やはりこのテレビ放映でのコメントは、私は、いついかなるときでも市長みずからの体調を整え、そしてコメントに対しても本当に市民感情に合うような形で対応していただくことを強く申し述べておきたいと思います。

時間がありませんので、次の2点目の人事の問題に入ります。

先ほど質問いたしました、ことしの5月の武雄市報の写真、11名の新規採用職員が紹介されております。ここにお一人、同じ杵島郡 もとい、今は武雄市ですが、杵島郡の町長選挙に立候補された方が採用されております。これはそういう意味では、当時の新聞報道であります。この人は同一人物ですか、市長、御答弁を再度求めたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

その職員の個別の人事が、一般質問になじむかどうかというのは非常に疑義がありますけれども、どうなんですか。（発言する者あり）それは、人事政策はあくまでも私は全般答える責任がございます。しかし、幹部職だったらともかく、一般職の職員が特定できるということについては、それはいかがなんでしょうか、議長。ちょっと議長のお取り計らいを求めたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	11時55分
再	開	12時

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで議事の都合上、1時20分まで休憩をいたします。

休	憩	12時
再	開	13時21分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

昼休み前の休憩は、一般質問の発言の中で地方自治法第132条、品位の保持、他人の私生活にわたる言論をしたりすることを禁止する条項に当たるとのではないかと疑義があり、協議をするためのものがございます。

地方自治法第132条の逐条解説によると、人事に係る討論をするとき、あるいは一般質問をする場合、特に注意が必要である。そして、議員は議事に関係のない個人の問題を取り上げて議論してはならないとの最高裁の判例もあります。また、武雄市議会では平成19年11月30日、議会運営委員会で議論され、確認がなされた経緯がございます。よって、議員各位におかれましても、十分な注意をお願いいたしたいと思います。

このようなことより、個人を特定できる発言については精査をして、議長において処理をさせていただきます。

議事を続けます。23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

人事について二、三お聞きします。

新規職員採用が、市長のもとで平成19年4月1日付で採用された方が6名、平成20年度採用者が10名、平成21年度11名、計27名採用をされております。このうち、U・Iターン制度を導入して平成19年度にU・Iターン、Iターン者だけ2名、20年度U・Iターン、Iターンだけ3名、21年度Iターンだけで3名、計8名採用されております。この採用の方法は、一般職の募集は1次試験、筆記教養試験であります。しかし、U・Iターンは作文と面接だ

けであります。

私はこの間、人事について質問してきましたが、市長が取り組んでいるU・Iターン制度につきまして、近隣の市町の取り組みの状況と、あるいは、お隣福岡県、長崎県の事例を紹介しながら、市民の中には、このUターン制度については市民の理解度はたくさんあります。しかし、Iターン制度についてはなかなか理解がありません。そのことを考えますと、私は、市長のこの間のU・Iターン制度の導入以降、非常に採用の仕方が不透明だということを指摘せざるを得ません。そのことは、市民の皆さんがこの質問、議会の中継を見ながらお思いではないでしょうか。

そういうことがありまして、今後の市長の採用について、U・Iターン制度について廃止するよう求めたいと思います。特にIターン制度については、22年度廃止するよう強く求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私は、こう思うんです。U・Iターンとしたときに、例えば、その中でUターンを2人、あるいはIターンをその枠の中で1人、2人とするほうがよっぽど不透明だと思うんですよね。U・Iターンとしたときには、やはり、これも成績主義だというふうに思っております。それが、すなわち公務員に対する中立公正性への信頼の担保だと思っておりますので、採用形態に至っては、私も政治家の一人でありますので、これは近隣市町と違い、私は選考には入りません。その中で、副市長を長として選考をするということ、それは成績至上主義であります。

そういった観点からして、私はこれほど公明性、透明性、中立性が担保されている制度はないというふうに思っておりますし、私としては、私もいろんな市民のお声は聞きます。Iターン、Uターンについて、私はこれはいい制度だという、Iターンですね、ほとんどなんです。特に、これを現実ならしめたのは小田君です。もう去ったので申し上げますけれども、彼は三木市から、およそ2年弱だったと思いますけれども、本当に武雄市民になりきって、よそからの血を持ってきてもらって、それが武雄の観光振興、まちづくり振興につながったのは、議員の皆さんたち、あるいは、少なからず彼にかかわった市民の多くの気持ちだと思います。

したがって、私は何事もバランスが必要だというふうに思っています。何も純血モンロー主義ではなくて、この活気ある、権威ある武雄市議会もいろんなバックボーンの方がおられるじゃないですか。年齢もさまざま、性別もさまざま、能力もさまざまとは言いませんけれども、さまざまな方がいらっしゃるじゃないですか、もとい。

ですので、そういった意味から、私は公務員の世界は、これからは多様性の時代だと思

ます。多様性があって、そこで議論を切磋琢磨して一緒にやっ払いこうということからすると、Iターンの人たちもほとんどが武雄に今住んでいるわけですね。そういった方からすると、新武雄市民として新たなまちづくりを始めようという議員さんたちもいらっしやいます。新しい人たち、やりましようて。そういうので、私はあえて受け入れることが武雄市の度量の大きさだと思いますし、それが私は市民感情に沿うものだと理解をしておりますので、Iターン、Uターンの拡充、とりわけ私は、Iターンは今以上に進めていきたいと思っております。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

私の意見を聞く耳ないんでしょう。多聞第一と言いながら。

平成20年度のIターンにも80名の方が応募したんですよ。その中から3名ですからね。ましてそういう意味では、みずから市長はよく面識をし、応援にも行ったんじゃないんでしょうか。だから、そういう意味では、私は紛れもなく不透明だということを指摘しておきたいと思います。

3点目の……（発言する者あり）黙っておってください。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）

質問の途中ですので、ちょっと待ってください。

23番（江原一雄君）（続）

もう別に何も触れてないですよ。

じゃあ、次の一般市民病院問題に移りたいと思います。

私は、市長のこの間の市民病院にかかわる問題について、そもそものことを振り返って考えてみたいと思います。

本会議の中で、平成19年12月議会、2年前に和白病院と接触したことを認められました。平成19年12月議会です。私はこの間、非常に市長の手法は、棒高跳びのハードルを越えるような、棒を持ってきてそのハードルを一つ一つ、棒高跳びのハードルを越えるようなものだという感じを受ける一人です。

その最初の文言は、先ほども平野議員の質問にも答弁されましたが、かつての市民病院はじり貧だと。当時、市長就任以来、管理者として、市民病院には何回かしか行かれなかったんじゃないでしょうか。そういう中で、平成19年12月以来、この和白病院という話が出ました。

市長のもとに、平成20年1月30日付で地元医師会のほうから要望書が届いたと。持ってこられたと思います。この要望書は、市民病院の存続をお願いする、まさに地元医師会の皆さ

んの痛切な思いであります。この文章を、私、再度読み直してみますと、紛れもなくここに本当のことが書いてあるなと思う次第です。

ちょっと紹介をしたいと思います。

「要望書。平素より市民の健康増進のため、医療行政に格段の御配慮を賜り、感謝申し上げます。現在、武雄市民病院経営問題を議会特別委員会で協議されているようですが、私ども武雄杵島地区医師会は、武雄市民病院と医療連携を密接に保ち、患者の紹介、勉強会等をし、地域住民の命と健康を守り、安心して安全な医療を提供できるように日々努力しております。

第5次佐賀県保健医療計画では、市民の医療に対する安心、信頼の確保を目指し、医療機能の分化、連携を推進し、地域において、市民の健康増進から疾病の予防、健康相談、診断治療、乳幼児の健診、予防接種、乳幼児の夜間時間外診療、祝祭日の休日診療（市民病院とともに）、競輪嘱託医、4月から始まる特定健診等は、すべて会員のボランティア精神もあって、地域住民のために頑張っております。採算のことは考えておりません。

また、県内での1次、2次、3次保健医療圏も地域的単位、圏域として設定されております。一部の人々が唱えている3次医療、重症医療だけが治療ではない。治療人は1次からの、住民が安心して、保険証1枚で、「いつでも」「どこでも」治療を受けられるような医療制度を目指しております。

小児医療、周産期医療等、多くの課題があります。重症患者のための医療ではなく、一般患者のための市民病院を目指して、市民病院の医師、医師会員、歯科医師会員、薬剤師会員、医療従事者は日夜頑張っていることを、医療行政のあり方を理解していただきたいと希望します。

つきましては、武雄市民病院として存続していただくように、武雄杵島地区医師会会員、歯科医師会員、薬剤師会員、ほか多くの署名を添えて要望する次第です」。

私は、この要望書は当時、1月30日の時点では知りませんでした。もちろん新聞報道されたかと思いますが、私はこの時点で、武雄市民病院の問題についてはほとんど知りませんでした。合併して1年半を過ぎて、こういう状態が差し迫っているということは知りませんでした。ですから、市長がこの市民病院問題、先ほどじり貧と言われました。でも、あの当時、こういう地元医師会の皆さんの声を聞く耳がある、多聞第一だったら、私は本当に、この市民病院は地域の中核医療機関として存続の方向に進んだのではないかと思う次第です。

ところが市長は、こういう話は一切聞く耳がないと。私はこの間、市民病院問題について質問してきました。市長にしてみたら、こういう地元医師会の皆さん方の力に依拠することは、どんな医療を提供するかは重々御存じじゃないでしょうか。しなければならぬんじゃないかなって感じでしょうか。

まして、さきに私が質問したときに、武雄杵島地区医師会が運営されております看護学校、

この看護学校の運営につきまして、正看護コース35名、准看護コース35名で運営をされております。そしてまた、武雄市や近隣の自治体は、この看護学校の運営に補助金、運営費として支援をしているではありませんか。ところが市長は、この武雄杵島地区看護学校の正看護コースは存在しない。私の前回の質問の中で、武雄の看護学校は准看護コースしかない、そういう認識でありました。市長は医師会のほうから指摘をされ、訂正の答弁を後でされましたが、紛れもなく、もう最初からそうした医療関係者の皆さん方、地元医師会の皆さんの声は一切聞かない、また実態も調べない、その立場が明確ではないでしょうか。

私はこの約2年、市民病院問題にかかわる中で、議論する中で、はっきり今言えるのは、市長は最初から、市民病院はじり貧だ、いわゆる民間活力、いわゆる構造改革の名のもとに言われている。そういう意味で、民間に売り渡す、もう頭からではなかったんでしょうか。

私は、このことを前日も指摘しました。その証拠に、平成18年5月17日の時事通信のインタビューに、看護系専門学校を誘致したいと述べているではありませんか。前回この質問に対して、市長はそのインタビューは記憶にございませんと言われました。しかし、実態はだんだん出てきました。今回の移譲先選考の3者の申し入れの中に、福岡保健学院理事長として蒲池氏の名前が堂々と出てきたではありませんか。

これが前日も示しましたが、福岡和白リハビリテーション学院のパンフレットであります。（パンフレットを示す）ここに蒲池氏の理事長としてのコメントが載っております。市長は、インタビューは記憶にございませんと申されましたが、紛れもなく、記憶にないというのは知っているから記憶にない、言わせれば、かつてロッキード事件のときに、あの小佐野賢治氏とか児玉誉士夫氏たち、市長は若いから記憶にないでしょうけど。

〔市長「はい」〕

ありますか。ほとんど記憶にございません、突っぱねでした。でも、記憶にございませんということは、これは法律用語ですり抜けるでしょう。でも、状況の把握、周りのそういう実態をこの間つなぎ合わせていけば、文字どおりつながるのではないかと指摘したいと思います。ですから、市民病院はもう最初から和白系グループにお願いしたいと、もう見え見えだと思ふ次第であります。

そこで、私はこの間の、昨年8月11日以降、救急を再開し、8月1日から蒲池氏のもとで、医療統括監のもとで運営されてきたわけですけれども、そういう流れの中でこういうことが浮かび上がってきているようです。

平成19年度、かつての市民病院の入院、外来の患者さんは8万5,300人を数えています。4月から3月までです。月平均にしますと、7,108人。入院が42%、外来が58%であります。ところが、蒲池氏の指導のもと、現在の市民病院のあり方は、特にことしになって4カ月、4月までしか資料をいただいておりますので、特に1月から4月、入院の患者さんが1万3,362人、外来患者さんが8,223人、入院が62%、外来が38%です。これを4カ月ですから、

月平均5,000人になるわけですけど、先ほど言いましたように、かつての平成19年の市民病院と現在の市民病院の4カ月間の実態は、入院と外来が全く逆転しているんですね。平成19年のとき、入院が42%、外来が58%です。外来が多いんですよ。ところが、この4カ月間、1月から4月を見ますと、入院が62%、外来が38%です。

このことは結局、蒲池氏のやっているこの行為は、もちろんこれまでの市民病院が果たしてきた救急の告知病院としての役割の中で、いわゆる救急車を呼び込みながら、その救急車で来た方が入院する。その入院する治療方法で、私は今の市民病院のあり方は、全く以前の市民病院と変わってきたと。それは、いわゆる施設完結型の病院だということではないでしょうか。

私は、先ほど読み上げました要望書、地域連携型の病院として、今まで市民病院は存在して、佐賀大学医学部、医師の派遣含めて、地域の医療連携を8年、9年かけて営々と築いてこられたわけであります。まさに施設完結型と、以前の地域医療連携型との違いが物の見事にあらわれてきたと。ここに市長は、もう最初からそういう地域連携型はじり貧で、いわゆる赤字を進めていくと、こういう、もう最初からレッテルを張って病院の移譲を進めてきたと指摘せざるを得ないと思います。

私はここに、今の市民病院の皆さんたち、かつて8万5,000人を超える年間の患者さんたちが、今現在、近隣の南部医療圏、あるいは有田町の、あるいは佐賀県内の医療機関に外来受診、あるいは入院をされている、それが実態ではないでしょうか。そういう流れの中で、佐賀県保健福祉医療として今取り組まれておるものが、結果として嬉野医療センターを核として、近隣市町の地域連携をしている医療機関である嬉野医療センターに入れば、左側の廊下の壁面にこういう地域医療支援登録医療機関というのが大きいボードで掲載をされております。（写真を示す）ここに地元嬉野市や、お隣伊万里市、あるいは鹿島市、そして有田町、大町町、そして長崎県川棚町、東彼杵町、波佐見町、杵島郡の中でも江北町、大町町、白石町、藤津郡太良町も入っていますが、当然、武雄市の医療法人の医療機関の名前もたくさん掲載をされております。

私は、この間の市民病院の移譲劇といいましょうか、移譲の流れを振り返ってみますと、2つの道があったと思います。1つの道は、地域医療連携を目指した公立病院としての市民病院が嬉野医療センターを核にした補佐的施設として、十分力を入れて機能を発揮して継続して頑張る。もう1つは、市長は、もう市民病院はじり貧だという認識のもと、和白病院に移譲すると、そういう意味での企業論理的発想で進められてきたこの行為は、私は地域の医療機関をずたずたにしていると指摘せざるを得ないと思います。

この間の、昨年、平成19年、市長がここで答弁されて、この間の流れを振り返って考えたとき、市長は私の意見についてどのように反論したいと思いますか。答弁を求めたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

いろんな考えがあっという間だと思うんですね。だけど、やはり議員たるもの、私も市長たるものを、これはきのうも問題になりましたけれども、議会で発した答弁ということは、一定の公定力、拘束力を持つということだけは、釈迦に説法でありますけれども、議員も御案内のとおりだと思います。

その上で、まず、じり貧ということに関して言うと、これは武雄のみならず、佐賀県、そして全国の公立病院はすべて　すべてと言っては言い過ぎかもしれませんが、8割がじり貧なんですね。赤字を抱えて、もう公立病院としては運営できないということについては、これは公立病院のアンケート、そして総務省も同じ見解を持っています。だから、公立病院がもう今の時代に間尺が合わなくなっているということは、これは共産党を含めて、国民的な理解だというふうに思っております。

したがって、そのじり貧ということは2つ理由があって、1つは財政上の問題。私が市長に着任したときに、もう5億8,000万円から9,000万円の累積の赤字がありました。そして、新臨床制度が、ちょうど私がなったときに始まったんですかね。2年後になったときに、市民病院のお医者さんというのは、一番多いときに16人いたんですね。それが私がなったときは　すみません、ちょっと今、正確なデータを持っておりませんが、もう既に12人、11人になっていたわけですよ。新臨床制度が始まってわずか2年後にもうそれだけ減っているということからして、今後、これに手をつけない限り、医師の確保ができない限り、赤字と医師不足と救急ができないという公立病院の三重苦を抱えたまま市政運営はできない。それはかたく思った次第であります。

これは再三答弁をしておりますとおり、私が市長に着任したのが3年前の4月であります。4月に着任をして、5月にそこにいる前田部長から、もうこのままでは市民病院は立ち行かなくなると。市長、何とか方策を一緒に考えようじゃないかと、考えてくれということ言われて、そこで、これからの市民病院というのはそんなに厳しいのかということで検討を開始しました。そこで、市役所の中にいろんな勉強会をつくったり、そして、私のところには、これは議会でも言っていますけれども、そんなに市民病院が厳しい、もう既に6月、7月ごろには県内外からいろんな病院が、市民病院を自分のところでさせてください、あるいは売却してくださいという話が出て、その冬ごろに今の池友会の蒲池さんと鶴崎さんが私に会いたいということなので、私は会った次第であります。

したがって、この看護系専門学校というのは、私も後で調べましたけれども、私、今までもう300から400ぐらい取材を受けているわけです。そうすると、いつ、だれが、どういふことを、言ったことは覚えていますけれども、書かれたことについてはさすがにもう覚えてお

りません。全部見てもおりません。そういった意味で、小佐野さんが言う記憶にないと、私が言う記憶にないというのは分けて考えていただければというふうに思っております。

その看護系専門学校は、私とすれば、当時、一番つながりが深かった関西大学が看護系をしたいということを知っていました。だとするならば、ぜひ関西大学さん、これは学長もこの、武雄の出身の方が出ていますので、そういう歴史的なつながりからしてそういったことができないのかなということも思って、3年前の5月か6月か忘れましたが、そういったことを言ったということは、これは議事録にも残っていると思います。

そして、今、施設完結型だとおっしゃいましたけれども、もう今、紹介率が40%を超しつつあるんですね。実際に我々が知る以上に、病病連携、病診連携はなされております。特に介護の施設においては、今まで市民病院が、ちょっとこれは私の責任でもあるんですが、それは市民病院では勘弁してくださいと断っていたことを、今すべて引き受けております。したがって、病診連携、病病連携というのは、数からするとまだ回復はしていないかもしれませんが。しかしいずれは、例えば新行橋であるとか、和臼であるとか、そういう域に達していくものだと、今その過程だというふうに理解をしておりますので、議員の御指摘は、御心配は本当にありがたく思っておりますけれども、御心配なさらずによろしいかというふうに思っております。

そして、どうでしょうか。盛んに議員は医師会のことをおっしゃっています。私も医師会は本当に頑張っていたいている団体として、もちろん聞かなきゃいけないというふうに思っております。基本的に、私は医師会と何の相談もないというふうに言っていましたけれども、これはあえて名誉のために申し上げますと、医師会とはその過程過程で、結構非公式に話をしていました。そのとき私に、医師会のある枢要な方からメッセージが、医師会よりも市長は市民を向いてくれということも医師会の枢要な方がおっしゃいました。これは、私ももう歴史というか、自分も墓場まで持っていこうとは思いましたが、医師会の中にもそういう方もいらっしゃるんですね。そういった方々と話をしていくうちに、私が思うところは、医師会の声も聞かなきゃいけない。そして、何よりも患者様の声を聞かなきゃいけないというふうに思いました。

議員、どうでしょうか。さっきの、私が非常に気になるのは、地域医療は嬉野に任せて、嬉野を補佐して、公立病院としてほしいと。これは2つ問題があると思うんですね。武雄の人は特に重篤な、例えば脳卒中であるとか、心筋梗塞であるとか、あるいは交通事故であった場合に、そういったことを受け入れられるのでしょうか。やっぱり患者様とすれば、近くの病院できちんとした医療を受けたい。私はそれが患者様、そして御家族の皆様方も、例えば、北方の焼米の方、あるいは白仁田の方、武雄市民です。こういった方々が嬉野に毎日毎日看病に行くことよりも、やはり近くの武雄のいづかの病院できちんとした医療を受ける。そして、そこにお見舞いに行く。あるいはどうしても、私も反省していますけれども、

病院が事実上クローズしていたときに、そういった患者様方が佐賀大学とかに行かれていたわけですね。その方々が今市民病院で、やっと市民病院が再開して本当にうれしく思っているということを考えた場合に、私は市民本位、患者様本位で、この病院の場所をまず考えなければいけない。嬉野を補佐してということは、患者様の声、きょう多くの市民の方々が見られていると思いますけれども、そういったお気持ちに私は反するのではないかというふうに思っております。

その上で、私はできるなら、これは議会でも再三答弁いたしましたけれども、確かに直営の病院であることが望ましいのかもしれませんが、しかし、それができないんですよ。それは議会でも、あるいは私は選挙のときでも、声をからし、涙を流しながら申し上げた次第であります。あくまでも市民が求めているのは直営か、あるいは独法か。民間ではなくて、本当にいい医療だと思えます。

私はそういった意味で、今回の池友会に移譲をし、今回の議案を出させていただいていますけれども、これは歴史が見ても正当に判断をしていただけるというふうに思っておりますので、そういった意味からすると、議員とは認識が異なっていると言わざるを得ません。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

市長もるる、私もるる言いましたけれども、結局、今同じ市民病院の管理者です。佐賀大学から派遣されて、治療に当たっていただいた先生たちの状態と今の状態と一緒です。形式の管理者は市長です。でも、内容は全く違うじゃないですか。

例えば、いわゆるじり貧だ。先々週、教育テレビのETVという報道がありました。ここで、公立病院の先生たち、病院長が、北海道の上富良野病院、岩手県の藤沢町、そして、県立遠野病院の企画担当官、こういう方たちが、いわゆる公立病院として、あるいは自治体の企画の担当者として、地域の公立病院を盛り立てて、地域の医療連携に取り組んでいる報道が90分間されておりました。私はあれを見て、ああ、武雄は正直、樋渡市長のもとで、こういう道はなくなったんだと、非常に残念でありました。

今、医師不足と言われております。しかし、条例定数16名の市民病院と言われておりますが、医師不足と言われておりますが、昨年8月から池友会の応援をされておっても、今度の市報で、この写真つきですけれども、（資料を示す）この2人は研修医の方です。この2人は医療統括監と最高顧問の方です。あと除いたら9人ですよ。だから、医師不足というよりも、私はあの当時、あえて市長は医師不足論を唱える、あるいはじり貧として赤字だということを申す、非常に意図的であったと言わざるを得ませんし、高度救急医療と言われておりますが、昨年8月から池友会グループの応援のもと、1次救急、2次救急、3次救急が

ありますが、3次救急で19名運び込まれておりますが、この3次救急の転送先はわかりますか。ちょっと言っていなかったからですけれども、19名なんです。この中で、多分転送されているんじゃないかなと思いますけれども、わかるかわからないか。事務長いかがですか。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

手元に資料がございませんので、今のところわかりません。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

そういう中で、先ほど財政の問題を言われましたが、平成19年度武雄市健全化判断比率ということで、健全化判断比率というのが、実質公債費比率15.6%、あるいは将来負担比率89%というのが本議会に報告が、平成20年9月、昨年9月22日に報告されているわけですが、将来の財政の健全化の基準からいきますと、早期健全化基準という、国が法律を指定して、健全な自治体にしていくということで、将来負担比率は350%としているんですよ。ところが、武雄市は89%です。

ですから、市長がじり貧だと言うのは、それはもう非常に意図的な、最初から意図的な方法、財政赤字論、じり貧論、いわゆる医者不足論。特に私は、今回びっくりしたのは、事務長にお伺いしますが、黒字経営に進んでいく上で、入院収益は患者1人当たり幾らか、あるいは外来収益の患者1人当たり、昨年8月以降、そしてまた、特にことし1月から5月までの収益が出ておりますので、1人当たりの資料を出して、求めていますので、後日でいいですので出していただきたいと思います。

そこで、今現在の市民病院の中で、ある患者さんから寄せられた声としてこういうことがありました。

意識不明で武雄市民病院に救急車で搬送されたと連絡を受け、駆けつけた家族に、当番の医師は、気管切開しますか、胃瘻をつくりますかと言われたそうであります。たまたまこの方は看護師として長年携わったプロですので、こういう武雄市民病院のドクターのあり方に腹を立てたそうであります。本来、救急車で搬送された患者さんは、その人の命を最優先する時間を持ち、胃瘻な状態の胃瘻とは、状態が安定し、飲み込む力を見きわめてからつくるものだそうであります。

私は、こういう現象は、やっぱり救急というのは救急で入られたとき、いろんな処置ができる。CTを撮ったり、MRIを撮ったり、即気管切開して、いわゆる延命措置、延命治療をすることができる、それはドクターのやはり見方だと思いますが、こういう形で、今の蒲池氏のもとで市民病院のあり方、先ほど言いましたように入院患者の増、いわゆる病院経

営という側面から見ると、やっぱり医療点数が上がる医療のあり方、私はこれは、例えば、1本35万円する注射があるそうではありますが、現在の市民病院のあり方は、紛れもなくこの入院収益、外来収益がさま変わりしているということを申し上げますと、移譲先変更の議案が今議会に提案されておりますけれども、本当に巨樹の会が、今、下関で行われている救急とリハビリテーションの病院としての本当の実態をやはり資料として出すべきじゃないでしょうか。

私は、今現在行われているこの市民病院の、いわゆる赤字を脱却して、とにかく黒字に持っていくという推進の仕方、当然経営は必要でしょう。でも、この間のこういう実態のあり方、現場の皆さんたちがよくわかるんじゃないかなと。

市長は先ほど言われました。いろんな見解があるんだと言われました。しかし、多聞第一と言われながら、この市民病院を地元医師会の平成20年1月30日の要望書に照らし合わせてみて、今の蒲池氏のもとで、医療統括監のもとで運営されているこの市民病院の実態は、紛れもなく移譲先選考委員会が選考した方向、かつての武雄市民病院のイメージとは全く違う方向に進んでいるのではないかと思いますけれども、武雄市民病院のイメージとは一体どんなイメージを、信友委員長が答申したこの答申書はどんなイメージでされたのか、事務長としてどのように受けとめておられるか。企画でもいいですけど、角理事でもいいですけども、当時の武雄市民病院のイメージを継続する病院とはどういう病院でしょうか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

役不足かもしれませんが、私からお答えさせていただきたいと思います。

ちょっとびっくりしているのは、議員は私に対する申し入れ書をにしきの御旗として行っておられますけれども、恐らく私たち、あるいは多くの市民の皆さんたちが、今の医師会のお気持ちというのは、12月28日に選挙が終わった後に、私、医師会の古賀会長のところに伺いました。そのときに、市民第一として、これから一定の民意が出たわけですから、私もその民意に従って医師会と相協力していきたいと思っておりますということを申し述べたときに、古賀医師会長から本当にうれしい言葉をいただいたんですね。民意は我々も尊重をします。それともう1つが、赤字論であるとか、民間移譲についてどうこう言う立場ではないと。これは読売新聞に割と正確に載っておりましたので、これをごらんになっていただければありがたいと思いますけれども、そこで医師会長と私は握手をして、今後、一緒に二人三脚で頑張っていこうという、私はそういうふうにした次第であります。

したがって、その当時、もう2年ぐらい前になるのでしょうか、確かに医師会がおっしゃっているということに関しては、それは私もその時点で受けとめておりますけれども、今の医師会のお気持ちは、やはり選挙を経て大分変わっておられます。したがって、その実

態的な声として、机上の話ではなくて、患者様を中心として病病連携、病診連携がもう40%を超すぐらいに進んでいます。今、医師会の中にも、私もだんだんお友だちがまたふえてまいりまして、話を聞くと、今、市民病院、本当に助かっているということをおっしゃっていただきます。

そういったことからして、最初の質問にお答えしますけれども、私としては非常にいい方向に向かっているというふうに思っておりますし、それはじり貧の公立病院のままで、こういったことが将来的にできるかといったことについては、私はそれはできかねるということは重ねて答弁を申し上げたいというふうに思っております。

そして、ある患者さんの例を出されました。旧、今の形の前の市民病院のところでもいろんなクレームであるとか、あるいはさまざまな問題、課題、これは医療施設である場合は、いい話もあればそんなによくない話もやっぱりあります。これはどの病院も同じだと思います。そのリスクを背負ってお医者さん方、これは開業医、勤務医問わず医療行為を行っている、私は崇高な仕事だというふうに思っております。そういった意味で、ある1つを取り上げて、それが全体のようにおっしゃるといことは、これいかなものかというふうに思っておりますので、少なくとも私に……。

私も直接間接、多聞第一であります。直接間接、患者様のお声、あるいは看病している皆さんたちの声を聞いた場合に、私の体感温度でやはり80%から90%、非常に好意的な声を聞きます。そういった中で、ここに事務方からこういう患者様、御家族の声、病棟スタッフの声とかいうのは私にも報告がありますけれども、こういうペーパーの声以上に、直接聞いたときに、私は最大公約数としては本当によくやっているというふうに思っておりますので、そういった意味で、私はのれん論ということに関して言うと、やっぱりあるべき姿をきちんと、それが僕はのれんだというふうに思っております。何もじり貧の公立病院ののれんを引き継ぐことが、今回の民間移譲の趣旨、あるいは病院改革の趣旨ではありません。のれんというのは、その時々、時代時代に応じて、京都の老舗の呉服問屋もそうでしょう。やはりその中身というのは、その需要者のニーズに応じて変わっているんですね。それが私はのれんを引き継ぐことだというふうに思っておりますので、今、武雄市民病院に求められているのは、やはり地域全体として、疾病構造に基本的に対応することができるような構造になるということからして、もともと武雄市民病院は、議員御案内のとおり救急告示病院でありますので、そういった意味で救急を中心として1次から3次、終末期医療をきちんと行っているということからすると、私はこれもきちんとしたのれんを引き継ぐ形になっていっているというふうに思っております。

もとより、信友委員会が出された意見書、附帯決議は重く受けとめる立場にありますし、これは平野邦夫議員にお答えいたしましたとおり、3者の協定書になるか、2者の協定書になるかわかりませんが、そこはきちんと書いていく必要があるだろうというふうに思

っておりますので、余り心配をなさらずにいただければありがたいと思っておりますし、もし、議員の高い識見をそういう批判という形ではなくして、こういうふうにすればいいじゃないかということ、ぜひ前向きな、何と云うんですかね、後ろ向きな理由ではなくて、前向きな議員の卓抜な能力を生かしていただいて、こういうふうと一緒に市民病院を民間移譲で盛り立てていこうと、そういうことを多くの市民の皆さんたちが望まれているのではないかと、かように認識をしております。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

市長は多聞第一と言いながら、今は余裕を持って多聞第一と言われております。かつて市長就任以来、平成18年、19年、本当に地元医師会、また、市民の合意を得て経営形態をどうするかと。議論、何もなかったじゃないですか。もう最初から、私は池友会グループへの移譲があったということ指摘せざるを得ません。政治というのは結果と、さきの答弁にもありました。私はそういう意味では、この間の一連の市民病院の移譲の問題は、紛れもなく最初から和白病院第一で進んできた移譲劇ではなかったかなと指摘せざるを得ません。

時間がありませんので、次の国民健康保険の問題について質問したいと思います。

先ほど私は、この国民健康保険の制度の問題につきまして、平成20年の調定額、収入額、そして収入未済額、収納率91.23%、滞納世帯率1,106世帯、全世帯に対して、国民健康保険の加入世帯の比率にしまして15.09%の、現年度課税に対しての収入することができなかったという御家庭の数字であります。このことは、今の日本の政治のありようが問われているのではないのでしょうか。

先ほども壇上で言いましたけれども、平成18年の私の質問に対して、市長はこういう答弁をされています。国や関係機関に要請を含めて取り組んでいきたい。この間の、この3年間の経緯はさらに悪くなっています。現在の国民健康保険のこうした実情についてどのような認識をお持ちか、まず、御答弁を求めたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

国民健康保険についてお答えをしたいと思います。

私が市長になって3年有余たつわけでありませうけれども、当初思い描いていた、例えば、厚生労働省から説明があった収支であるとか、県からあった説明、あるいは私どもの事務方からあった説明からすると、そのときからすると、思った以上に急速にやっぱり悪くなっているということは認識をしております。

私としても、まだ1年生市長で非力ではありますけれども、市長会であるとか、あるいは

今、同期がだんだん企画官にもなっておりますので、厚生労働省の課長補佐、企画官に直接話をしたりはしております。しかし、ちょっと今は制度の抜本的な改正がない限り、なかなかすすべがないというのが厚生労働省の一般的な見解だというふうに認識をしております。

そういった意味で、これは非常に言いづらい言葉でありますけれども、個々の保険者が努力をする域をはるかに超しているということは、もうそれは正直に申し上げざるを得ません。やはり国の総体的な枠組みがやはり変わらない、あるいは国民健康保険に、例えば税金の比率を上げるといったこと、ほかの保険から例えば繰り入れ充当するという比率をもう少し上げるとことをしない限りは、今、マクロの意味で厳しいんではないかなというふうに認識をしておりますので、その辺の認識は市民病院と異なって、議員とも同じ認識なのかなというふうに認識をしております。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

国民健康保険は、今の政治の焦点の1つではないかと思えます。平成21年度の国民健康保険の税率、いわゆる所得税に係る後期高齢者支援金も入れまして11%、所得割です。均等割が1万9,200円、平等割が2万7,800円、これは医療分ですね。後期高齢者支援分の平等割、均等割もありますので、これは全県どこの自治体も一緒だと思いますけれども、本当に払いたくても払えないという現在のこの状態について、市長も大きな問題と、個々の保険者にとどまらないという指摘をされましたけれども、そういう中で、実態として大変な問題が起こってくるわけです。以前も言われたと思えますけれども、滞納世帯が生まれますと、いわゆる保険証が渡されない。国民保険法に基づいて、この保険証の取り扱いについてどのようになっていますか。答弁を求めたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

保険証の取り扱いにつきましては、国民健康保険法施行規則の第6条において、保険証は交付しなければならないというふうになっております。ただし、1年以上の滞納の方については資格証での対応ということで国は言っておりますけど、前々回の議会だったと思えますけれども、武雄市は資格証では対応しておりません。全部短期証の交付ということで、皆様の健康、命の安全が第一だということで、短期証の交付をしております。

現在、5月末現在ですけれども、滞納世帯数が527、そのうちに滞納のお話、面接、その他に応じてくれまして、短期の保険証を出しているのが298人、それから、未交付件数が229人ということで、229人の方については、まだ短期の保険証も出していないところでござい

ますけれども、これにつきましては、うちのほうもやはり滞納ということがありますので、お話の上、面接の上でということ呼びかけてはおりますけれども、なかなか話になっていないというところがございます。7月で今度更新しますので、その中で精査しながら、未交付の件数を減らしたいとは思っております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

先ほど部長が言われるように、国民健康保険法施行規則の第6条では、市町村は世帯主に対し、その世帯に属する被保険者に係る様式第1号による被保険者証を交付しなければならないと。しかし現在、滞納世帯について資格証明証を発行することができるとなっておりますけれども、市として資格証明証は発行していないけれども、直接納税相談に応じていない人には保険証を渡していないと、229名にも交付していないということを答弁されましたけれども、これは即日交付するべきではありませんか。市長、いかがですか。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

先ほども答弁いたしましたように、我々も全部の方についてお手紙で連絡なり、滞納されておりますので、お話し合いの上でということしておりますので、今申しましたように、今度7月に更新になりますので、精査しながら、こういう方が少なくなるようには努力したいと思っております。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

国民世論の沸騰の中で、いわゆるこういう世帯の中で、子どもさんへの保険証を渡すという行為が行われましたけれども、そのことについてはどうなっているのでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

今度の法改正で、今、保険証が各個人になっておりますので、子どもさんにつきましては発行するというようになっておりますので、発行していると思います。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

私は、この医療というのは金銭の問題、所得にかかわりなく、いわゆる医療というのは恩恵を受けなければならないと思います。社会保障の原則ではないでしょうか。負担は能力に応じて、給付は平等に、これがまさに社会保障の原則ではないでしょうか。

今、国の政治として15兆円、あるいは1万2,000円の定額給付金のばらまきと言われております。まさに、どこかのまちでは、この1万2,000円の定額給付金を滞納に回そうという動きがあったことを、辞任されたかつての鳩山総務大臣は、許されないというテレビ報道もありました。

まさにこういう方向ではなくて、私は本当に個人、今の経済の循環の中で、国民の懐を暖める、そういう流れの経済をつくらなければならないと思いますが、そういう中で、国民健康保険の滞納世帯、高い保険料のために払いたくても払えない。所得の11%を超える所得割です。これに平等割、均等割が入ってくるわけです。

指摘しましたように、滞納世帯がこれだけ15%もあるというのは、本当に今の武雄市民の保険加入者の皆さんたちの血のにじむような思いを思う次第であります。ぜひ、この未交付は一掃していただきたいと重ねて申し上げると同時に、やはり市長に求めておきたいのは、国民健康保険制度では安心して保険証が渡されて、安心して医療にかかれるよう、さらなる努力を強く求めて、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

以上で、23番江原議員の質問を終了させていただきます。

ここで議事の都合上、10分程度休憩をいたします。

休	憩	14時27分
再	開	14時37分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、25番牟田議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。25番牟田議員

25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

議長より登壇の許可をいただきましたので、一般質問を開始いたします。

ノーネクタイですね。私はメタボではないので、ネクタイを外すだけで体感温度がもう二、三度くらい違います。この議場の中も28度、役所の中も28度、今地球の気候がおかしくなっている温暖化のその一部でも寄与できればということで、議会も今度からノーネクタイになりました。私もそれに従ってノーネクタイでやりたいと思います。

今天候のことを言いましたけれども、本当、天候変ですよ。本当に今6月の天気と思えないし、ずっと空梅雨が続けている。今、田植えの準備に入っていますけれども、本当に水不足で心配しています。これからどうなるかということで担当課の方は水不足に目を光らせ

ていただきたいと思います。

人の一般質問というのは本当に勉強になります。やっぱり私も何十回と質問してきましたけれども、どういうふうに言おうか、そしてまた、どこまでこじつけたらいいのかといろんなことを考えますけれども、ここまででしょうかとかいろいろ考えて、人の質問で勉強をさせてもらっています。

この前、熊本に行ったとき、こういう話を聞きました。スザンヌって御存じじゃないですかね、テレビのタレント。テレビを見ない方が多いかもしれませんが、スザンヌという、ちょっとおばか系で売っているタレントなんですけれども、そのスザンヌが スザンヌさんと言ったほうがいいですかね、ちょっとすみません。スザンヌが、出身が熊本らしくて、熊本の市役所ですか、県庁だったですかね、来たそうです。その中で、スザンヌさん、熊本を四文字熟語に例えると何ですかという質問が飛んだわけですね。四文字で熊本を例えると何ですかと、そしたらスザンヌは これは実際にそこの副市長さんか副知事さん、ちょっとごめんなさい、忘れたけど、直接聞いた話です。何て答えたか。スザンヌさん熊本を四文字熟語に例えると何ですか。そしたら、タイ焼きと答えたそうです。タイ焼きと答えたらいいです。熊本県をタイ焼きと。もう一同大爆笑だったらしいですね。ただ、それで終わらない。スザンヌさんはその後に、タイ焼きは地味だけど、頭の先からしっぽまであんこが詰まって中身が濃いと。一同、おおとなったらしいですね。すごいと。最初はとぼけても、最後にはきちんと落とさなきゃいけない。我々の質問もとぼけながらもきちんと、こじつけるんじゃないくて、やっぱりやっていきたい。そして、武雄市も頭の先からしっぽまであんこが詰まって、そういう市政を目指して頑張っていたきたい。そして、私もそれで質問していきたいと思います。

まず第1に、市民病院の質問を出しております。市民病院の移譲は決定しております。その件に関して、私は前回というか、前は余りしませんでしたけれども、昨年何度も質問をしてきました。数字がよくわからない。私はわかっているつもりなんだけど、いろんな新聞、チラシ等々で数字がわからない。そして話がひとり歩きしているときが多くて、よくわからないということでは言っておりました。今回は、さっきもちょっと質問、答弁があったと思うんですけれども、再度確かめたいところがあるんですね。それは市民病院の起債残、そして売却後の残った起債残という、そういう借金をどうやって返していくかというところで、売却益を引いて残りを厚労省、総務省のほうの交付税でやるというふうなことでお伺いしておりましたけれども、本当にそうなのか。例えば一部読んだ部分なんですけれども、例えば、数字とか話のひとり歩きというのはさっき本当怖いと言いましたね。私、ちょっと入院していたんですけれども、足ちょっと悪くして入院していたんですけど、帰ってきたら、「あら、牟田君。足切断したと聞いたばってん、ちゃんとあんね」と言われたとですね。やっぱりそういうふうにはひとり歩きするわけですね。ひとり歩きというのは本当怖いんです。その残債務

の処理はどうなっているのか。例えばさっき言ったように、例えばあるところで読んだんですけれども、国から交付金がある。補助があるとそれに充てる。それをほかに流用できるから、それは結局損だということを読んだことがあったんですね。本当にその起債残を補てんする交付税で来るのにほかに流用していいのか。本当に流用してよかったら、やっぱり我々も何だ流用できるんかと。だって、普通考えたらそれで交付税とかなんとか来るのに、ほかで流用していいというふうに書かれている文章もあるんですね。だから、市民が混乱して、さっき言ったように話がひとり歩きしてしまう。こういうところをきちんと再度お伺いしたいと思います。本当に交付金はほかに流用できるのか、それで来る交付金なのに。これが第1点目。

第2点目、これは簡単なやつなんですけれども、きょう佐賀新聞を見て、きのうの質問の答弁のやつ載っていました。市民病院初の黒字。その中で、私はちょっとメモをとっていたんですけど、平成11年病院開設以来の初の黒字ということで答弁を受けたんですが、新聞には池友会から派遣されて以来の初の黒字。これ全然違うわけですね、意味が。だから、本当正確にはどっちなのか。この2点をまず最初にお伺いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、私のほうから精算金の額、そして今後の方針について申し上げたいと思います。

これは、再三再四、御答弁申し上げておりますけれども、精算金は12億円程度と見込んでおります。精算金の財源について申し上げますと、職員退職手当金については、こっちの母屋の退職手当基金を取り崩し対処していきたいと思っています。

続きまして、起業債の未償還元金等については、土地代等の売却代金を充てまして、今後の変動要素を加味して6億円ないしは7億円を借りかえたいと思っております。その償還時の財源といたしましては、22年度に交付される交付税2億円、そしてこれは私どもが強く要望して実現になった23年度から5年間措置される交付税4.5億円の計6.5億円を活用いたします。したがって、一般会計の負担は基金の取り崩し、これはもともと積み立てておりますので、そういった意味からすると市民負担はゼロになる見込みであります。

私どもといたしましては、この交付税交付金のあり方については、私も総務省にありましたので、端的に申し上げますと、もともと何に充てるか決めるということを決まっているわけですね。ですので、私どこに書いてあるかそれ知りません。その交付金の流用ができるということがそれは何を意味しているのかわかりませんが、一般的に交付金がある場合というのは、その額を算定した価格で来るわけですね。したがって、それが流用とか、流用できるということになるとちょっと私は、今まで私が住む世界とも、その論理からするとおおよそちょっと考えにくいことだと思うので、もしそれを書かれた方がどなたかわかりませ

んけれども、いらっしゃればぜひそれは私とお話を、議員さんですか していただければありがたいと思います。ひょっとするとそちらのほうが正しいかもしれませんので、やっぱり多聞第一ちょっと聞いて、それでちょっと総務省と一緒に見解を求めに行ければありがたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

単月の黒字の関係でございますけれども、確かに新聞記事では昨年の8月以降、初の単月の黒字になったという記載になっております。

この原因といいますか、こういう記事になった要因でございますけれども、国から武雄市がこの病院の移譲を受けまして、それ以降ずっと毎年赤字でやってきておりました。一方、今回単月でということでは初めて出したわけですが、これまで単月でといいますと、資金収支で申し上げてきたわけですが、きのうもちょっと申し上げましたが、例えば職員の期末手当、勤勉手当、あるいは減価償却費、こういったものは一どきに出るものですから、毎月毎月計算をしていきますと、支出が多い時期がどこかに多く出てくると、こういったこととなりますので、そういったものを月ごとに平準化をしたいということで、昨年の8月以降はそのような方式で計算をいたしまして、初めて5月に黒字になったということでございます。

それ以前につきましては、先ほど申し上げましたとおり、月ごとで言いますと、資金繰りがどうだったのかと、資金がその月に足りなかったのか、あるいは少し余剰が生じたのかということでやってまいりました。そういった資料がなかったのも、そういったものをきちんと申し上げるとするならば、昨年の8月以降は単月で黒字になったというのが正確な期日だったということで考えておまして、年ごとで申し上げますと、開院以来ずっと赤字が続いていたということでございます。

議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

まず交付税の流用の件で、これはもう本当大切だと思います。我々はいつもいつも資料、そしていろんな交付税見ながらやっているわけですね。いろんな交付税がほかに流用できるとなれば、これから大きくいろいろ変わってくるので、きちんとそここのところを確認したかったんで聞きました。

2点目、今病院事務長が言われたように、我々何でこれを聞いたかというと新聞を見た方が言われるんですね、開設以来初めてというのと、8月以降初めてというのじゃ全く違うと

いうふうに。だから、どういうふうに違うんだということで言われました。それ以前の資料はなかったということと、もう1つは、ずっと毎年赤字を出しているということなんですけれども、その辺のところをきちんと出せば出していただきたいと思います。我々もちょっと説明をしなきゃいけない。例えば、議会報告といろんなところできちんと説明して、正確なことをお伝えしなきゃいけないので、お伺いしました。

では続きまして、病院に関して2点目、先ほど壇上で言いましたけど、ちょっと入院していたんですね。ひざから下を手術して。これは太っていたからじゃないです。からじゃないです。よく太っているからと、ほとんど多くの方が太っているからだろうというふうに言われたんですが、じゃないんですね。足にちょっと悪質のウイルスが入りまして、それで手術をしたわけなんですけれども、やっぱり私、真っすぐ市民病院に行きました。真っすぐ市民病院に行って診てもらいまして、MRIとかいろいろ撮りまして、あと三、四日遅ければ切断しなきゃいけない状態になったかもしれないというふうに言われました。やっぱり本当に私自身も早く来てよかった。真っすぐ来てよかったというふうなことも思いました。

ここで質問ですけれども、先ほどこれも質問者から出ました地域連携ですね、地域連携。昨日も9番山口良広議員が言われましたように、地域連携がどうなっているかということで、山口議員のときには三者協議を行っておりますと、以前は顔を合せなかったのが、合わせるようになったのも進歩です。あとはゴールデンウィークのときに紹介率がふえましたというふうなことをお伺いして、先ほどの江原議員の答弁では40%ぐらいということだったんですけれども、実際のところ、今現在は40%に近づいているだったですかね。実際のところ以前と比べたらどうなのか。以前、市民病院のときから我々もちろん議員しておりましたし、先ほど江原議員の質問の中でも、以前は病院連携で成り立っていた病院というふうにおっしゃられていました。そういう中で、その40%が以前と比べてどうなのかというのをきちんと把握しておかなきゃいけないと思っております。その以前の市民病院は病院との地域連携で成り立っていたというところで江原議員おっしゃっておりましたけれども、平成17年ですか、江原議員と同僚の平野議員と中津市民病院に行きましたね。中津市民市民病院で、あそこは紹介率がすごく成り立っているというところに、あそこは2つ理由があって小児科が整っている。そして紹介率が高い。というのは中津市民病院の病院長さんは、元市長さんだったんですかね、ということで紹介率が高いということで成り立っていると。だから、武雄市民病院ももっと紹介率を上げなきゃいけないですよと私と平野議員とでここで言った覚えがあります。ですから、以前のままの市民病院でもまだまだ足りなかったという指摘を我々やってきました。

今回の質問の1つ目ですけれども、その紹介率は以前と比べてどうなのか。以前はまだまだ足りないということでこうやって私も平野議員も指摘してまいりました。今後その紹介のほうをどうするのか。地域連携をどうするのか。これをお伺いしたいと思います。今の2点

ですね。ちょっと繰り返しますけれども、1点目は、以前と比べてどうなっていたか。その今の紹介ですね。40%と答えられた。以前も不足だと指摘をしていたところをちょっとつけ加えて。さらに今後どのようにその連携を持っていこうとしているのか。この2点をお伺いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

それでは、紹介率の関係について平成19年度と現在の比較をしながら御報告をしていきたいと思えます。

19年度の紹介率ですけれども、全体で51%になっております。それから、ことしに入りまして月ごとの数字を申し上げます。1月が43%、2月が45%、3月が50%、4月が49%、5月が45%ということで、平成19年度の平均に近づきつつあるというふうに思っております。

病院といたしましては、これからも病病連携、病診連携ということをさらに深めていきたいというふうに考えております。

議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

前回 すみません、さっき私が四十数%と言って。平成19年で51%、平成20年でそれに近づきつつあると、それを超えた、平均を超えた月もあったみたいですね。

先ほど市長もおっしゃいましたけれども、主役は何なのか、市民ですよ、市民が一番どういうふうにこの医療を最適の状態を受けられるのか。平成19年の武雄市民病院のときも51%紹介率があった。やっぱり例えば、うちの町にも病院あります。いろんなところ病院ありますけれども、私さっき真っすぐ市民病院に行きましたけれども、私は車を運転して足だったけど、オートマチックで右だから行けたんだですけれども、近くの病院行きますよね。そこで紹介してもらおうとか、そこでいろいろというふうに。やっぱり大変だと思います。きちっとそういう順番を踏んでいって紹介してもらわないと。

先ほど嬉野医療センターに任せて補完するという話も出ましたけれども、遠いところは大変なんですよ。やっぱり近くにあったほうがいい。さらに近くにいい病院があったほうがいい。さらに身近に普通の病院があって、普通の病院に行っすぐ紹介してもらうのがいいパターンだと思います。例えば、そこでもう治れば治ったんでいいですよ。やっぱりそれ以上のことがあれば、これからも紹介率を高めていっていただきたいと思えます。

やっぱり地域連携なぜ必要なのか。地域医療連携がなぜ必要なのか。これは役所のためとか、医師会のためにじゃなくて、やっぱり市民のために一番いいと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

そのとおりだと思います。

議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

地域連携、これからも前も言いましたように、物すごくそうやって、地域振るってやっていくというのが市民の医療福祉の向上につながると思いますので、ぜひ努力していただきたいと思います。

続きまして、医療に関しての、病院に関して最後の質問ですけれども、本年に入ってから、特に地域のいろんな方々が、地域にとって重要な方、地域にとってこれからという方ががんで亡くなっています。何かとみにことし目につくんですけれども、例えば、お一人は私が新人議員のときからお世話になっていた方、ちょっと私、入院中で葬儀へも行かなくて本当に残念に思っていますけれども、もう1人は、私が入院中に同じ近くにおりました。私が足を手術して動けないときは反対に向こうから声をかけてくれたり、何度も一日来ていただきました。そういう方々を、多くの方々、今例で2人言いましたけれども、そういう方々が次々にがんで亡くなっています。本当にがんというのは恐ろしい病気で、地域発展のために人が本当に必要なのにその人というのを奪っていく本当に怖い病気であります。

これはどこかで聞いた話ですけれども、池友会が来られてから、病院の先生、福岡と武雄を比べたとき患者さんがどう違うのかと聞いたときに、福岡の方々はちょっとしたことですぐ病院に来られると、福岡の方はすぐ病院に来る。ところが、武雄の方々の特徴で、ごとなってから来んさつという傾向が強いんじゃないかなという話を聞いたことがあります。つまり、ごとなってからというのは間に合わないとき、例えば、私のさっきの足で言いますと、もう切らんぎいかんときとかですね、ごとなったとき。やっぱりそれを防止するにはどうするのか。やっぱり健診ですよ。健診が必要になってくると思います。もちろん住民健診等とか、今ちょうどあっているときですよ。力を入れていただいています。住民健診も今武雄市は三十数%だったですかね、健診率というか（「29%」と呼ぶ者あり）すみません、30%ぐらいだと思います。これは65%ぐらいになると、厚労省からの5,000万円か1億円、多分来ますよね。健診率が非常に低い、武雄は。それと、もちろん市民にも国保と社保というのがあります。でも、同じ市民ですから、そういうのを包括しているんな健診をできるようにしていかなきゃいけません。今現在、武雄市民病院は、総合健診がちょっと弱みみたいですがけれども、今後、武雄市民病院で健診というあり方をどういうふうに持っていくのか。

それともう1つは、病院移譲後も武雄市民病院を継承する新病院が、どのようにこの住民健診、市民に対する健診を行っていくように要望するのか、市からですね。やっぱりそうやって来ていただいた新病院で、市民にとってこういう健診ができますよとかいろんな、武雄に来て、この病院でよかったというふうに、その新病院が武雄市民から足を向けてもらうような形で、その健診制度というのは物すごく重要だと思います。

ですから、今2点、今後、現武雄市民病院で健診制度はどういうふうにしていくのか。そして2点目、新病院で、その新病院に幾つか要望できるという答弁前ありました。要望でその健診に関してはどのようにお願いしようと思っているのか。以上、2点をこの病院のところで最後でお伺いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

私から現在の市民病院の健診の状況等につきまして、御説明申し上げたいというふうに思います。

現在、私どものほうでは、乳がん検診、それから6月から再開をいたしました人間ドック、それから脳ドックもいたしております。そういったものやっております、件数的には平成19年で約600件、昨年度は約400件ぐらいに落ち込みましたけれども、本年度の見込みといたしましては650件程度になっているということで、現在の状況の御報告をさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

今後について市の方針を申し述べたいと思います。

新武雄病院になった場合には、今ちょっと住民皆さんから要望があります総合健診であるとか、例えば、がんで前立腺であるとか、そういった今やっていないことについて総合的にやっていくということをきちんとお願いをしようというふうに思っております。

その上でもう一つ重要なのは、こういうことは言われております。いや、市長さんそがん総合健診ばしても、何かふやしても実はそがんふえんとですよという話もあったとですよ。それ、どういうことかと聞いたら、ここあえて言うと国会議員の候補の方からのお言葉なんです、80%を超しているところは全部共通点があります。どういうことかということ、地域のリーダーがその地区の皆さんたちのがん検診に行こうと、行くばいということをもう呼びかけよんしゃわけですね。それが住民運動として根づいているところはおのずと健診率が80%になって、早期発見、早期治療で、ごもっと行く前に治せるということ。これは非常に参考になりました。

したがいまして、今、牟田議員の御質問を受けて、私はそのがんの撲滅の住民運動の組織をきちんとつくりたいというふうに思っています。リーダーを区長さんであるとか、民生委員さんであるとか、さまざまな方がリーダーであられますので、ぜひ一緒にゴー・トゥゲザー、一緒に健診に行こうという運動をこれ広げていく必要があるだろう、その受け皿として開業医の皆さんであるとか、市民病院であるとか、いろいろあると思いますが、まずハードを整えると同時に、我々ソフトが行くようにそういう運動の組織をきちんとつくりたいというふうに思っておりますので、ぜひ議員各位御理解、御指示、御協力をお願いしたいとこのように思っております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

防げる病魔はぜひ防がなければいけない。やっぱり健診というのがこれから本当に大切だと思います。私も健康というのがですね、先ほど言いました。3週間少々、市民病院のほうに入院しまして、つくづく思いました。

余談ですが、市民病院入院して正直よかったです。いろんな勉強になりました。御飯もおいしかったです。看護師さんも本当一生懸命やっていただきました。もちろん先生もです。やっぱり本当はそうなる前にやんなきゃいけなかったんですけども、今後ぜひ市長がおっしゃられた分やっていただきたいと思います。これは後で4番議員も同様の質問をされるんで、またそこでやっていただけると思うんですけども、ぜひ健診に力を入れて、例えば、それをやれば医療費も下がるわけですね、全体的な。今後の財政にも寄与しますんで、重要な政策として取り組んでいただきたいと思います。

では続きまして、ユニバーサルデザインのほうに2番目移りたいと思います。

ユニバーサルデザイン、これは総合計画マスタープランでも時々名前が出る話です。地球上にはいろんな方がいらっしゃいます。大きい人、小さい人、右ききの人、左ききの人、女性、男性、手が小さい人、大きい人、いろんな方々が公平に使える。十分使える。これをユニバーサルデザインというそうです。

さっき言いましたように、私が手術したところは足であります。足を手術して車いすで2週間。あとちょっと歩けるようになったんで、車いすで2週間ほど生活しました。大体車いす生活とかなんとか頭ではわかるんですよ。頭ではわかるけど、実際やってみるといろんなことが本当不便になってきます。私は、例えば、トイレ。小便のほうは、し瓶を使っておりました。大便になると看護師さんを読んで来てもらって、車いすに移させてもらって、そのままオストメイトに連れてっていただいて、そこで車いすから、もちろん脱がなきゃいけない、よいしょとやると。僕の場合はちょっと排便の音が大きいんで、閉まってから看護師

さんが向こうに行ってから用を足していましたけれども。例えば、押してすぐ来てくれるかどうかかわかりませんよね、トイレに行きたくなくても。やっぱり看護師さんもほかの患者さんについているとき、急患の人とかもいらっしゃいますから、またそういうときに限ってひどくしたくなる波が来るんですよね。本当にそういうときというのはもう大変です。

排せつとか排便は、本当に人間の尊厳を左右する重要な行為です。皆さん見たことがあられるかどうかわかりませんが、がばいばあちゃんのプロデューサーの江森さんという方が前に携わられていました「1リットルの涙」という中でも、主人公の女の子が好きな男の子の前で我慢できずに用を足してしまうと、そういうシーンもあったぐらい、やっぱりそういう排便というのは人間の尊厳を左右するような、そういうふうな重要な部分になります。今もその光景が焼きついています。健常者にとっては何でもないことが、もう今回本当に身にしました。今現在の車いす対応、そういうふうな障がい者、そして、ユニバーサルデザイン対応のトイレの設置状況はどうなのか。また、わかれば観光業者、ホテル等々でもそういう設置しているところの数をお教えいただければ幸いです。よろしくお願いします。

議長（杉原豊喜君）

国井くらし部長

国井くらし部長〔登壇〕

お答えいたします。

身障者のトイレですけれども、市内の主要の公共施設では26カ所で障がい者用の車いす対応のトイレということでしております。そのうちオストメイト対応のトイレが8カ所、公共施設が6カ所です。それを挙げてみますと、武雄市役所の本庁、文化会館、北方公民館、山内の道の駅、それから武雄市民病院です。それから、佐賀国道事務所の武雄維持出張所に、あそこはトイレを貸しますというような看板を上げておりますけれども、そこで1つということです。ほかに民間の施設で、ゆめタウンと西九州道路の川登のサービスエリアにオストメイトのトイレがあるようになっております。そのほか都市計画の管理公園に公衆トイレがっておりますけれども、障がい者対応が1ということになっております。

観光施設につきましては、保養村、駅の交流センター、大楠公園の駐車場、北方四季の駅公園とか、全部で8カ所ありますけれども、全部が障がい者対応ですけれども、オストメイトは対応していないというような状況になっております。旅館等の宿泊施設についてはちょっと今のところ新たな分では把握はしておりません。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

うれしい報告をさせていただきたいと思います。

さきに九州知事会が武雄であったときに、各事務方が、これもう全部で100人近くいらし

たと思いますけれども、複数の方々から、武雄はオストメイト対応が進んでいるねということをおっしゃっていただきました。これは本当にうれしく思いました。このきっかけになったのは、議会では松尾陽輔議員がもう2年ちょっと前に議会で切々と述べられたことを思い出します。そして、今御質問をされている牟田議員が、これ、ちょっと会合の場を忘れてましたけれども、市長、これからはもうオストメイトばいということのを期せずしておっしゃったことが今脳裏によぎって、そのときは私は本当にそうなのかなとちょっと疑心暗鬼で思っておったんですけれども、やはり着実にやってよかったなというふうに思っています。

こういったお声を牟田議員であるとか、あるいは知事会の、各県のことをよく御存じの事務方の皆さんたちからそういったお声をかけられるようになったんだなというふうによろしく思っておりますので、さらに先ほど、ちょっと牟田議員からありました観光施設への設置についても広く呼びかけてまいりたいと、このように考えております。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

市内の宿泊施設関係のバリアフリー関係を申し上げますと、市内にある宿泊施設が30施設ございまして、その中で専用の客室があるのが2つございまして、それから専用の浴室があるのが2施設、それから専用のトイレがあるのが3施設、それからスロープがあるのが8施設、それから浴室に手すりがあるのが7施設ということで、トイレ関係についてはまだ施設が不十分ということで、今後そこら辺の充実については図っていきたいと考えています。

議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

ぜひ対応を進めていっていただきたいと思います。

ただ、これ対応を進めておると、本当にお金かかるんですね。お金が高くかかります、本当大変だと思います。本当はここで地域活性化、今度来る補助金なんて、交付金なんて充てたらどうかなと発言しようかなと思ったんですけれども、それももういろいろ使い道あるでしょうから、どういう財源があるかなと考えました。考えたときに、たばこを吸いながら考えていたら、たばこ税。たばこ税、当初予算見直してみたんですね。昨年の当初予算は4億2,000万円ですよ。たばこ、市に入ってくる当初予算は。ことしの当初予算は1割下がって、3億7,000万円ぐらいで当初予算は組んでいます。ところが、タスポですね、タスポが必要になって、本当に武雄のたばこ税1割減ぐらいで済むんだろうかと。ニュースでいつも言っていますよね。例えば、普通のたばこ屋さん売り上げが10分の1になりましたとか、もう半減していますとか、そういう話を聞きますよね。そうなったときに、今度たばこ税本当に3億7,000万円も入ってくるんだろうかと心配になりますよね。たばこ税。ひよっとすると

ちまたの報道とかなんとかが正確ならば、もう半額以下になりますよね。例えば、市内にあるコンビニエンスさん、僕は正確に把握していないんですけども、コンビニエンスさんで買い物をした。あそこほとんどチェーン店ですよ。ちょっとすみません。最初伺い 最初というか、ここお伺いしたいんですが、地元のコンビニエンスさんというのは地元にはたばこ税がおりるんですか。ちょっとわかればたら答弁していただきたいと思っておりますけれども。

議長（杉原豊喜君）

大庭政策部長

大庭政策部長〔登壇〕

たばこ税については、基本的にたばこを扱う本店とか、本部とか、そういったところがあるところにたばこ税が入っていきます。コンビニエンスについてはほとんど武雄市には入ってきていないというふうに聞いております。

議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

そしたら、とんでもなくたばこ税は激減しますよね。当初予算、昨年は4億2,000万円、本当にさっき繰り返しになりますけれども、ちまたの評判が本当ならば、半額以下ですよ。そういうときに例えば、市を挙げて、このタスポ、タスポでぜひ地元から買しましょう。地元で落ちるところで買しましょうという運動をして、本当ならば2億円ぐらいまで減るのを2億5,000万円ぐらいふやしたと。皆さん方、我々も含めて皆さん方の努力で。その5,000万円をこっちに充てられないもんかというふうにちょっと考えたんですね。このまま何にもしないと、たばこ税減る一方です。入ってくるのが。先ほどちょっとたばこを吸っている何人かの議員にも聞きましたけれども、タスポ持たれています。やっぱり地元で買わなきゃいけない。視察のときも地元から買っていったらっしゃいます。やっぱりそういうふうな気持ちをもっと広げていけば、このたばこ税の減少にはならないんじゃないでしょうか。

たばこ税というのは本当に何ていうんですか、たばこはちょっと阻害されていますけれども、市にとっては重要な財源で、これは先ほど交付金とは違って、目的税じゃなくて自由に使えるお金であります。だから、より重要なんですね。だから、減る分を食いとめて、それ以上にその分をこっちのオストメイト対策、障がい者用トイレ対策に、ホテルとか旅館がやりたいといったときには、それを補助するとか、そういうふうな方策をとってみるのも一つだと思います。だから、これは私が言っているのはちょっと矛盾している部分もあります。4億円入ってきたのを5億円にしようと、その1億円で何かしようという意味ではありません。2億円ぐらいに減るやつを頑張って2億5,000万円、3億円にとどめて、その目減り分のふえた分でそういうふうな施設ができないかというふうな提案で今あります。それに充てる云々は別として、たばこというのは健康に特に留意しなければいけない部分でありますの

で、その辺に関してはいかがでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

角政策部理事

角政策部理事〔登壇〕

本市の財源にとりましては、市のたばこ税につきましても非常に貴重な財源というふうに思っております。議員が提案されているような、今どこでも買ってでもいいような制度でございますが、市内の小売店でぜひ買っていただくという、そういう取り組みを市が行うことについては税増収につながるというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

私も今笑っているけど、来年の交付税の数字を見たとき笑い事じゃなくなるかもしれないわけですね。本当に減っていると思います。だから、その目減り分を何とか回収して、こういうふうなオストメイト対策、そして障がい者用対策、ユニバーサルデザイン対策に充てていただければ幸いです。ぜひ何とかできるようにお願いしたいと思います。

続きまして、ユニバーサルデザインの2点ですけれども、ちょっと市長にお伺いしたいと思うんですけれども、弱者救済というのがユニバーサルデザインの一つです。武雄市は今バス貸し出しをやっております。バスの貸し出しをやってますね。例えば、ある団体、例えば、ゲートボールクラブの愛好会の方々が、佐賀で大会があるから貸してくれと来たところ断られたと。それは何でかということ、市の代表とか、市の主催、県の主催の大会ではなくて、そういうふうな愛好会の主催の　　といっても大きい大会なんですけれども、市の主催ではないからとか、そういうふうなことで言われています。

私は例えば、健常者という言葉は悪いですけれども、若い者が何か使うけん貸してじゃなくて、例えば、高齢者の方々とか、普通、交通弱者というんですか　　が使う場合はそういうのはせっかくあるんだから貸しても何の問題もないとは思うんですけれども、バスが余っていたら、その日に使わなかったらそういうふうに使っていいとは思うんですけれども、交通弱者、いろんな人が使えるような方策でできないもんか、もちろんそのだれかれということじゃなくて、そういう交通弱者の方々が使っていい。その市の主催、市の代表じゃなきゃ使っちゃいけないということではなくて、せっかくあるんだったら使ってもいいと思うんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

大庭政策部長

大庭政策部長〔登壇〕

マイクロバスとか、公用車の貸し出しを行っています。ただ非常にマイクロバスについて

は市の行事等で使うことも多いようでございます。今おっしゃいました障がい者等の対応、これについてはもう少しうちのほうもできるだけ貸し出しができるような方向も含めて検討したいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

部長答弁に補足をいたします。

今、ちょっと済みません。誤解があったらまた御指摘をいただきたいんですが。今その公用車の貸し出しについては、一般的に公共の用に供するという、あるいは先ほどおっしゃいましたように、市の団体として行かれる場合に限って運転手さんつきで公用車を貸しているということが共通の我々の理解だというふうに認識をしております。

今先ほど質問を受けて、古賀副市長と話をしておりましたけれども、やっぱり何らかの基準というのが必要だと思うんですよね。ですので、その車そのものも公用財産でありますので、それはやはりふさわしい基準が要するというふうに思っております。今私どもで考えているのは、例えば、その中に1人運転で大型、中型運転できる人がいるよということであれば、それは車を貸し出すというのは大分ハードルが低くなると思うんですよね。だから、（発言する者あり）ですので、ちょっとリズムが狂いましたけれども、そういったことでちょっと段階を2つぐらいに分けてなるべく幅広く使っていただくようにちょっと基準を検討したいと思いますので、それ前向きにちょっと対処をしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

市民はそうなれば喜びます。やっぱりあそこにあるとけ何で使えないんだと。いろんな団体が言われるわけで、あるとけ何で使えない。やっぱりハードルが高いときがあるですね。だから、そのハードルを、それはもうよしにつけあしにつけ、きちとした基準を再度見直して下げてやれば、合併しているんなところのバスとかが来ているんで、より市民は喜ぶと思います。特に、運転はできるけど、交通弱者と言われる方々は特に喜ばれると思いますので、ぜひ再度御検討をお願いしたいと思います。これも大きなユニバーサルデザインの一つだと思います。

続きまして、ユニバーサルデザイン終わりました、道路・河川に移りたいと思います。

道路・河川に関しては、ちょっと私が議会報告等々をして、これに関して強く行政に要望してくれ、そしてこの議会でも何回か言った部分を要望したいと思います。

まずは国道498号線。国道498号線に関して、今現在、伊万里地区から武雄市側の川古地区

までの計画がなされております。その先のところですね、その先の川古山中地区というのは、若木の石油会社のところから朝日町の川上まで横断歩道が1個もないんですね。横断歩道が1個もない。だから、それも前からきちっと横断歩道をつけてくれと。何キロも横断歩道がないわけですよ。さらに工業団地から出る側は弓なりカーブになって、非常に危ないのに信号もできない。横断歩道もない。これはもう何年も前からここで言い続けて、きちんと警察のほうにもお願いに上がっております。ところが全然音さたもないから町民の方、市民の方からやっぱり指摘を受ける。私も何度もここで言わなきゃいけない。実際今のところどういうふうな状況なのか。端的に言えば現道の整備はどうなっているのかというのを伺いたいのが1点。

もう1点目は、松浦川です。

松浦川河川改修で用地の取得がほぼできている部分があります。ところが、用地は買っているけど、そのまま荒れ放題なんですね。荒れ放題になっていて、そこがイノシシの巣とかツバメの巣とかになっているわけですね。ツバメというのは稲穂がこう出てきてできるとそれをついばんじゃう。そういう巣になっている。ですから、きょう要望は、もうその横でもう田植えが始まっているわけですね。ことしも。横はもうぼうぼう。そういうときに土木事務所をお願いに行ってもなかなかお願いできない。ぜひ市からも早くそうやってその買収終わった後のその整備をお願いしてもらえないだろうか、これは要望です。

1点目、498号線の整備。2点目は、松浦川の買収箇所。もう買収したところは伸び放題になって、普通だったら刈るとは思うんですけども、このその要望を市からも強くお願いできないものか。この2点をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長

横断歩道の件ですが、議員おしゃるとおり、繁昌の公民館からあその若木カーブのコンビニのところまで確かに横断歩道ございません。それで、信号もその工業団地から出る場所は信号もついていないという状況です。そういうところから、信号機設置につきましては、公安委員会との協議が必要になるわけですが、地元の交通安全協会とかいうところとも協力しながら、強く要望していきたいというふうに思います。

それから、松浦川の買収済みのところの荒れ放題という御指摘については、土木事務所のほうに尋ねましたところ、すぐ暫定築堤の工事に入るということを聞いております。それですぐ工事に入るということですので、そのときに草刈りもしてもらえないかということだと思っています。ただ、それがおくれるということになれば、また土木事務所のほうに強く要望していきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

河川改修は大変でございます。せっかくこうやって町民の協力、そして県、国の協力のもと進んでいますので、そういう小さいさかいがないようにやっていただきたいと思いますし、もう1つは、先ほど498号線の信号設置とか、現道整備に関しては地元の交通安全協会と協力してと。もう協力しながら何度もやっているわけですね。協力しながら何度も要望書を書いてやっているんでぜひ再度強くお願いしたいと思います。

では、質問の最後の地域行政についてであります。

地域行政、いろんな項目があります。まず1つ目は、農地・水・環境事業、これを多くの地区が行っております。そしてそれが田植え前が多いわけですね。いろんな整備をするというのは。水害前、田植え前に、いろいろ整備をするんですけれども、結局お金が入ってくるのが何カ月か後、4月に行って、5月、6月末に決定して7月ぐらい入ってくるとか、タイムラグがあるわけですね。でもその小さい地区地区はもう工事を発注したり、自分たちでやったり、もうお金をやらなきゃいけないけどちょっと待ってくださいとか、地区で立てかえてやっている。だから、そういうのをそのタイムラグの間に、それもどうせ入ってくるのはわかっていますから、市のほうで立てかえてやっていただけないものか。要望があるところはですよ。うちは金持っておるけんが、それまで耐え切るところはいいですけれども、要望があるところは先に支払いをしてやるというのができないものか。

先ほど言いましたように、田植え前というのが一番工事をするとところが多いんですね。水・環境事業ですから。それが4月に行って何カ月後ということですから、その支払いに充てる部分を地区が負担しなきゃいけない。さっき言ったようにお金を持っているところはいいですけれども、ちっちゃい地区は早くしてほしいということもあると思います。そういう要望ができないものか。

そして、もう1つはイノシシですね。イノシシはもう何度もここで言いましたんで、今回はその今と水辺環境事業と同じような形で、今電牧、電牧ですね、電気牧さくに関して、申請をしてもこれがつくのがまた聞いた話ではもう夏以降になると。それまでにイノシシがいろんなところ荒らしてしまうわけですね。だから、前もってそういうふうなことができないものか。だから、この2件は前倒しでできないかということですよ。一番必要なときにやっていただきたい。お金も支給していただきたい。そういう設備を整えたいというふうにいるんなところから聞きます。ですから、この2点に関していかがでしょうか。まずこれを最初にお伺いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

まず1点目の、農地・水・環境保全向上対策事業でございます。これについては国、県の補助がございまして、資金の流れは県の協議会がございまして、そこに国の資金の50%、それから県の資金の25%、それから市の資金の25%をそこで集約をして、そして一括して交付するという制度ございまして、どうしても今までの流れでいきますと、6月の末ぐらいにしか金が入らないということがございます。そこら辺について御理解をいただきたいと思います。

ただ、立てかえについては直接市の予算でございせんが、これについてはもう少し研究の余地があるということで、できるかどうかわかりませんが、これについては財政のほうとも協議をしたいと考えます。

それからもう1点の、イノシシでございます。これについては、先日の若木の振興協議会の中、あるいはある市民の方からも、せっかくことし予算があれば早急にしてほしいという要望が私のほうに上がっておりますので、今現在国の交付決定が来ておりまして、6月中には国の認可がおりるということで、今区長さんのほうと設置の時期等について今から協議をして、できれば7月中ぐらいにはできるように対応をしているという状況でございます。

議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

やっぱり一生懸命耕作しておられます。農家の方々の気持ちがもう前倒れになる前に前倒ししてやっていただくよう研究できればと思っております。先ほどいい答弁をいただきましたので、早速地元伝えていきたいと思っております。

ではもう1点、これも要望です。市の職員さんは武雄市内、市外も含めていろんな地域から来ていらっしゃると思います。ところが例えば、A地区というと、例えば、A町は市の職員さん全部で432人いらっしゃる中で、7人ぐらいしかその町には職員さんがいない。別のB町というところも8人ぐらいしか市の職員さんがいらっしゃらない。議員定数の削減がいろんな団体から来ています。そういう中で、我々もその地域の声を届ける一人なんですね。議員定数削減が来るとするのは地域の声はまだ届けがたくなっているということもあるんで、例えば、市全体をカバーするいろんな声を聞くのはやっぱり職員さんの声というのは物すごく地に住んでいらっしゃるから大きいわけですね。ぜひ一定人数以下の職員がいないところには、ぜひその先ほど 何でしたっけ、23番議員が職員の募集のとでいろいろ言われましたけれども、僕はそれとは全く関係なく幅広くPRしていただきたい。武雄市役所に優秀な人来てくれと。地域でも。地域でですね。例えば、今度大学とかそういう学校を卒業することで、今度どがんすると、武雄市役所受けんやと言ったら、去年やったですかね。ああ、もうすみません。締め切り過ぎておったとかですね。できればそういうPRを強くしていただきたいという要望です。どどこ町は少ないという。例えば、数を教えただけでもそのPRになると思います。ですから、そういうことをやっていただきたいというこれはもう要望で

す。

最後の質問ですけれども、今度、防災予算が2億円つきました。うちの地元の若木町ではオフトークということでやりますけれども、いろんな面であと緊急アラート、緊急アラートの話が出ています。独居老人のところは、例えばボタンを押す人がいないわけですね。そういうふうな緊急アラートに関してどのように市は対応されているのか。特に田舎のほう周辺部のほうは、緊急アラートというのが本当に必要な独居老人多いんで必要になってきますので、その辺のところの今後の計画をお聞かせいただきたいと思います。これが最後の質問です。

議長（杉原豊喜君）

大庭政策部長

大庭政策部長〔登壇〕

防災無線の件でございますけれども、一応、特例債を活用しながら行いたいということで、当初予算で議決いただきました。あとその独居老人対策ということではございませんけれども、一応、戸別受信機、戸別子機をつけたいと。これについては区長さん、それから自主防災会の役員さん、それから民生委員さん等に子機を渡したいというふうに思っています。その方々に高齢者等については対応していただくようお願いをしていきたいというふうに思っていますので、高齢者世帯に単独でということでは今のところ考えておりません。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

あわせて独居老人、高齢者世帯を対象にした対応について、私から答弁をいたします。

大町町が住宅用の火災報知器を全戸配布するということで、非常に私は感銘を受けました。さすが武村町長さんだなということを本当にそれは真摯に同じ首長の先輩としてそれは思いました。ぜひこれを武雄でやりたいなと思ったんですが、全世帯となると武雄の場合はパイが大きいので、それはちょっとほかにやっぱり予算もありますので、いかがなものかということを庁内で検討をして、古賀副市長を中心にして検討をしていただきました。その結果、私どもといたしましては、独居老人、高齢者世帯への住宅用火災報知器を、独居老人高齢者世帯への交付について今度の臨時交付金の一部を使って行いたいと決断をいたしました。これによって今独居老人世帯、高齢者世帯が3,353世帯ございます。見込まれる事業費として3,353世帯掛ける1個火災報知器が3,900円するそうでございますので、予算総額とすれば約1,300万円ですね、これを取りつけについてはちょっと今中で検討してもらっていますけれども、ぜひ消防団のお力をかりながらその独居老人世帯の方々と相談しながら、高齢者世帯の方々とご相談を受けながら、つけていきたいと思います。

この際に方向性といったしましては、既にお持ちの世帯、これは余り多くはございません。

古賀副市長もお持ちだそうですが、そういうお持ちの世帯でもやっぱり家が広うございます。そういったところにはまたあわせて持っているからといって配付しないのではなくて、お持ちの世帯でもきちんと配付をするということで対処をしていく方針と決断をした次第であります。いずれにいたしましても、この火災報知器が高齢者世帯、独居老人世帯に敷設することによって、より安全・安心なまちづくりにつながるものと確信をしております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

ぜひ、しっばまであんこの詰まったタイ焼きみたいにすばらしい武雄市になるように頑張ってくださいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（杉原豊喜君）

以上で25番牟田議員の質問を終了させていただきます。

ここで議事の都合上、10分程度休憩をいたします。

休	憩	15時42分
再	開	15時53分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番宮本議員の質問を許可いたします。御登壇を求めます。6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

これより6番宮本栄八の一般質問をさせていただきます。

本日は、1、市民病院について、2、下水道の整備について、3、教育行政について、4、区画整理と観光について、5、道路整備と新幹線について、6、企業誘致の進め方についてです。きょうも多く出しておりますので、早速行きたいと思います。そして、できるだけサンプルに、市民病院の件についても午前中から何回もあっておりますので、私が求めていた答えみたいなやつをもう先に言われておりますので、ちょっと後先になったような格好になりますけれども、進めていきたいと思います。

まず、第1番目の市民病院問題から質問させていただきます。

私自身は住民サービスにおいて、民間でできるところは民間でとの基本方針の考えを持っています。保育所の民営化についても推進してきましたし、水道事業や図書館などの民間委託なども提案してきました。その私が、今回、市民病院の民間売却に賛成できなかったのは十分な納得いく説明や関係者との話し合いがされず進められたことです。これはもう何回も

言っていると思います。まだ同じことを言いますけれども、移譲の選考についても、私のほうは市民病院の機能を引き継いでいくに近いのは佐賀記念病院の敬愛会のほうであったと思うし、プロポーザルでの市民の支持も多かったように思うわけです。しかし、選考委員会は池友会の医師派遣の能力を信じて、優先交渉権者に池友会を選考されて、基本協定を締結したわけです。

そこで、信友委員長が一番期待していたというか、選択した大きな理由はマンパワーだったと思うわけですね。医師派遣ということで、そこに期待して選んだわけですがけれども、実際ふたをあけてみますと、皆さん御存じのように、研修医とか専修医が中心だったと思います。そして、もともと9人で救急が危ないとして、救急をやめられたわけですね。しかし、実際、先ほどにもありましたけれども、今9人になっているんですね。だから、その前はもっと6人とかなんとか、結局、信友委員長がこっちを選択したマンパワーというのは十分に充足されていないというのですかね。池友会に人はいるのかもしれないけれども、こっちにやってもらえないというのですかね。そういう状況にあるのではないかなというふうなことを危惧するわけです。

それと、また当初は市営でやっているのを人が足りないから人をやってくれる、それで今までどおりの市民病院を続けていくんだなというふうに思っておいたら、樋高院長の上に蒲池統括監が来たり、今度、鶴崎最高顧問が来たりして、経営の主体は和白グループの考えのもとに進められているんじゃないかなと。だから、本来の市民病院の体を現在なしていないんじゃないかなというのを、ちょっともともと私が思っていたことからすれば、違うかなと。また、月額500万円の指導料とか、そういうのがその時点であると思ってもしませんでしたし、何か話がずっと池友会ペースで進んでいるなど。今回の移譲先の変更とか、また今度7月から介護事業をすとか、何か武雄市が提案したことじゃなくて、向こうがずっと提案したことを容認しているというような格好になっているのかなと。次の来年の2月以降はそれでも構わないと思うんですけれども、ここについては武雄市が経営している間は武雄市がある程度のコントロールを持ってやるべきじゃないかなというようなことを今思っています。

そこで、1つ目の質問ですけれども、今度、池友会グループの再編で巨樹の会が運営をするようになったということを申し入れがあったということですね。それで、重畳的な債務負担をするというようなことですがけれども、債務というのは、市としては売るときにお金をもらえば済むわけだから、あとは関係ないと思うんですよ。一般民間企業だから要望はできるけど、どうもできんわけですね。だから、一番問題は、運営が、だれがどういう運営をするかということが一番大切じゃないかなと。そしたら、最後に、運営をする巨樹の会に対して全面的に支援をするということだから、巨樹の会の経営と池友会の経営というのはやはり違うから巨樹の会のするやつをサポートしますということになるっちゃんないかなと。全く同じではないんじゃないかな、質の違いがあるんじゃないかなというふうに思うんですけれど

も、そこについて市の見解をお聞きします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

貴重な御指摘をいただきました。まず、答弁に入ります前に、ちょっと事実誤認をされておられますので、私のほうから補足の説明をしたいと思っております。

1つが、本来の市民病院を引き継いでいないとおっしゃいますけど、本来の市民病院って一体何でしょうか。やっぱりこれは関連論よりも、およそ患者様を中心とする具体論で言わないと、恐らくこれはかみ合わないと思うんですよね。議会の場でこれを言うのは余り現実的ではないと思いますけれども、私としては、本来あるべき市民病院を今、市民病院ののれんとして構築しているのが今の池友会の姿だというふうに認識をしております。

そして、指導料の話が出ました。これも費用対効果なんですよ。指導料を出したことによって、さらにそれが便益を生むということでありますので、その結果、5月の単月の黒字になっておりますので、私としてはこの指導料があったからこそ単月の黒字があったという大きな要因になっていると思います。

そして、池友会ペースとおっしゃいましたけれども、これについては、基本的に私は皆様方からリコールを受けたときに選挙に出ました。そのときの公約に掲げておる中身について、そこに池友会も私も拘束を 私は選挙で当選をさせていただきましたので、拘束をされております。その中に、すべてお約束を書いておりますので、今その方向に沿って動いておりますので、これは池友会ペースではなくて民意ペースだというふうに私は理解をしております。

そして、移譲先の変更の話が出ましたけれども、これも2回目登場することになりますけれども、あくまでも移譲先のその時点においては 現行は池友会ということになっておりますけれども、重畳的引き受けとして池友会及び巨樹の会というふうになっております。ただ、これはさきの議員、ちょっとどなたただか失念をいたしましたけれども、あくまでも巨樹の会と、例えば地権者であった場合の契約は 失礼しました。巨樹の会と地権者になります。

そういった意味からして、この池友会の重畳的債務の引き受けということに関して言うと、その後何らかの問題が生じた場合、債務ですので、問題と置きかえてもいいかもしれませんが、生じた場合に、池友会が同じ共同の債務を保有するという理解でありますので、これは1足す1が2になったということで理解をしておりますので、より我々としてはきちんと払っていただく。根っこが池友会にあるという意味からして、さらに安心の材料がふえたというふうに認識をしております。

いずれにいたしましても、重畳的債務の引き受けという追加の要件を出したのは、あくま

でも地域医療の安定と、もう1つが税金、これが入ってこないことになったら非常に困るわけであって、それを回避するために、我々はこういう対応をしたと。我々としてはいいことをしているというふうに認識をしておりますので、ぜひ宮本栄八議員におかれても、そういった認識を同じくしたいなというふうに、かように思っております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

その重畳的債務というのは、債務はいいんですよ。結局売るときにお金をやらんと売らんだけの話だからですね。ただ、その後のどういう病院像になっていくのが市民的に一番大切なことじゃないかなと。そいぎ、今までは市民ペース、市民ペースと言われますけれども、私の見るからには和臼ペースというか、池友会ペースにしか見えないんですよ。言われるように、私の見方が悪いのかもしれないけれども、そういうふうにしか見えないんですよ。だから、そこを何とか克服せんといかんというふうに考えているわけなんです。

そこで、だから私は、質的にちょっと違うんじゃないかなと、自分の勝手な想像かもしれないけれども、救急系からリハビリ系になってきているんじゃないかなという、ちょっと危惧もしているんですよ。それはどういうことかと申しますと、市民病院ののれんはどうなのかというふうに言われます。私が思う市民病院は、前の18年の外来担当診療表に消化器、呼吸器1とか、消化器2とか、消化器3とか、内視鏡とか、消化器4とか、外科、共通診療8とか、結構内科系というですかね、そういうのが 脳神経もありましたよね。たしかありましたけれども、脳の医者を何で途中から必要としたかというのは、外科をするために同時に脳も見らんといかんということで、脳も設けたし、リハビリも内科、外科を補強するためにリハビリを後からつけたというのが武雄市民病院の歴史じゃなかったかなというふうに思うわけなんですよね。私はそういうのが武雄市民病院の前の姿だったと思うんですよ。しかし、今の外来診療担当表を見れば、脳神経には阿部さんと藤村さんと玉置さんですかね、3人おられるんですよ。整形も藤井さんと小林さんと2人おられる。ここで5人が使われているというですかね。そっちに偏っているんですよ。だから、これを見るところによれば、樋高先生と今度武雄市が雇った中家さんというんですかね。今度、菊川先生が帰ってきたということで、3人ということになるもので、どう見ても私の思う武雄市民病院ののれんというのは、内科系から脳とか整形外科に特化してきたんじゃないかなというふうに私は感じるんですよ。

そこで、それが具体的にどういうふうなところでわかるかということ、ことしですかね、理学療法士とか作業療法士が、前は3人だったと思うんですけども、それが33人になっておるといわけでしょう。だから、33人もなっているということは、質が変わるから33人にな

っているんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺どうでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

さすが宮本議員だなと、やっぱり思いましたね。5年ほど前だったら、その議論というのは、恐らく通説として通用していたというふうに思っています。ただ、政治も変わる、医療環境も変わる、行政も変わる、そういった中で今どういうことになっているかということ、これは厚生労働省の見解でありますけど、もう御存じだと思いますけれども、厚生労働省の基本的な見解はプライマリーケア、すなわち1次、内科等については、開業医の皆様たちが主に所管をするということになっております。その上で、こういった武雄市民病院のような大きな病院、総合病院と例えていいのかもしれませんが、とりわけ救急告示病院に果たす役割というのは、プライマリーケアを補完するという位置づけになっております。それはとりもなおさず、医療のそれを供給側とすると、重複があるよりはむしろ、きちんとある程度分けて幅広く対応するというのが厚生労働省の流れだというふうに私は理解をしております。これは議員も最新のことは当然御存じだと思いますので、それは御理解いただけたらと思うんですよね。

その上で、私たちが考えなければいけないのは2つあります。1つは内科医の扱いであります。私は、きのうも答弁をいたしましたけれども、あくまでもやはり地元の医師会の皆さん、開業医の皆さんあってこそその武雄市の医療だというふうに本当に思っております。そういった中で、私たちが考えなければいけないのは、うまく連携をするといったときに、余り武雄市民病院に内科の先生をふやすと、ほかの開業医の皆さんたちが非常に困ると。現に医師会のメンバーの方々から極秘に、内々に私のところにそういう声も寄せられてきます。それは、さもありませんかと思えます。そういったことから、私たちとしては、全体の地域バランスの中で市民病院が補完をするということ。平たく言えば、開業医の皆さんたちがやろうとしてもできないこと、例えば夜中の診療であります。あるいは脳であるとか、心臓であるとか、交通事故でちょっとこれは大変ばいということは市民病院が引き受けるということで、開業医の皆さんたちも、本音は助かっているんだよということをおっしゃるからこそ、何というんですかね、古賀事務長からあったように、紹介率がもう40%から50%に行きつつあるということになっておるといふふうに思っております。

そういったことで、私たちとしては ちょっと何が質問だか……（発言する者あり）あ、そうか。答弁をいたしますと、要するに全体の地域バランスとして考えるべきであって、そしてもう1つちょっと答弁をいたしますと、今度、確かに理学療法士の方々がふえているということに関して言うと、私は医師会の方から聞いた限りにおいて、これも今、世の中の流れであると。要するに、例えば救急で治す、あるいは脊髄系であるとか関節系をすぐ治す

と言っても、そこにリハビリテーションがちゃんと加わらないともどおりにならない。もしくは遅くなるということから、土日を含めてきちんとケアをする必要があるということのようです。したがって、今の救急救命に当たってはリハビリというのはセットに、もう今なっているということでもあります。短期的には救急医療で治して、中・長期的にはリハビリで治して早く社会復帰をしていただくということが流れになっていて、それが今の患者様、あるいは医学の最新の状況のようですので、それも議員御理解をしていただけると、話せばわかると思いますので、ぜひそういうセットでバランスを含めて御議論に加わっていただければありがたいと、このように思います。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

私も今度、民間に1次医療を任せて、開業医とバッティングしないという市長の話を、そういう考えがあられたのかなというのが初めてわかったんですけども、1次から3次まで24時間365日と言われたから、全部されるのかなというふうに思っていたんですけども、その辺、今度方針を2次から何次と変えてやらんといかんかなというふうに思うんですけども、選挙のときに公約されたですね。だから、あるないを言い争ったり、政争の具にしてみいけませんので、事実を事実でやっていかんばいかなというふうに思っておりますけれども、市長が春に公約された常勤医15名の配置の見通しはどうなっているんでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

ちょっとすみません、さっきこれを答弁し忘れておりました。基本的に医療というのは、チーム、そして量より質だそうです。例えて言うと、こういったことがありました。ある50歳代の方が脳の突然の出血で倒れられて これは何人もいらっしゃいますけれども、倒れられて、市民病院ですぐ切開手術をしなきゃいけないということになったときに、その担当医は1人しかいなかったわけですね。それで手術を始められて、1時間後には和臼から2人来られて、計3人で手術をしたというのを私が知る限りでも今3例あります。もっとあると思います。そういった意味からすると、これはほかの県の医師会の人と話をしたんですが、余り数が、常勤医だから何だとかというのは余り 1人とか2人だったら、それは問題がありますけれども、例えば武雄市民病院135床でいうと8人程度、あるいは10人程度だったら、それはどれだけ応援体制が組めるかということで、そういった意味からすると、量は質できちんとカバーをすると、あるいは応援でカバーをするというのが医療の原則だよということをおっしゃったんで、ああ、なるほどと思って、確かにそうだなというふうに思っ

ております。

そういった意味で、今、池友会と連携をしながら、市民病院はもう表裏一体、一心同体で医療の中身についてはやっておりますので、そういった意味で数が何人という議論はもともと池友会は余りそれは拘泥する必要はないよといったことがやっとな今、鈍い私でもわかってきましたので、宮本議員だったら私より数段鋭いというふうに思っておりますので、ぜひ資質的な意味から御議論をして、御指摘を賜ればありがたいというふうに思っております。

なお、私は先ほど24時間365日の医療をしたときに、あくまでも開業医の皆さんと連携をするというのは、この議会でも再三再四、4転、5転、6転もせずに言っております。そういった意味で、ぜひそういったことも御理解をしていただければありがたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

いや、大体医師数論を始められたのは市長自身で、16名おったのが12名になったからと、はっきり言って、人数の問題で民営化を進められたんじゃないですかね。そしたら、もうそのときに質がよければということで、言えばまた話も変わっていたのかなというふうに思いますし、また今度の選挙のときも15名と書かないで、質をよくしますと書けば、それでよかったのかなと。何か、ずっと話がそのときそのとき変わっているような気がするんですよ。24時間すると言ったり、地元のとかが、だから一応15名と約束されたから15名そろえることはできないんですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

ちょっと池友会と話をしたときに、今の武雄市民病院のあり方を考えた場合に、今の医師数で今のところぎりぎり許容範囲の中にと。医師をいたずらにまたふやしちゃうと、我々の税金で医師さんを雇うことになりますので、これもある意味、費用対効果だと思います。そういった意味で、量より質だと申し上げたのは、例えば10人の人たちが1人が15人というのは乱暴だと思います。しかし、例えば10人の人が15人分働くと、一定それが実際経営上の効果、5月単月で300万円の黒字であるとか、少なくとも私に寄せられた声で、やっぱり7割から8割、好意的な声が寄せられているわけですよ。そういった意味からすると、私は十分この数字でいけるというふうに思っております。

そして、ちょっとさっきすみません。大事なところを緊張して答弁し忘れておりましたけれども、私が救急医療をやめたいと言ったわけじゃなくて、当時の市民病院のドクター、あるいは看護師の方々から、この人数だと対応できないから、もうやめたいというのが当時の

副院長さんを中心に私のところにありました。私が何もやめさせたとか、そうではなくて、この人数では無理なんで、ちょっとやめさせてくださいという申し入れがありましたので、私がそれをそれはそうだなと是認をして、その間に、これは黒岩特別委員長の御指導によりますけれども、早く救急医療を始めるために、処方策を考えなさいという大所高所からのアドバイスをいただきましたので、それに沿って再開をした次第でありますので、その前後関係だけはぜひ御認識をしていただきたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

多分、信友委員長はそういうふうなことは思っていないと思うんですよね。多分、池友会が来て、人数を確保されて、それで進んでいくんだろうと思われたんじゃないかなと。そこで、人数が少なくても無理してすればいいというふうには考えられていなかったんじゃないかなというふうに私は思います。

そして、次はちょっと私が不審に思うところを今回質問しているんですよ。不審に思うのは、前に市民病院ニュースに午後の診療を再開しますと大きく書いてあったですよ。でも、どう見ても、この外来担当診療を時々取り寄せているんですけど、午後はまだ何回かしかあいていないように思えるんですよ。午後の診療はこれで再開したことになるんですかね。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

御指摘のとおり、午後の診療につきましては、診療科によりましてはできないときもございますけれども、基本的に24時間365日、請負するという体制で現在のところはやっているということでございます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

ちょっと答弁を失念しておりました。先ほど15人の話をいたしましたけれども、市民病院の最高顧問の鶴崎さんが、これは記者さんたちの会見か、ぶら下がりか、ちょっと私はその場に同席していなかったのだからわかりませんが、このようなことをおっしゃいました。今後、市民医療の中核となるように頑張ると。ついてはドクターも30人から40人来るようにするというおっしゃっていますので、そういった意味からすると、信友委員長がおっしゃられるマンパワーにはきちんと充足をするし、それ以上の効果が私は認められるというふうに認識をしております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

何かマンパワーがなくてもいいと言われた後に、今度はマンパワーが来ますということで、ちょっと私もよくその辺が今は急に理解できないんですけれども、午後の診療というですかね、午後の救急の受け入れであって、午後の診療ではないんじゃないかなというふうに私は思います。これで診療しているといったら、ちょっと担当医がいないで診療しているということになるから、救急の受け入れをしているということになるかなと思います。

次に、もう1点わからないのが、24時間365日、救急を受け入れますというのであれば、休日急患センターというのは二重投資ではないかなと思うんですよ。もともと市民病院ができたときにも私は、休日急患センターと二手に分かれんで、もうまとめたほうがいいんじゃないですかと、そういうふうなことを言っていたんですよ。しかし、そのときは結核の病床があって、結核があるから、子どもは余り来ないほうがいいだろうということで、ああ、そうですかということでしたけれども、今度結核がなくなったから、24時間365日するのであれば、休日急患センターにまたお金を投資する必要はないと思いますけれども、その点はどうでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

まず、救急医療を理解していただくために、救急医療体制についてちょっと御説明申し上げたいと思います。

まず、第1段階に救護というのがあります。これは病院に行く前に行う救護活動、これは消防署による救急救命士等による対応で、状況を見まして各医療機関に運ぶ救護というのがあります。その次に、1次救急医療ということで、かかりつけ医、休日急患センター、在宅当番医ということで、これは軽症患者に対する外来の診療でございます。そして、近隣の医療機関との連携により搬送を行うような業務でございます。2次医療としましては、入院必要を要する医療機関ということで、ここで24時間365日の緊急搬送を受け入れるということでもあります。これが病院群輪番制の病院、救急告知医療機関ということで、ここに市民病院が入っているところでございます。それから、3次医療ということで、救命救急医療ということで、ここも24時間365日の救急の重篤な患者を受けるところで、県立病院とか佐賀大学の医学部附属病院、久留米、聖マリア、九大というようなところが担っているところでございます。

これで、今の説明でおわかりと思いますけれども、休日急患センターでは、これは平成6

年からでございますけれども、日曜、祭日、昼間の時間帯の1次の軽い医療を受け皿として医師会で委託をお願いしておるわけですね。近年の受診状況につきましては、年間約2,550人、1日平均三十五、六人ということがっております。そして、今議員が申されておりましたように、休日急患センターは受診者の約6割は小児科であるという市民病院にない特徴もあるところでございます。

また、市民病院は入院や手術の必要な方の1.5次及び2次の医療機関となっており、2次救急医療の先ほど申しました病院群輪番制病院、24時間の365日の救急告知医療機関に位置づけられ、1次医療ではできない高度医療を行ってもらっているとともに、時間外の不足診療科目の補充、充実を図っておるところでございます。

もし休日急患センターを廃止し、市民病院だけの対応になりますと、医療の〔発言取消〕、また休日の急患に来られている1日三十五、六人から40人程度の患者の方が受診しますと、本来の2次医療に支障を来すということでもありますので、二重ではなく、双方の医療体制の中で1次、2次という区分けをしながらやっているということ、市民の安心と安全の確保をしているところでありますので、決して二重じゃないということ御理解願いたいと思います。

〔29番「議長、議事進行について」〕

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）

今、答弁の中で、結局1次を病院ですれば〔発言取消〕するという話がありますが、〔発言取消〕するて何ですか。だからしないんだという話は患者をばかにした話ですよ。愚弄した話ですよ。そんな答弁は、そりゃ、政府は言うかもわかりませんよ。しかし、我々は腹が痛かったり、頭が痛かったり、苦しいから行くんですよ。そこら辺の〔発言取消〕みたいに、たばこ買いに行くようなものじゃないですよ。そういうことはやめてほしいんですよ。

議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行について執行部に申します。

ただいまの答弁の中に〔発言取消〕とか発言がございました。そこら辺について、十分今後発言には注意をしていただきたいと。ですから、できればこの分については取り消しを。
國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

今御指摘のありましたように、非常に失礼な発言をしました。私の趣旨とするところは多数行ってということ、そういうふうな言葉を使ったということで、非常に申しわけございませんでした。

〔29番「取り消してよ」〕

議長（杉原豊喜君）

ちょっと待ってください。國井部長、今の発言、〔発言取消〕というのは取り消す……

國井くらし部長（続）

はい。今の〔発言取消〕というのは非常に迷惑かけました。取り消しをお願いいたします。

（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

今の部分は取り消しをさせていただきたいと思います。

議事を続けます。6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

市民病院は1.5次と言われたですよ。市民病院は1.5次なんだと。途中では2次医療の目的でやっているみたいなことを言われたですよ。私もそういうふうに思っていたんですよ。でも、結局24時間365日、重症から軽症まで全部見ますということを行ったわけでしょう。だから、そういうことであれば、さっきの部分の1.5次も重なるし、いいんじゃないですかと言ったわけですよ。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

私どもとしましては、あくまでも1次と2次という区分けの中での医療体制ということで認識しております。（「それでよかて」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

答弁を補足いたします。

1次、1.5次、2次と聞きよったら、だんだんわけくちやわからんことになりましたので、ちょっと簡潔に整理をして答弁をいたしますと、やっぱり濃淡があるんですよ。24時間365日医療をするといったときに、先ほど國井部長からありましたように、例えば小児救急をどうするんだという話については前の市民病院も今の市民病院もそれは特に内科系は対応できませんので、これは休日急患センターに対応していただくと。特に先ほど私はちょっと説明して、おわかりいただいたと思ったんですが、今の厚生労働省の見解が基本的に1次ということは、1次もちょっと定義はいろいろありますが、1次医療の場合は開業医の皆さんたちが行くと。したがって、休日急患センターが主には開業医の皆様方の集まりでございますので、そういった中でケアをしているということにすると、何ら矛盾は生じていないというふうに思います。重なる、重ならないの議論は、余り生産的ではないというふうに思っていて、どういう医療をどういうふうに区分けして連携をするかという具体的なことで進めたほうが、

より多くの市民の皆さんたちがごらんになられていますので、宮本議員におかれましても、そういった建設的な御指摘を賜ればありがたいというふうに思っております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

ただ、市が言っている、私がずっと今まで聞いた1次は行ってくださいと。1.5次からしますよというのと、またもう一方に市民病院が宣伝する365日、1次から3次までという宣伝文句にちょっと、先ほどは3次で、聖マリアとか何か言われたですね。だから、そこは違うんですね。違うことを市から同じと一緒に言われるということに、先ほど言いました疑問があるのをずっと問いただしている1つということなんですね。だから、そこはちゃんと整理をしていただきたいと思います。

次は、結局、もう話がくるくる回ってよくわからんということで、だから今度の市民病院を受けた新武雄病院がどういう科があって、30人と言われましたけど、どういう医者が30人いて、どうなるかというのを出してもらいたいという質問を最後する予定だったんですけども、秋口に契約を結ぶと。契約と計画と違うのかもしれませんが、リンクするところもあると思いますけれども、その計画というのは出してもらえるのでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

昨年、池友会のプレゼンテーションがっております。その中で、診療体制につきましては、現在市民病院でも内科とか消化器内科とかいろいろ科が12科ぐらいございますけれども、これに脊髄、脊椎、専門の先生もこの5月から来ていただいておりますけれども、こういったものを加えた科でスタートをしたいということで聞いております。

議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

ちょっと今の話じゃ、この間のプレゼンテーションの中の何枚かのパネルの中の一部に付加したぐらいの計画しかないんですか。もっと詳細に内容をきちっとした、そういうのをつくれる計画はないんですか。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

近いうちにそういったきちんとしたものを提示いただくというふうに思っておりますので、

期待をいたしておるところであります。

議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

ちょっと今の言葉で安心しました。確実に実施されることを願っております。私が前回もしつこく三者会議とか、市民会議とか、四者会議とか、時間を30分ぐらい費やしてしましたけれども、結局は時間給の人が話をしているぐらいの話で、言われることと現実の実施が余り結びついていないように思いますので、そこはぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

また、市長に聞きますけど、秋の契約といえますかね、契約の精度というのはどのくらいの精度のものの契約なんですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

御質問の趣旨がよくわかりません。申しわけございません。

議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

市長が池友会というか、今度の重疊的な、両方とされるのか、各法人とされるのか、ベンチャーをつくって出資率でされるのかわからんですけれども、その契約の精度というですかね、詳細な取り決めというのはどの程度考えてあるのかなということでお聞きしているんです。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

すみません。ちょっと御質問の場合は余り抽象的過ぎると、ちょっとこちらもどう答えていいのかわかりませんし、もし、そういうことを御質問あられば、やっぱりきちっとそれは通告をしていただきたいと思うんですよね。その上で申し上げますと、我々としてはあくまでも行政に位置する者でありますので、秋口になるかと思えますけれども、例えば3者協定になるか、2者協定になるかは別にしても、その時点で最大限入れ込めるものは入れ込もうというふうに思っておりますので、精度、すなわちそれが何%になるかといったことについては今の時点ではちょっと答えられないというのが率直なところであります。

いずれにしても、市民の皆さんたちが、議会の皆さんたちが納得していただけるような協定にするということは私たちも一生懸命取り計らおうと思っておりますし、それについては池友会、巨樹の会も全く同じ認識であるということをおし添えたいと思います。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

その答えでいいんですけども、結局、基本協定が余り雑駁ととったから、今度つくられるときにはできるだけ詳細につくってもらいたいという議員としての希望でもありますし、市民としての希望を伝えたところです。

近いうちに新病院の方針なりが出るのを楽しみにしたいと思いますけれども、できれば武雄市としての病院の間もどういうふうな格好でやっていくかわかればですね。今の状況じゃ、急に介護保険事業をすとか言われるもので、その辺も何か事前に2月までの手順がわかったら、そういうのも教えていただきたいと思います。

以上で病院問題は終了します。

続いて、下水道の問題に入ります。

個別浄化槽の拡大と下水道マップの見直しです。

結局、武雄市の水洗化のアップには個別浄化槽の拡大が不可欠だというふうにずっと言ってきましたし、そういうふうにされました。今度、見直しを、農排の部分をなくして、公共下水道の密集していない部分を少し減らして修正はしてあります。しかし、今、都市計画決定183ヘクタールが30年で終わると。その周辺の旧武雄市が240ヘクタールぐらいあるということですね。そしたら、183ヘクタールが30年ぐらいで終われば、残りの旧武雄市の分が240ヘクタールで40年ぐらいかかると。そして、さらに北方町の198やったですかね、約200ヘクタールがそれからかかれば35年ぐらいかかってですね。前は農排のところも足しとって、旧武雄市で100年と言いよったですけども、今度は農排がなくなったですけども、公共下水道で100年というふうな感じになってしまって、なかなかちょっと時間がかかるなど。

それで、これも武雄市もいろんな投資をしていますので、一遍にできないということもわかった上で、もうちょっと個別浄化槽の範囲を下水道マップの見直しというか、公共下水道地区の北方とか、朝日とか、武雄の一部を見直して、できるだけ個別浄化槽が利用できるように、マップの見直しを以前はすると言われていましたけれども、具体的にその辺についても言及をしていただきたいと思いますけれども、その辺の計画についてお聞きしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

議員御指摘のマップの見直しですが、これにつきましては県が22年度に見直しをするという予定になっております。本市においても今年度から見直し作業に入って、県の22年度に合

わせた本市のマップをつくりたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

よろしく申し上げます。そして、できるだけ皆さんに知らせて、皆さんが判断していただくというですかね、また見直しの見直しというのはおかしいので、今度の見直しである程度うちのほうは20年よかばいとか、いや先にさせてくれとかですね。一応私の基準としては家の耐用年数の30年ぐらいをめどにされたほうがよくはないかなというふうに思っています。

次、個別浄化槽にも利子補給をということで、前、4番の松尾議員もちょっとそういうことを言われておりましたけれども、個別浄化槽は融資あっせんはしていますけど、利子補給はしておりません。私もそれでやむを得んかなというふうにも思っておりましたけれども、何か聞くところによると、唐津とかほかの地区でも、ここは公共下水道と一緒に利子補給までやってあるということですので、できるだけ拡大をしたほうがいいですので、利子補給について考えられないかお聞きします。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

議員御指摘のとおり、個別浄化槽には利子補給はしておりません。この利子補給の制度をつくった最初の原因が、集合処理の経営の健全化。何しろ赤字が続いていたと。だから早くみなさんにつないでもらって、赤字を少しでも減らそうということから始まったこの制度でございますので、個別浄化槽については考えておりません。

議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

ちょっと他市がそういうふうになっておったから、したらどうだろうかと。前は集合処理を進めるためということでしたけれども、水洗化率を高めるためというふうに頭を切りかえれば、またそこに余地が出るのかなというふうに思っています。また、いずれしたいと思えます。

次に3番目、公共下水道及び個別浄化槽事業に旧山内町との不均衡是正の理由で合併特例債の活用ができないかということです。

以前、私が個別浄化槽を推進するに当たって、県の市町村課というですかね。合併特例債の審査をしている課があると思いますけれども、そこに行ってこのことを聞いたら、いや、山内町と水洗化率の差というのがきちっと証明できれば、合併特例債の活用もできないことはないというようなことを言われたんですけども、そういうことから考えれば、柔軟性

もあるというですか、前は学校の改修もだめと言いよったですけども、途中から学校の改修も特例債でできるようになっているし、こういう武雄市ですので、建設債よりも特例債のほうがいいと思いますので、そちらのほうを検討してみる気はないかについてお聞きします。

議長（杉原豊喜君）

大庭政策部長

大庭政策部長〔登壇〕

お答えいたします。

下水道事業で合併特例債の対象となる事業というのが、1つは合併に伴いまして、下水道事業を統合するために処理場等を統合、拡張する事業、それからもう1つが、合併に伴いまして下水道等の事業計画を変更して新たに管渠等を敷設する事業というようなものが規定をされておりますので、現在、本市で取り組んでおります公共下水道については対象外となるというふうに理解をしております。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

今の凡例というですかね、その例というのは、今までの合併による増嵩論というか、統合に対する費用というのはあったと思うんですね。だから、そうじゃなくて、不均衡是正ということでしたらどうかというのが提案なんですよ。そして、その市町村課の人も可能性あるというようなことを言われたから、今はそういう答えですけども、一応ちょっと検討をしてみてください。よろしくお願いします。

次に、下水道の第4番目です。西浦地区の下水道整備です。

期限は7年で終わる今の32ヘクタールですね。22年ですけども、武雄市の雰囲気というですか、やり方から見れば、次年度に繰り越したりしてやっていると。だから、23年ぐらいまではかかるんじゃないかなと。その一方で、その西浦通りの道路改修、拡幅をまた7年間でされるというわけですね。そしたら、27年になるんですね。そしたら、結局大きく道路が広がるもので、場所を大きく移転するわけなんですよ。だから、都市計画課長はそれはそれで、ますを1回いけとって、また2年後に移ったときに移動していいじゃないかというようなことも、法律的にはそうかもしれませんが、住民からすれば、2年前にますをいけとって、2年後にまた後ろにますをいけるといっても何か非効率というのも指摘されますので、西浦通り、ここは二百何メートルぐらいだと思うんですね。どっちみち起債をするわけであって、現金でするわけじゃないから、もうちょっと短縮して、24年とかそこらに、道路のほうも下水道のほうも同時にできるようにできないかについてお聞きします。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

西浦通りの事業、確かに議員おっしゃるとおり、ことしから入るといことにしています。そして、7年程度でやりたいと思っております。ただ、この事業につきましては、まず移転交渉がうまくいくかどうかが一番のポイントなんですよね。移転交渉さえうまくいったら早く済むんじゃないかというふうに思っております。ただ、下水道というのは、まだその先に延ばさなきゃいかんわけですね。今は西浦交差点のところを推進で工事していますが、宮野町、あるいは内町のほうまで延ばさなきゃいかんからですね。今の現道に本管については埋設する予定です。ただ、各家庭に引く取り付け管につきましては、建物移転がはっきり道路拡張によって建物を移転せなきゃいかんという人がはっきりしているところについては、取り付け管を、公共ますをそこに設置するというのは無駄になりますので、そういうふうに建物が移動に関係ない人のところまでは取り付け管を持って行って公共ますを設置したいというふうに考えております。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

用地交渉ということであれば、地元の人が協力していただければできることで、地元の人でも多分そういうことを望んでおると思うんですよね。同時にしてもらいたいということですね。だから、そういうことで、私も協力的に力があるかどうかわかりませんが、その辺については協力したいと思いますので、よろしく願います。

次に、教育行政についてです。

今回提案しているのは、武雄小学校の施設の総合的な建築整備の展望です。今までは武雄市の学校改築については10年間ぐらいの計画をずっと順次出されて、その修正というような形とか延伸という形でずっと、みんなが今度は朝日があるんだとか、西川登があるんだとか、そういうことで地元の人がそれなりに対応してきたと思うんですよね。今回が、結局それができずに、いきなり耐震のほうから出たもので、耐震だったらこの2年間でしなくてはいけないので、物すごく慌ててするわけですよね。もう既に発注もしてあるということで、十分に話し合いができないんじゃないかなというようなことも危惧するわけです。

それで、今、武雄小学校のほうは、耐震に当たっているのは先生の職員室ということで、職員室をつくり直すんですけれども、本来言えば、また校舎の場所とか変わったりしたら、本当は職員室から展望のできる場所に子どもが遊んでいるような格好に持っていかんといかんですけれども、今さらそれを言っても、もうどうもできんもので、それはやむを得ないとして、次も多分、武内小学校の体育館も改築せんといかんと思うわけですよね。そして、今度は福祉のほうの保育所の役割及び管理に関する計画では、21年、22年ぐらいに公立として、現保育所近くに移転新築するというふうに大体なっていたんですよね。だから、その時

期も重なりますもので、できれば保育所のほうも 前の予定では現地近くというのは遠くに行かないということで、現場所に建てるということじゃないことを示すために、現地近くにと多分書いたと思うんですよね。だから、あそこの角っこのところから移転すれば、またいろんなプールの位置とか体育館の位置とかすべて変えて、これからの50年に耐えられる小学校づくりができるかなというふうに思うんですけれども、ちょっと今みたいに順次していたら、トータルのバランスができないんじゃないかなということもありまして、総合的な武雄小学校の改築について、どういうお考えをお持ちかお聞きします。

議長（杉原豊喜君）

浦郷教育部長

浦郷教育部長〔登壇〕

お答え申し上げます。

武雄小学校の改築につきましては、基本的に申し上げますと、今発注をしておりますのは基本設計と、それから管理棟、管理特別教室棟の実施設計を発注しているところでございます。

中身的に申し上げますと、武雄小学校全体的な配置をこの基本設計の中でやっていきたいということで考えております。それをしないと、全体的な事業費とかもはっきりつかめていかないということも考えております。

それから、事業振興に関しまして、突発的に耐震だけやるじゃないかということで、確かにそれは、1つは補助金のかさ上げの問題もあります。それと同時に、武雄小学校の改築に関しまして、関係者の皆さん、要するに学校関係者、それからPTAの保護者さん、それから地元の区長さんとか、そういう関係者も入れたところで期成会といいますか、検討委員会をつくって、いろんな意見を聞きながら全体的に意見を調和させながら、よりよい学校建設をしていきたいということで考えております。

その中で、今発言の中でプール移転とかありましたけど、今のところはプールの移転については考えておりませんので、申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

プールの移転は私が勝手に配置をずらして考えただけであってですね。そしたら、今の基本設計の中に、耐震もあるけれども、全体像の設計もあるということで理解していいということですね。はい、わかりました。それやったら、鬼に金棒じゃないですけど、そういうことでよろしく願います。

続きましては、今度、中学校の施設改善です。

この間、ちょっと中学校のほうに行きまして思ったことは　これは武雄中学校です。武雄中学校は、何か部活を推進されていると。そして、今度、中学生に上がる子どもが小学校のときに、中学校になったらという何か希望みたいなやつをおのおの書いたやつを見たことあるんですよね。ほとんど9割方同じことを書いてあるんですよ。何を書いてあるかという、勉強と部活を一生懸命頑張るといのがほとんどの子どもの……。枠が小さいというのもあるかもしれませんが、そういうことで、結構中学生にとっては部活というのは、自分の自己実現というか、そういうもののあれになっているのかなと、希望として持っているのかなというふうに思っております。

それで、この間、武雄中学校に行ってみますと、陸上部の先生が笛を吹く前に、ボールに気をつけてと、こう言われたんですね。サッカーボールが来るから、足を取られて転倒すると危険だから、まずちょっと先生としてはボールに気をつけるというインフォメーションを流しているのかなというようなことを思いました。そこで、ああ、そうか、あと5メートルでも10メートルでも、もうちょっと離れておけばボールが来んのかなというふうなことを思いまして、これは武雄中学校のグラウンドをもうちょっとどうにかせんといかんなど。でも、ある程度、バイパスのほうまで広がっておりますし、宅地も広がっていますし、ちょっとなかなか難しいかなというふうにも思ったんですけども、そこでちょっと自分もただ要望だけはいかんから、ちょっと提案としては重箱堤を埋め立てて、そこをちょっと拡大できんかどうかということを使ったわけですよ。

そいぎ、以前、私たちの小さいころは、あの重箱堤も倍あったんですよ。それで、体育館をつくる時に半分埋め立てられとって、あと残ったですよ。そいぎ、その残りは少ないかなと思って、今度、教育委員会で見たら、体育館よりも大きいんですよ。だから、ちょっと遠くから見た目と実際の平米数というのは結構広いんだなと。そういうことで思いました。そしたら、教育委員会に行って、こういうことを言っておったら、似たような鍋島とか、鳥栖とか、鹿島西部とか資料をいただきました。「似たり寄ったりじゃないですか」ということだったもので、「ああ、そうですかね」ということで、ちょっとあきらめもしていたんですけども、ちょっと夕方ぐるっと回ってみようかなと思って行きましたら、西部中学校は、陸上は蟻尾山公園に行っているらしいとですよ。だから、スペースは一緒だけど、部活的には少ないと。鍋島のほうに今度行ったら、鍋島は女子ソフトがないということで、だから同じスペースだけど、1つはないんだなと。だから、もうちょっとそういう面からすれば、武雄の場合には野球、ソフト、サッカー、男女陸上ですかね。だから、その重箱堤を埋めて、そこに場所をつくっておけば、今度、武道場とかなんとかを改修するとき、結局どこかに行かんと、武道場もできんということで、まず種地をつくる必要があるんじゃないかなということで、重箱堤を埋めて用地を確保したら、今、跨線橋の掘削もあっていますので、その泥なんかを利用してできるんじゃないかなというふうに思いますけれども、

教育委員会の見解をお聞きします。

議長（杉原豊喜君）

ちょっと暫時休憩をいたします。

休	憩	17時
再	開	17時

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

間もなく5時になりますけど、あらかじめこれを延長いたします。

答弁ですね。浦郷教育部長

浦郷教育部長〔登壇〕

今議員が言われましたように、グラウンドの広さにつきましては、生徒数が同程度の学校と比べてもそんなに狭いということはありませんし、文部省等が決めております運動場の面積等から見ても十分クリアをしているというふうに思っております。

ただ、質問がありました重箱堤を埋め立てて何らかの方法で使えないかということでありまして、御存じのように、ここのため池につきましては、農業用水はございませんけれども、2次的防火用水等として小楠地区等が利用をされておりますし、そういう関係もありますので、今すぐ埋め立てて利用したいとか、そういうことにはちょっとなかなか得ない。以前、半分埋めたじゃないかということでありまして、その当時と比べて、防火用水としてのエリア的な問題からして、半分程度埋め立てても大丈夫だったということだろうというふうに思っておりますので、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

だから、私も同じぐらいの広さと聞いたときには、そう思ったんですよ。でも、実際、現地に行ったら、部活をよそでしているということだから、女子ソフトもないということだから、そこをもう一回考えていただけないかなというふうに思います。

重箱堤の消火栓は、また消火栓をつくればいいだけの話で、栄枯盛衰、昔みたいに消火栓のない時代とは違うからできるんじゃないかなというふうに思います。

それと、もう1つ、武道場の件です。そしたら、武道場を今度どうするかわかりませんが、武道場もよそを見に行きました。そしたら、塩田とか見てきたら、柔道の場合に、今は出たらいかんという赤い畳を敷いてあるのがほとんどですね。武雄の場合は、前のおりしてあるんですよ。また、剣道のほうは割れたところだけを伏せてあるというふうなことになっておりまして、武道場についてのお考えをお聞きします。

議長（杉原豊喜君）

浦郷教育部長

浦郷教育部長〔登壇〕

武道場の建設につきまして、これも武雄小学校と同様でありますけれども、全体的な基本設計を今年度発注しておりますので、その配置計画が一応基本設計の中で示されて、その後、いつごろ実施をするかということを考えていきたいということで考えています。

以上でよろしく申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

今の答えは、武道場はひよっとすれば、基本設計の中で建てかえる可能性があるというふうな示唆ととらえていいんでしょうか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）わかりました。そしたら、そういうことでよろしく。ただ、武道場を壊して建てかえるときに、部が休部になるとですかね。やっぱりそういうのも含めて、どこかに1カ所しとってしていかなとできんじやないかなというふうに私は思っています。そいけん、まだ検討してください。よろしく申し上げます。そして、今、跨線橋を削って泥を取っているときがいいと思うんですよね。

次に、第4番目に、区画整理と観光、まちづくりについてです。

まちづくり交付金の活用の規模です。

高架・区画整理に伴って、国のまちづくり交付金を活用して10億円を10億円丸々来るわけじゃないですけども、武雄市も出して10億円規模で区画整理、そして市役所前の広場とかしたと思います。それで、もうこの21年度で終わるということで、私はそのお金で新幹線とか何かできたときの駐車場整備とかにも使わんといかんじゃないでしょうかと、観光宣伝とかそういうのもいいでしょうけれども、そういう基盤整備もしとかんといかんじゃないでしょうかというようなことをずっと言ってきたですよ。その使い道について。

それで、いよいよもう時間がないので、どうするのかと言ったら、いや、また今度、まちづくり交付金をいただければいいからということやったから、そしたら、そこまで私もぎりぎり言う必要もなかったかなというふうに思うんですけども、そしたら今度のまちづくり交付金は何億円規模でどういうふうにしようと考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

第1期のまちづくり交付金、今年度で確かに終了いたします。今現在、第2期、来年度からの分の計画を立てにやいかんという時期になっております。大体11月ぐらいまでには、その内容をはっきりさせたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

このまちづくり交付金で、公園が3,000万円から5,000万円になったり四千幾らになったというのも、ちょっと私、1つ問題にしとったですけども、もっと大きい問題が武雄町のまちづくり協議会でいるんなアンケートをとられて、700万円の使い道とか、そういうのを考えられた中で、桜山散策道と春祭りや街路灯と、もう1つあったんですよね。その中で、桜山散策道を整備するということで、その700万円を使うように言われたから、私は待ってください、待ってくださいと、このまちづくり交付金に5,000万円ついてますよと、まだ使っていないから、これを利用せんですかと。中途半端なものをするよりもいいですよというふうに向こうに言って、都市計画課に聞いたら、それは棚上げして、もう返したとか言われたんですよね。びっくりしたわけですよ。いよいよ町の人自分たちでやろうと、自分たちの金も突っ込もうというときに、返上したというから、あらっと思ってから、それは私も向こうにしばらく直接言えんやっただすもんね。議員のくせに、そがんともよう連絡せんてなくしとおということ責任もあるからですね。でも、そういうことを言いました。

そしたら、責めるわけじゃないですけども、何で建設委員なり議員に5,000万円も返納するときに言ってもらえなかったのか。言ってもらえなかったのかと、時間もないので続いて、今度のまちづくり交付金にそれを織り込めば、いつごろお金が来るのか、それについてお聞きします。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

武雄町のまちづくり協議会が桜山散策道路を計画されているというのは確かに聞き及んでおります。その計画は今回の2期工事は22年度からのまちづくり交付金という形になりますので、今年度の秋まで、11月ぐらいまでに決めるその事業の中で内容をもう一遍突き合わせて、どういうことをされるのか、そこら辺を聞かんと内容に織り込めないと。何しろ、これは都市再生整備計画というのをつくらにゃいかんもんですから、その計画の中に入れられるかどうか。今後、突き合わせをしていきたいということです。

議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

もともと区画整理のときに、温泉に誘致する温泉街の基盤整備もせんばいかんということから始まったあれですよ。だから、それをちょっとせんといかんというふう思うんですよ。だから、次のとも、しっかり取ってもらって、散策道整備だけじゃなくて、こっちの温

泉通りのほうのファニチャー設置とか、あずまや設置とか、もうちょっと来た人が滞在するようなものも要求してもらいたいと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

議員、今おっしゃられたファニチャーセットですね。こういうようなことも、何しろ今回この整備計画をつくりますので、その中で組み込めるのかどうなのか、そこら辺は今後、武雄町のまちづくり推進協議会ですかね、そこと協議していきたいということでございます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

補足答弁をいたします。

そういった個別の中身というのは、一足飛びに議会から私どもの話ではなくて、まず、まちづくり協議会、推進協議会で議員御提案をしていただいて、そこで全体的な総意、合意の上で私どもと協議をしていただかないと、恐らく我々も国土交通省と折衝できんわけですね。そういった意味で、御意見は貴重な御意見として承りますが、ぜひまちづくり推進協で議員の御卓見を生かしていただきたいと思います。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

私はその接点をつなげばいいだけで、5,000万円が流れたことを最低限取り戻さんといかんと。金額が5,000万円が適当なのかどうかはちょっとわかりませんが、それはやらないといけないと思いますので、よろしくお願いします。

次、5 番目行きます。

道路整備及び新幹線です。先ほど、498号の道路のことを言われました。そして、若木バイパスについては、もうパンフレットも国土交通省のほうですかね、佐賀道路事務所から出されておりますので、見ろうと思えば見れますけれども、その先の朝日のほうのルート設定についての今後の見通しと、ついでに、この間、国道35号線の踊瀬付近のS字カーブの期成会に行ったんですけれども、中心線測量をこの間したもので、もう具体的な話がされるのかなと思いましたけれども、ちょっと具体的な話が全然そこでなかったもので、S字カーブの件についても一緒にお尋ねします。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

まず、若木バイパスの件ですが、若木バイパスは確かに今、事業を進められております。今年度も用地買収、あるいは補償を計画されております。それで、買収済みのところにつきましては、一部工事にも着手したいというふうに聞いております。

それから、35号のS字カーブの件ですけど、踊瀬のS字カーブにつきましては、今関係者からの同意が全部そろいまして、今年度も発注済みですが、路線測量が行われているというところでございます。それでもって道路の詳細設計が今年度できると。そして、来年度が用地の測量という形になる予定でございます。

議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

498号は朝日のほうの計画についてちょっとお答えをしてもらったということですね。あるのが、全くないのか、どういう段取りでいくのかをちょっと知りたいなと。朝日のほう、今の発表された次のところですね。

それで、S字カーブのほうは、何か測量に入られると。そして、何か長いのはJRと2年話し合はんばいかんと言いよんさったですよ。その辺は、またその後に2年話し合うようになるんですかね。同時に話し合われるんですかね。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

498号の若木バイパスは今現在やっております。朝日地区のほうの498号ということになれば、まだ全然未定というところでございます。

それから、35号の踊瀬の分ですが、踊瀬の分は今JRとの協議が進んで中心線が決まったというふうに聞いております。

議長（杉原豊喜君）

6 番宮本議員

6 番（宮本栄八君）〔登壇〕

わかりました。以前は、何か測って決めた後にJRと協議せんといかんというふうな話も聞いておったもんだから、これからかなというふうに思いました。

次、長崎新幹線についてです。

これもちょっと長崎新幹線についての疑問というんですかね、将来負担のことについてちょっと考えております。長崎新幹線もいろいろ工事事務所が武雄にできたということもありますし、ところどころに何か、こっち向きとか、こっちに進むような立て札が立っていますよね。この間、これは具体的な線も出してもらったんですけども、結局、今回言いたいのは、

武雄から諫早までフル規格の路盤をつくと。下の地盤はフル規格と。そして、線路は在来線の線路を引くということになっていると思うんですけども、市長は将来的にフル規格もというようなことも考えられていますし、フル規格じゃなくても、フルの路盤のところにはスピードアップのためにフルの線路を引かんといかんという話も今後出てこんとも限らんわけですよ。そのときに、交換したときに、地元負担になるんだったら、最初からはっきり決めて、もう線路の耐用年数まで通常のレールをするのか、もう10年後ぐらいは太かたにせんばいかんない、そこを見越して、大きいのにかえんと、結局住民負担がふえるんじゃないかなというふうにちょっと思うんですよ。その辺についての、かえたときの住民負担についてはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

伊藤営業部理事

伊藤営業部理事〔登壇〕

御質問の内容について、鉄道・運輸機構に少しお尋ねをしてみました。今の認可の武雄温泉駅から諫早までについては、高架並びにトンネルの建設幅につきましては、フル規格で建設をするということでございます。ただし、鉄道については現段階においてはフリーゲージ幅ということでの考え方がなされているみたいであります。これにつきましては、今未認可の長崎県につきましても、長崎県のほうの諫早 - 長崎間についてもフル規格をお願いをしたいというのが長崎県側で運動がなされているところであります。

そこで、御質問のところですけども、鉄道幅、あとはフル規格でつくりますと、鉄道幅について変更をするだけありますので、仮にフル規格の幅をつくるとした場合の負担についてはそうかからないというふうには理解をしていますし、その辺のところでありまして、私も武雄市としましては、このままフル規格で、そして3月議会でこれは山口議員の御質問にお答えしましたとおりで、すべての電車をとまらせるためにも、開業までに機会をとらえまして、国、県のほうにフル規格での線路幅の敷設をお願いしていきたいというふうに考えているところです。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

そこまで考えてあるというのは、ちょっと驚いたですね。議論は別として、いいことではあると思うですよ。ただ、そういうことも考えて、負担が二重にならないようには考えてあるということですね。わかりました。

それともう1点、武雄市からは長崎新幹線については余り説明 余りて、説明受けとらんとですよ。私が聞いたのは、機構の人が地権者に対して説明する地区の一人として聞いたんですけども、そのときにもう1つ疑問に言われていたのが、鉄道高架の高架側道の南側

にできるなら、高架側道を保障されて、新幹線の横に側道がちゃんとつくってもらえるのかというのを聞かれたですね。そしたら、機構の人は、ちょうどそのとき都市計画の人がおらんやったですよ。結局それには何も答えられんということだったんですけども、その疑問についてお答え願いたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

伊藤営業部理事

伊藤営業部理事〔登壇〕

昨年度で中心線測量が終わりまして、今年度につきましては実施設計が取り組まれるものと思います。

既存の道路、水路につきましては、実施設計段階で管理者協議を行うということになっております。必要なものについては機能補償としての補償工事が取り組まれるということになります。新たなものについては、その用地の幅によって、その都度その都度機構側で判断されるものというふうに考えているところです。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

基本的には補償されるということですね。でも、家が近くにあったら家の補償費を全部出さんといかんというのはなかなか難しいかなというような感じも思いますけれども。

次に、6番、企業誘致の進め方についてです。

新武雄工業団地について20億円余りを投資してするもので、早期の完売が武雄市の負担軽減になると思います。若木の工業団地の場合は県営団地だったので、そこまで私たちも市の職員を追い詰めてはしていなかったと思うんですね。でも、今度はちょっと自分の腹ということで、結構小まめにチェックしていかんといかんなというふうに考えているんですけども、結局完成したらすぐでも入れ込まんといかんということになれば、その事前からずっと段取りよくせんといかんと思うわけですね。その段取りの計画を教えてください。

それともう1つは、区画整理地区内の公共エリアも武雄市が世話するということになっておるとも思いますけれども、そこも企業立地課のほうがビジネスホテルを連れてくるのか、物産館を連れてくるのか、ちょっとわかりませんが、その辺についてもどうするのか、お聞きしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

伊藤営業部理事

伊藤営業部理事〔登壇〕

新工業団地の企業誘致の進め方ということでございますが、現段階におきましては、位置を確定させて、今、補償の調査の段階であります。また、この後、実施設計を行って、全体

事業費が確定をした後、販売価格が確定をするということになるわけでございまして、今の段階では、まだ販売金額が未定ということでは、仮に企業側にお話をしても、なかなか進まないという部分が1つ問題点としてはあるということでございます。

今後の問題につきましては、早い時期からこの部分については私ども建設課のほうで実際的なお願いをしますけれども、ある一定の事業費総額を確定させた後、県と連携をしながら、また各地域の県人会あたりにも出向きながら、より早い企業誘致を図っていきたいというふうに考えているところであります。

それから、その都市計画区域のところでございますけれども、まだ私どものほうは都市計画のほうから具体的な話を聞いておりませんので、これについては基本的には民間を誘致するということになるかというふうに思っておりますけれども、企業立地課のほうに話が合った段階では都市計画と協議しながら進めていくということで考えているところです。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（杉原豊喜君）

以上で6番宮本議員の質問を終了させていただきます。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 17時25分